

2007 年 4 月 25 日

水源連だより

SUIGENREN

DAYORI

No.41

水源開発問題全国連絡会◆

ホームページ: <http://www.suigenren.org/index.html>

東京都千代田区平河町 1-7-1-W201

TEL: 03-5211-5429 FAX: 03-5211-5538

郵便振替

00170-4-766559

2月14日「川を住民の手に！国会シンポ」

「国交省要請」報告 特集号



公共事業チェック議員の会とともに 全国からの120名を越す参加で

目次

・2・14「国会シンポ」と「国交省要請」の報告	1
・今年の水源連総会について	4
・国交省要請 議事録	5
・国交省要請を踏まえた再質問回答 水源連コメント	15
・川を住民の手に国会シンポジウム 議事録	26
・川を住民の手にシンポ 資料集より抜粋	
河川法16条と附則	59
1997年衆議院建設委員会議事録	62
・4・19社会資本整備審議会河川分科会報告(球磨川水系) 潮谷委員「承服せず」を貫く	66
・淀川水系流域委員会関連記事・国交大臣定例記者会見	73
・河川行政の民主化を求める要請 国交大臣宛 2007.2.14	74
・「川を流域住民がとりもどすための全国シンポジウム」のお知らせ	78

2月14日、 「川を住民の手に！ 国会シンポジウム」と 「国交省要請」の報告

1. はじめに

2007年2月14日、衆議院第1議員会館第一会議室で国交省への要請、引き続いて「川を住民の手に！ 国会シンポジウム」を「公共事業チェック議員の会」と共に開催しました。国交省への要請行動、「川を住民の手に！ 国会シンポジウム」は、河川整備計画策定の反動化が全国で進んでいる実態、河川整備基本方針の策定が科学的根拠なしに進行して自然破壊と地域社会の破壊を引き起こす元凶になっていることを明らかにし、全国からの国交省に対する怒りの声を結集して、河川行政の反動化を食い止めることを目的に企画したものです。あわせて、この問題が国会の政治課題として認識され、住民運動と国会内活動とが連携することを目的としました。

国交省への要請にあたって、全国に要請団体と要請事項をつのりました。その結果、全国で水問題に係っている67もの住民団体が要請団体として名乗りを上げてくれました。

「公共事業チェック議員の会」に属される多くの国会議員と秘書の皆さんが国会の合間を縫って参加されました。

国交省への要請行動には70有余人が、シンポジウムには120有余人が参加し、「国交省の反動化を許してはならない」という熱い熱気に包まれた一日でした。

2. 国交省への要請とシンポジウム開催の背景・経過

1997年に河川法が改正され、工事実施基本計画が河川整備基本方針と河川整備計画に分離されました。そして、河川法に環境と住民参加の視点が盛り込まれました。河川法改正後3年で河川整備計画を策定した多摩川水系の場合は住民と河川管理者が十分とは言えないまでも相互の話し合いや協働作業を行っていました。2001年から発足した淀川水系流域委員会も住民参加のもとで淀川のあり方をさぐり、「ダムは最後の手段」などを盛り込んだ提言を出していました。しかし、この数年で事態は逆戻りをしてしまいました。以前からダム計画が存在していた水系の河川整備計画策定において、各地方整備局は住民との実質的な対話を拒絶し、ただ意見を聞きおくだけの公聴会でことを済ませる方式をとっています。豊川（設楽ダム）・肱川（山鳥坂ダム）などはダム反対住民と討議することなく河川整備計画を策定し、吉野川（第十堰可動堰可）・天塩川（サンルダム）・利根川（ハッ場ダム、南摩ダム、湯西川ダム）などは住民との討論の場を設けずに河川整備計画の策定が進行しています。「淀川水系流域委員会、1月末休止」は、このような国交省の反動化の流れの象徴といえます。また、球磨川水系では河川整備基本方針が具体的なダム計画を位置づけるものではないにもかかわらず、川辺川ダムを押し付けようとする基本方針が策定されようとしています。（河川整備基本方針の問題点は【補足】参照）

この反動化の流れは現在の政治情勢とも対応しています。前回の衆議院選挙で住民側に立った多くの野党議員が議席を失ってしまったことと、現在の社会政治状況の中で現役野党議員の仕事量が異常なまでに膨らみ、行政の動きをチェックすることが時間的に困難になっていることが関連しています。前回

の衆議院選挙までは超党派の国会議員集団である「公共事業チェック議員の会」がダム反対運動などの国会議員の受け皿として機能していましたが、最近は上記の理由で休業状態になっていました。しかし、今回の国交省への要請行動とシンポジウムをキッカケに「公共事業チェック議員の会」の再構築が行われ、再スタートしました。2月14日は再生「公共事業チェック議員の会」の初仕事でした。

3. 国交省への要請行動の報告

(詳しくは別掲の「河川行政の民主化を求める要請」、「国交省要請議事録」をご覧ください。)

国会議員および、国交省の反動化に危機感を持つ住民、合わせて70余名がこの要請行動に結集しました。国交省側からは河川局の担当者が4名出席しました。会議室全体が参加者の熱意でムンムンする中、「公共事業チェック議員の会」副会長である岡崎トミ子参議院議員と事務局長の保坂展人衆議院議員が進行役をつとめました。水源連事務局が要請書を提出することからやり取りが始まりました。

事前に、保坂事務所を通して要請事項を文書で国交省に通知してあったので、国交省が口頭回答を行い、その回答への質疑応答を行いました。

国交省の口頭回答と質疑での答弁はまったく内容のないものでした。そこで、それを踏まえて、質問項目を整理して、保坂展人議員が国交省に質問書を提出し、文書回答を求めることになりました。水源連事務局が、要請団体の皆さんの意見を聞いて質問項目を整理し、保坂事務所が3月7日に「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」を国交省に提出しました。

4月2日に国交省から文書回答がきましたが、その回答の多くは質問の主旨をはずしたものでした。

くわしくは別掲の「2・14国交省要請を踏まえた再質問・国交省回答・水源連コメント」をご覧ください。

4. 国会シンポジウムの報告

(詳しくは別掲の、「2007/2/14 『川を住民の手に！ 国会シンポジウム』議事録」をご覧ください。)

このシンポジウムは、球磨川水系、吉野川水系、淀川水系、木曾川水系、そして利根川水系の第一線で活躍されている方々から、河川整備基本方針あるいは河川整備計画の策定で経験した、あるいは、直面している状況について報告し、問題提起をして、国交省への怒りを共有することを目指しました。全国から国交省の反動化に危機感をもつ皆さんが結集し、会場は多くの方が立ち見席になるほど、大勢の参加者でうまりました。

「公共事業チェック議員の会」幹事の仁比聡平参議院議員が同会の紹介を行い、福島瑞穂・社民党党首、近藤正道参議院議員、紙智子参議院議員が挨拶を行いました。

ジャーナリストの岡田幹治さんがシンポジウムのコーディネーターをつとめ、最初に基調報告を、次いでパネルディスカッションに入りました。

パネルディスカッションは先ず、各パネリストが自分の関係している河川の問題を紹介、ついで河川整備基本方針策定に関する問題、河川整備計画の関する問題をそれぞれ報告しあいました。残り少ない時間ではありましたが、会場からの発言を幾つか受けて、シンポジウムを終了しました。

5. 国交省への要請、シンポジウムを終えて

河川法改正当時の国交省(当時は建設省)は住民との真摯な対話・意見交換を基本に河川整備計画策定作業に取り組む意向があったはずなのですが、最近の国交省は住民との意見交換そのものも拒否し、

反動化路線をひた走っています。この目に余る反動化への住民側の危機感が国交省への要請行動とシンポジウム開催の原動力でした。

今回の要請行動における国交省の対応は、住民側からの質問に対してまともな回答もできない、という情けないものでした。その対応はあまりにもお粗末で、私たち住民と、公共事業チェック議員の会の国会議員を愚弄するものだともいえるものでした。

国交省にまともな対応をさせるには、住民サイドが互いに連帯して常に国交省に対して問題提起をしてゆくこと、また、「公共事業チェック議員の会」との連絡と密にして国会質問で国交省の姿勢を正していくこと、などの方向性が、要請行動とシンポジウムによって、私たちの共有認識となりました。

私たちにとって大切なのは互いの共有認識を持つことであって、その共有認識を全国に発信していくことが世論や政治を動かす力になっていくと思います。

「危機感を共有して国交省にあたる」、今回は初めての試みでしたが、その試みは、あの熱い雰囲気が出すように大成功でした。今回を契機として新たに連絡をとりあう関係が生まれました。

引継ぎ、10月28、29日の水源連総会において国交省への要請行動とシンポジウムを予定しています。皆さん、互いに力を合わせましょう。

〔補足〕河川整備基本方針の問題点

河川整備計画の上位計画として河川整備基本方針があります。基本方針は河川整備の長期的な目標を定めるものです。想定洪水流量（基本高水流量）を何 m^3 /秒にするのか、そのうちに河道で対応する流量（計画高水流量）に何 m^3 /秒とするのか、ダムなどの流量調節施設が必要か、などです。1997年までは旧河川法による工事实施基本計画がこれらの内容を定めていました。工事实施基本計画の多くは1965～75年頃に策定されたもので、流量データの蓄積が少なく、解析手法も不十分な時代のものでしたから、当時設定された基本高水流量は科学的根拠が乏しく、かなり過大な値になっていることがほとんどでした。新河川法改正による河川整備基本方針の策定はこの基本高水流量を見直すよい機会でした。ところが、国等は、ダム計画の推進を図るため、従前の工事实施基本計画における基本高水流量の値をそのまま踏襲するようになりました。河川整備基本方針の策定では社会資本整備審議会の意見を聴くだけで、住民参加の道は閉ざされています。実際の審議は同審議会の河川分科会河川整備基本方針検討小委員会で行っています。利根川水系や球磨川水系の基本方針策定では市民団体が検討小委員会に意見書を会議に開かれるたびに提出してきましたが、検討委員会がそれらの意見書をまともに取り上げることはありませんでした。その結果、実現性がまったくない基本方針（利根川水系などの多くの水系）や、具体的なダム計画を押し付ける基本方針（球磨川水系）が策定されてきています。

今年の水源連総会について

今年2月14日に衆議院第一議員会館で開催した、国交省要請・シンポジウムの第2弾と水源連総会をドッキングさせた形で行います。

詳しくは、これから検討する予定です。

皆様のご意見をお寄せください。

10月28日(日) 第14回水源連総会 東京

10月29日(月) 午前 国交省への要請行動

午後 国会シンポジウム

両日のテーマ(案)

1. ダム計画固執・住民との対話拒否、という国交省への全国からの怒りの結集
2. 河川整備計画を住民の手に！
 - ・ ダム計画固執・住民との対話拒否への対策
(住民運動相互の連帯、「公共事業チェック議員の会」との連携の確立 など)
3. 河川法第16条の見直し
4. 穴あきダム問題



06年第13回水源連総会(熊本)

国土交通省要請議事録

1. 状況など

- 開催場所：衆議院第 1 議員会館
第 1 会議室
- 開催日時：2007 年 2 月 14 日 11
時から 12 時 15 分
- 国土交通省からの出席者

◇ 河川局河川計画課河川
計画調整室 課長補佐
矢崎剛吉氏

◇ 同局河川計画課河川情報対策室 課長補佐 笠井雅広氏

◇ 同局 治水課 事業監理室 課長補佐 近藤 修氏

◇ 同局 治水課 事業監理室 課長補佐 豊口佳之氏

- 住民側の参加者 約 60 名

- 国会議員の参加者

岡崎トミ子参議院議員（公共事業チェック議員の会副会長・民主党）

仁比聡平参議院議員（公共事業チェック議員の会幹事・共産党）

保坂展人衆議院議員（公共事業チェック議員の会事務局長・社民党）

- 司会進行 前半：岡崎トミ子参議院議員
中間：仁比聡平参議院議員
後半：保坂展人衆議院議員



1. 進行

1) 岡崎トミ子参議院議員挨拶



私は「公共事業チェック議員の会」の参議院議員の民主党の岡崎トミ子と申します。

しばらく公共事業チェック議員の会が動いていなかった。会長の中村敦夫さん、事務局長の佐藤謙一郎さんが議席を失っている間に会合も開かれていなかった。再スタートということで民主党の鳩山由紀夫幹事長が会長を引き受け、新体制を決めた。少し後退しかかっている行政の問題について、公共事業全ての問題について、鳩山会長が「命をかけてやっていく」と会で表明している。

「河川行政の民主化を求める要請」について、先ずは遠藤さんのほうから説明を、ついで順次自己紹介の後に答弁をお願いしたい。

1) 遠藤保男（水源連・事務局） 要請書提出

要請を国土交通省に手渡した。時間がないので前文を省略して要請事項を読み上げた。

別掲 要請書は本誌 74 ページ参照

2) 岡崎トミ子

回答のほうを順次お願いします。

3) 河川局 矢崎剛吉 回答

(河川局からの出席者、自己紹介後)

河川局河川計画課河川計画調整室の矢崎です。代表して回答する。



● 一.河川整備基本方針の策定について

① 現実性がなく、実現不可能な基本方針を策定しないこと。

回答：

河川整備基本方針というのは、水系の人口・資産などを踏まえて全国的なバランスを考慮したうえで国として保障する安全基準を定めて、その安全基準に対して様々な治水方策による実現可能性を考慮のうえ、基本方針を現在策定している。

② 実質的に治水対策の選択範囲を限定するような基本方針を策定しないこと。

回答：

河川整備基本方針は河川整備の基本的な方針とか目標を定めるもので、個別の治水対策を限定するようなことはしていない。

③ 従前の工事实施基本計画の基本高水流量を踏襲するのではなく、森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定すること。

回答：

森林というのは（・・・や市街地に対して）保水力があるということは確信している。森林の保全は重要。森林の機能が、雨が降って土の中に入ってどういう風に出てくるのか、といったメカニズムについては非常に複雑で多様なところもあるので、現実に評価？するのは難しいと思っている。こういった中で、実測された雨・流量を基に流出計算をやる中で、森林の保水力を見込んでいる。

④ 検討小委員会において、住民から提出された意見書についての議論を真摯かつ丁寧に行うこと。

回答：

小委員会では基本方針策定に当たって必要事項については真摯且つ丁寧に審議していただいている、と認識している。

⑤ 意見書提出者を検討小委員会に招致し、委員及び事務局との双方向の議論を保証すること。

回答：

1 級水系の河川整備基本方針については、全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から定めている。こういうことから、高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論する必要があるため、河川法において、社会資本整備審議会の意見を聴いて国の責任においてこれを定めること、としてある。

⑥ 意見書作成の際に必要な資料について、住民に提供すること。

回答：

河川整備基本方針に関連する資料は、例えば河川整備検討小委員会資料等をホームページにアップロードしてある。色々なところで情報を提供している。これらを通じて資料を入手されたい。

⑦ 検討小委員会において、傍聴者に発言の機会を与えること。

回答：

回答が重複するが、1 級水系の河川整備基本方針については、全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から定めている。こういうことから、高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論する必要があるため、河川法において、社会資本整備審議会の意見を聴いて国の責任においてこれを定めること、としてある。

⑧ 検討小委員会は当該水系現地で開催すること。

回答：

小委員会の委員には個別に現地を見てもらっている。現地で審議を行う必要はない、と考える。

● 二、河川整備計画の策定について

- ① 河川法 16 条の 2 第 2 項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会を設置すること。
- ② 上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。
- ③ 上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。
- ④ 同条第 3 項に関しては、単に意見を聴くおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。
- ⑤ 住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

一括した回答：

これらについては、河川整備計画の策定は地方整備局が事務局で行っている。河川や地域の状況に詳しい方に河川管理者としてそれぞれに応じた意見聴取の形を採っている。

4) 岡崎トミ子

用意された回答が出された。これに対する質疑応答をお願いする。

一の基本方針と、二の河川整備計画に分けてください。

先ずは一の基本方針①～⑧まで。

これより基本方針の部、質疑応答

1) 遠藤保男

全体として回答が現実とまったく違っている。

①で実現可能性を考慮しているというが、どう見ても可能性がないものが沢山ある。何年後にその目標が到達できる予定なのかまったく示されていない。

②で限定する基本方針を策定していないというのであれば、「都合の悪い基本方針はお返してください」ということですね。

③で新しい知見では大規模降雨であっても森林の保水効果はある。国の認識はずれている。

④、⑦は「高度に専門的なことなのでお前たちは黙っていろ」ということですね。小委員会を傍聴して「おかしい」ところ、委員の発言を検証している。「おかしい」ところを意見書で言う。それに対しては「安全性を低くするものであるから」というようなことでとりあげない。

今の回答は一つずつ現状と違うことを指摘しておく。

2) 嶋津暉之（水源連・事務局）

「実現不可能な基本方針は策定しない」というが、実際には実現不可能な方針が沢山ある。

一番単純な例として多摩川。石原地点の基本高水流量が 8,700m³/秒。整備計画段階では半分近い 4,500m³/秒にしている。ここ 2.30 年で行うのが 4,500m³/秒。これから 8,700m³/秒はどうやっ

てたどり着くのか。多摩川の上流にはダムを造るところなどない。8,700m³/秒というのはまったく架空のものである。実現不可能である。そういう数値を設定しているのはおかしい。基本方針はいずれは実現できるものでなければいけないはず。実現できないものが沢山できている。そんな無責任なことをして良いのか。

3) 矢崎剛吉（河川局）

河川の守るべき安全度がある。社会的背景・・・がある。実測された降雨量と流量に基づいて必要な流量を算定している。

基本方針は河川整備の基本的な目標を定めるものなので、具体的な目標は20～30年という整備計画の中で定めて具体的な施設整備を考えてやっていく。

4) 嶋津暉之

多摩川の場合、いつ達成されるか分からない、ということですね。

5) 矢崎剛吉

個別の多摩川について分かる分からないということではなく、基本的な目標は基本方針で立て、段階的なものは整備計画の中で立てる。

6) 中島 康（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会）

1級河川の安全度について、例えば球磨川の場合、何故80年に1回にしたのか説明が足りない。小委員会で80年に1回より100年に1回のほうが良いという意見が出たら、中とって90年に1回にしましょうか、という話が出た。これは科学的でもなんでもない。

検討小委員会の人選の問題。これは極めて怪しいものである。球磨川水系基本方針検討小委員会で森林の問題が論議されたが、小委員会に森林水文学専門の学者は一人もいない。ホートン型地表流の説明をしてくれ、という声も出た。そういう委員たちで何故、「森林の保水力は微々たるもの」、という結論が出せるのか。住民からの意見を聞く以前に、皆が納得できる人選をやる必要がある。そうでなければ、小委員会はまったく信用できないものになる。

国交省の資料に間違いが沢山ある。それを指摘しても国交省は直そうとしない。間違っただまの資料で委員たちが議論をしている。今の小委員会の検討のあり方は、国交省の作った資料の読書感想発表会のようなものである。

7) 吉村勝徳（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会）

川辺川の続き。小委員会の都度、熊本から駆けつけてくるが、ものを言わせてもらえない。小委員会では論議になっていない。委員たちは「概ね良好」としか言わない。何故「概ね良好」なのかそこを聴きたい。

8) 矢崎剛吉

ここまでの回答として：

河川の基本的方針を定めるということで、色々な関連する分野の先生方に意見をもらうことが重要と思っている。

9) 仁比聡平参議院議員

国土交通省の説明は、答えになっていない。そういう答え方をするから皆が怒る。森林保水力の専門家が小委員会の中にいるのかいないのか。いないのならいないと、ハッキリ答えなさい。

10) 豊口佳之（河川局）

（小委員会に）森林水文学分野の専門家はいない。



(小委員会に) 森林水文学分野の専門家はいない。

河川の計画を作る上において、我々が必要と思われる専門家に依頼している。森林保水力を微々たるものとしている訳ではない。雨が降って、森林・田畑や市外部、色々のところから川に水が出てくる。それがどういう経過を辿ったかではなく、降った雨と出てきた流量が問題。その河川の雨量と流量を把握した上で、その関係を以って我々は分析している。何処をどう辿ったかという細かな経過を問題にしない。定説がない。

降った雨と流れ出た流量、入り口と出口を押さえて検討している。

11) 遠藤保男

森林の保水力が問題になった経過を説明する。

球磨川水系で最初に基本高水流量が算定されたのは昭和 41 年である。当時の森林の状態は大規模な伐採で非常に荒れていた。現在に至っては相当に回復している。それによって同じ雨が降っても水の出方が大部違うというのか現実である。それに対して小委員会のまとめは、学術会議の答申をそのまま使って、「200mm 以上の降雨に対しては森林の保水力は機能しない」と。こういう結論にしている。きちっとしたデータ解析を行えばそんなことはない、と私たちは意見書を出している。しかしながら意見書に対してはまったく無視をしている。

12) 豊口佳之

森林の保水力は重要で、森林の保全は重要。今の森林の状態をベースにして降雨と流量の関係を把握しているから、森林が保全されなくなって今の状態と変わると(降雨と流量の関係が)変わってしまうのできちんと保全していただきたい。我々は降雨と流量の関係できちんと解析しているつもりである。

今日、沢山の方が集まって、河川行政に対する高い関心を持たれていることは非常にありがたいが、皆さんに不信感を持たれて信じてもらえない。

13) 有友正本(住民投票を実現する会)



降雨と流量の関係を把握している、従って、それが河川整備基本方針・河川整備計画に反映されていると言うことでしょ。肱川では基本方針・整備計画が策定された。説明会を求めた。基本方針のところで「戻し流量」についてその根拠の説明を求めた。情報公開を求めた。出てきたのは破堤した堤防の写真だけである。これで説明責任を果たしたといえるのか。降雨量と流量の関係をきちんと示すことなく、説明責任を果たしたといえるのか。

14) 豊口佳之

説明責任と流出解析と 2 つあるが、流出解析は学問的なものでマニュアルに基づいて行っている。説明責任を果たすべきところは果たさなくてはならないが、もっている情報すべて—個人情報など—を出すわけにはいかない。広く関心を持つことについては出しているつもり。特定な方の関心について広く公開するとなると逆に情報の洪水になるので情報開示で要求してもらうのが良い。

15) 近藤ゆり子(徳山ダム中止を求める会)

降雨と流量を抑えているという。木曾川の場合、基本高水と計画高水は策定されていないが 1968 年のをそのまま変更しないと聞いている。30 年経って状況は変わっているのに数字は同じ。降雨と流出をきちんと



と解析したのか。途中で HQ カーブが大きく変わっている。何故変わってしまったのか分からないという答えはもらっている。にもかかわらず、同じ数値にしてしまう。本当に降雨と流出について科学的にやっているのか。

⑧で現地で開催して欲しい、というのは委員が現地を視察したかというようなことを言っているのではない。流域住民の意見を反映して欲しい、小委員会でも意見のキャッチボールをできるようにして欲しい、ということを前提にしたものである。霞ヶ関まで来れる人はそうはいない。流域住民にとっての問題であるから流域で開催してほしいという意味である。先ほどの回答は答えになっていない。

16) 矢崎剛吉

小委員会資料を通じて理解願いたい。

なるべく早く基本方針を決めなければいけない、と一生懸命やっている。現地でやるのはしんどい。理解願いたい。

17) 酒井 隆 (京都桂川流域住民)

小委員会で淀川水系の議論が3、4回やられている。前回の議事録が公開されていない。何故公開しないのか。淀川水系流域委員会での議論の内容が全然反映されていない。近藤委員長は「私は現地を知りません」と言っている。



18) 豊口佳之

議事録を作るときに内容の確認などで時間がかかる。なるべく早くホームページに載せるようにする。

近藤委員長が「現地を知らない」と言ったのは「現地を詳しくは知らない」という意味ではないのかと思う。

19) 遠藤保男

基本方針の中身がとんでもないことになっている、というのが我々の見方。その理由の第1が現実には則していないこと。その原因は委員長も言っていることだが、「行政の継続性」という言葉にある。実際には従前の基本高水・計画高水を根拠に河道整備などが行われているわけだが、「行政の継続性」を重視することで、基本高水・計画高水のきちとした見直しがまったくされない。このことを十分に認識されたい。長い経過の中で雨による水の出方が変わってきている。皆が認めている事実である。山が丸裸であったことと現実とはまったく違っている。現在の小委員会にはこのような変化に対応できる人が入っていない。

まったくおかしい基本方針を作らないようにするにはどうすればよいのか。

意見書を全然取り上げていない。取り上げても一方的なもので意見書を出したものは発言が出来ない。意見書を提出した人を小委員会に招致して意見の交換を行うこと。

小委員会開催を当該水系流域にすること。自分たちに川のことを遠く離れた霞ヶ関で決められる、未来永劫のことを決められるなんて堪ったものではない。自分たちの川のことは自分たちで決めたい。

20) 豊口佳之

先ほどの回答の繰り返しにならざるを得ない。

21) 嶋津暉之

何故議論するのを嫌うのか。住民が意見書出してもつまみ食いだけして都合の悪いところは無視を

する。まともに議論しようとしな。何故議論の場を与えようとしなのかそれが不思議。自信があるならばやりなさい、堂々と。

22) 遠藤保男

これだけ国民の怒りがある。

これでは回答になっていない。回答できないということでもいいですね。

基本方針と住民との関係をどのように考えているのか。

23) 矢崎剛吉

基本方針については繰り返しになる。全国的なバランスとか国の保障基準に関することなので、国の責任において定める。

24) 遠藤保男

保障基準というのは、流域住民のためなのでしょう。誰のための安全の保障基準なのか。

25) 矢崎剛吉

もちろん流域の住民のための保障基準である。

26) 吉村勝徳

⑦番の傍聴者に発言を認めろ、という問題

球磨川水系において球磨川水系以外で死んだ人も含めていることを訂正していない。市房ダムの崩壊の恐れがあつて避難命令が出た。小委員会では説明責任を果たしていないからデマが飛ぶと。デマとは何ごとか。ああいうひどいことを言われても傍聴者が発言出来ないでいるのはなにごとか。発言の機会だけは、無尽蔵にとは言わないが、ああいうひどいことを言ったときには発言の機会を与えなさい。

これより基本方針の部、質疑応答

1) 姫野雅義（吉野川シンポジウム実行委員会）

この間の議論は出せば延々と材料がある。「基本方針と整備計画は違う。基本方針はこちら（霞ヶ関）で作るが整備計画は現地のマターだ、つまり地方整備局マターだ」と河川局長が言った。では整備計画策定に際し住民の意見はどのように反映されているのか、吉野川で1年検証してきた。

第十堰の可動堰化計画が住民投票で白紙になった経緯はご承知の通りだが、基本方針で再び問題を蒸し返しかねない「治水上支障となる固定堰については必要な対策を施し」という文言が入れられ、

「治水上支障となる固定堰」が第十堰を指すのかどうかということではない、と説明された。

しかし整備計画の検討過程には、「第十堰の問題については別途検討する」ということで入れられていない。これまで、「第十堰が吉野川水系全体の治水上の課題であり、最も緊急な課題である」とされていたにもかかわらず、これを抜きにしてどんな吉野川の整備計画が作られるのか。この問題に1年間答えないままどんどん進めている。

河川局長が「十分な住民参加と徹底した情報公開で河川整備計画作りの仕組みについて検討します」と約束したので、四国地方整備局に何度となく「どのような流域委員会を作るのか、どのような反映させる仕組みを作るのか」という話し合いを申し入れてきた。

しかし四国地方整備局は一切ノーコメントであつた。突如発表されたのが、「流域委員会を設置しない、一方的な意見聞きおき」というやり方だ。これが本当に住民の意見を反映するシステムなのか。1年間、膨大な意見が出たが、それに対して国交省が決めた素案には反映されていない。反映されないような仕組みが現実に今進行している。この仕組みを見直すのか見直さないのか。

2) 保坂展人衆議院議員

今の質問に答えてください。

3) 豊口佳之

吉野川で第十堰の問題が重要なのにその部分がまったく議論されていなくてそれ以外のことが議論されていることで心配かもしれないが、今はとりあえず第十堰以外のことを議論している。第十堰のところは治水上重要なファクターであるからといって、他のことを検討しない訳には行かない。

4) 姫野雅義

吉野川の治水上重要ということで可動堰化を主張していたはず。それならば何故同時並行でやらないのか。それをやらずに他のことを決めることが出来るのか。

5) 矢崎剛吉

同じことの繰り返し

6) 姫野雅義

第十堰問題に触れずに整備計画策定ができるということは第十堰が支障にならないからでしょう？そのことについて何も言わずに他のことができるわけない。できた後でまた、「支障があるから可動堰」というのではどうするのか。

「第十堰は整備計画策定するのに治水上、支障にならない。従って整備計画策定を進める」と何故言わないのか。

7) 矢崎剛吉

回答できず

8) 姫野雅義

土木学会で第十堰の歴史的価値が評価された。河川局長は「第十堰はこれまでになかったような、文化的な面からの検討をする」ことを約束した。治水と文化の両面から検討、進んでいるのか。

9) 矢崎剛吉

第十堰以外の部分は検討が進んで、案を出す程度の段階にある。第十堰についても調査が始まって、検討している。元々は可動堰計画ということで検討したが、いまはそれ以外のことも含め、あらゆる可能性について取り組むということで時間がかかっている。

10) 保坂展人

ちょっと堂々巡りの議論になっている。口頭回答ではあいまいな部分がる。あらためて、今日出た問題、それぞれの河川でこの点が重要だ、という問題を文書で「公共事業チェック議員の会」事務局長として求める。今日話したことの補強も含めて、文書で回答をされたい。

11) 姫野雅義

15 年間の問題が蒸し返されるような計画の作り方を止めて欲しい。向こう 30 年間の吉野川の将来を決めるに当たっては、住民との意見交換が保障されて、お互いの合意を踏まえながら計画が作られていくようなシステムを求める。そういうやり方は旧建設省の吉野川懇談会の最終答申で出されていることではないか。計画作りの段階を以って、住民の合意を図るやりかた。これができないから今のような問題が何度も何度も出てくる。

吉野川の意見聴取方式でほんとにこれから住民の意見の反映できるのか、現地に来て説明をして欲しい。

12) 中島 康

基本方針や整備計画など重要な計画策定に住民の意見を反映させる意思があるのか否か。どのよう

な形で反映させるつもりがあるのか。そこを明確に。

13) 山崎剛吉

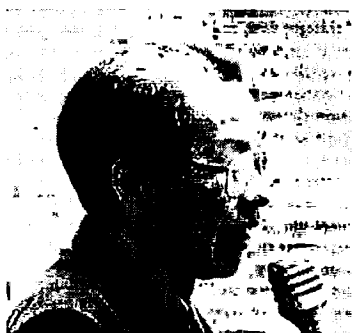
整備計画を策定するに当たり、住民・学識者・自治体の意見を踏まえて策定することになっている。反映する措置をとっていますし……。

14) 保坂展人

時間が来ている。

北海道から来ている小野さん、どうぞ。

15) 小野有五（北海道の森と川を語る会）



降雨量と流量の観測データは我々も持っている。将来についてはデータがない。石狩川については 284 mm という史上最大の雨が降って、12,000m³/秒しか出ていない。全国共通の 260 mm という 150 年 1 回確率でやると 1.5 倍の 18,000m³/秒も出る、ということで国がやろうとしている。サンルダム計画がある天塩川についても、240 mm の雨が降って、4,000m³/秒しかでない。北海道では史上最大ですよ。それも、「全国の 100 年確率の 220 mm 降雨で 6,400m³/秒の水が出ます」、

「実績降雨よりはるかに少ない雨で 1.5 倍から 2 倍に近い大水が出ますよ」という。あくまで予想のこと。計算上のこと。この計算については学会の中で非常に議論がある。学会の中でさえ異論が沢山ある。国土交通省が言う「これだけが正しい」ということは言えない、というのが学者の間の常識になっている。学者の間で色々意見が違っている。その中で国交省が選ぶ学者は、国交省の案にイエスという学者しか選ばれていない。基本方針も整備計画も然りである。科学的根拠に立って、違った意見を出す学者は沢山いる。何故そういう人たちを呼んで地道に討論しないのか。

実績データはあっても、計画を立てるときは白紙。実績に基づいてどれを選ぶか、計算はコンピュータがやってくれる。どれを選ぶかということでは今決まっているのはマニュアルでカバー率 100% とか 80% というのは法律ではなくて行政が決めていること。それならば住民が 70% でいいのでは、といったとき、そこは皆で議論をして決めるべきではないか。返答を。

16) 豊口佳之

学会の中では色々な論議があるのだと思う。行政機関としては諸説ある中でも一つの答えを出さなければならぬ。そうしないと仕事が進まない。概ね妥当なもの、定説とされていることに基づいてやらざるを得ない。

17) 小野有五

そういうことでとんでもない高い基本高水を設定するのではなく、現実に実行可能なレベルから順次やっていくべきではないですか。

そのためには流域の住民の意見が必要でしょ。

18) 増田京子（市民の広場）



淀川水系流域委員会は基本高水のこともほんとにこれでよいのかと議論して、5 つのダムを造らないほうが良いという提言をした。その淀川水系流域委員会が整備計画に入らないまま休止になった。住民参加の良い委員会であった。6 年間の審議をさておいて、休止した。それを問題としてこれだけの人が集まった。淀川水系流域委員会を如何に広めていくか、ということを検証するのが国交省の今やらねばならないこ

と。1月29日に冬柴国交大臣に配達証明で淀川水系流域委員会を休止にしないよう要望を出した。このようなことを皆さん知っているのか。布村（近畿地方整備局長）氏に要望書を出しているが、布村氏は流域委員会に1度も出てきていない。

― ⑧の回答、委員は現地視察をしているということだが、それぞれの小委員会の現地視察、経費、何時、誰が何処に行ったかを公開すること。

19) 保坂展人

最近こういう機会がなかったので、今日は意見が沢山出た。今日の意見についてこちらで改めて整理をして提出するので、それに対して文書で答えをもらいたい。

20) 豊口佳之

そういう貴重な意見が出てきたのは（淀川水系流域委員会の）一つの特徴と思う。各流域、各水系、各地方整備局、各事務所ごとにそれぞれの地域特性を踏まえながら我々一生懸命努力をしている。淀川水系流域委員会を休止というのは、流域委員会を止めるというのではなく、タイミングとしてそうになっているに過ぎない。ウソだということに前提を置かれると何を話しているのか我々も虚しくなる。一生懸命努力するのでご理解を。

21) 保坂展人



「公共事業チェック議員の会」がしばらく活動を休止していた。今日、再び動き始めた。国交省の幹部の方にも伝えて欲しい。

これから活発に動いていこうということで、午後にシンポジウムもある。今日のヒアリングはこれで終わりにして、後の整理については先ほど言ったように集約して回答をもらう。回答を速やかに皆さんに渡す。これで終わります。

3. まとめ

要請項目及び質問への国土交通省の回答に内容がなかった。再度、今回の回答・質疑応答を踏まえて、質問項目を整理して、公共事業チェック議員の会の事務局長・保坂展人議員が国土交通省に質問文（要請文）を提出し、文書回答をもらうことになった。

水源連事務局はこの整理に基づき、再質問・再要請項目を整理して、保坂事務所に近日中に提出する。

2・14 国交省要請を踏まえた再質問

国交省回答

水源連コメント

2007 年 2 月 14 日の国交省要請を踏まえた再質問を、公共事業チェック議員の会・事務局長である保坂展人議員が「河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会」として 3 月 7 日に国交省に提出しました。

4 月 2 日に国交省から文書回答が出されました。

質問にあわせて、回答と水源連コメントを掲載します。

なお、回答には別紙 4 通が付属しています。

別紙を含めた回答は水源連 HP に掲載しました。<http://www.suigenren.org/hbnews.html>をご覧ください。

-----以下、質問・回答と水源連コメント-----

河川整備基本方針および河川整備計画の策定に関する照会

公共事業チェック議員の会 事務局長
衆議院議員 保坂展人

1. 河川整備基本方針の策定について

1- 1. 現実性がなく、実現不可能な基本方針を策定してきたことについて

1- 1- 1.

一級水系ではすでに 50 を超える水系で河川整備基本方針が策定されてきたが、その多くは基本高水流量がきわめて過大な値に設定されているため、達成することが不可能な基本方針になっている。

たとえば、多摩川水系の基本方針では石原地点の基本高水流量が毎秒 8,700 立方メートルとなっているが、整備計画ではこの値の達成が困難であるので、目標流量をその半分に近い 4,500 立方メートルとしている。将来は、整備計画を順次改定していくとしても、今後 20～30 年間に達成する目標が 4,500 立方メートルであるから、8,700 立方メートルまで辿り着くのに超長期的な期間を要するのは必至である。

国交省は多摩川の基本高水流量毎秒 8,700 立方メートルを達成するのに必要な期間を何年と考えているのか。それを達成するのに要する費用はいくらなのか。それぞれ、想定している期間と費用を具体的に示されたい。

回答

基本高水流量 8,700m³/s は河川整備基本方針で定めています。河川整備基本方針は、河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、期間や費用は定めていません。

1- 1- 2.

多摩川水系の基本方針では計画高水流量が 6,500 立方メートルとなっていて、ダム等の洪水調節量を 2,200 立方メートルとしているが、多摩川の上流には実際にはダムの適地がないた

め、整備計画では洪水調節量がゼロに設定されている。

国交省は、この基本方針の洪水調節量を達成するために多摩川上流におけるダム建設をどのように進めようとしているのか、その見通しがあるかないかを具体的に答えられたい。また、ダム以外による対応を考えているのであれば、その手法を明らかにされたい。

回答

河川整備基本方針は河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、実現可能性を考慮の上その内容を定めていますが、個別具体の施設等については定めることとはしていません。個別具体の施設等については、河川整備計画の変更等を通じて検討することとなります。

回答への水源連コメント

国土交通省は、「実現可能性を考慮の上その内容を定めています」と答えているが、実現可能性を考慮していないから期間と費用を答えられないのである。

目標達成に要する期間も費用も不明な方針を定めることは、基本方針にある基本高水流量等の数字は現実性がないものであることを物語っている。

1- 2. 治水対策の選択範囲を実質的に限定するような基本方針を策定しようとしていることについて

1- 2- 1.

昨年 4 月から始まった、球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会では、基本高水流量と計画高水流量が議題になってきたが、現段階では近藤徹委員長は、従来の人吉地点の基本高水流量毎秒 7,000 立方メートルと計画高水流量 4,000 立方メートルをそのまま踏襲する方向でまとめようとしている。この基本高水流量と計画高水流量の値は川辺川ダムの調節量 2,600 立方メートルを前提としたものであり、且つ、計画高水流量と現状の流下能力がほぼ等しいので、基本高水流量と計画高水流量がこの値で定められれば、治水対策の選択は川辺川ダムに限定され、流下能力増強の改修もできないことになってしまう。しかし、川辺川ダムが必要か否かは流域住民の意思にゆだねるべきことであって、基本方針の段階で治水対策を事実上川辺川ダムに限定し、住民の意思を無視することは河川法改正の趣旨に反することである。

球磨川の基本方針で、基本高水流量と計画高水流量を上記の値に決めた場合に、川辺川ダム以外にどのような治水対策の手段があるのか、具体的に示されたい。

回答

河川整備基本方針は河川整備の長期的な目標や河川整備の基本的な方針等を定めることとしており、個別具体の施設等については定めることとはしていません。個別具体の施設等については、河川整備計画の段階で検討することとなります。

1- 2- 2.

吉野川水系河川整備基本方針に、第十堰に関し「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」との文言が挿入されたことは、15 年間に及ぶ第十堰問題の争点を、一方的にかつ根拠もなく住民を排除した場（河川分科会）で決定したもので、到底認められない。その根拠について、河川整備計画策定に着手して 8 ヶ月が過ぎたが、国交省はなお一切の説明を拒否している。こうしたことは、住民参加、住民意見の反映という河川法の理念と反する。

吉野川水系河川整備基本方針に、「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる」という文言を挿入した根拠を詳しく説明されたい。

回答

吉野川水系においては、固定堰が設置されていますが、治水上支障となる固定堰であっても対策を行わないこととすれば、計画規模の洪水を安全に流下させることができないため、「治水上支障となる固定堰については必要な対策を行い、計画規模の洪水を安全に流下させる。」との考え方を記載しています。

回答への水源連コメント

球磨川水系、吉野川水系とも、基本方針には川辺川ダムとか第十堰という施設の具体名が記載されないが、実際にはこれらの施設計画を想定した審議がそれぞれの検討小委員会で行われた経緯があり、その結果、基本方針は実質的にこれらの施設計画を前提とした内容になっている。

「個別具体の施設等については、河川整備計画の段階で検討することとなります。」という回答は欺まんである。

1- 3. 森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することについて

1- 3- 1.

球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会では、森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定することを求めた地元住民団体の意見書に対して、近藤小委員長は「まだ一つの学説であって、定説になっていないものを基本方針に取り入れることができない。」とし、従前の基本高水流量を踏襲する方向で議論をまとめようとしている。

国交省は、この点について近藤小委員長と同じ見解を持っているのか。

1- 3- 2.

上記の点につき、国土交通省が、近藤小委員長と同じ見解を持っているならば、森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にする努力が必要と考えられる。

国交省は、森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にすることに取り組むべきではないか。取り組む考えがない場合は、その理由を示されたい。

回答

一般に、森林は宅地や農地と比べ保水能力が高く、森林を保全していくことは治水上も重要と認識しています。

治水計画の策定にあたっては、実測データに基づく降雨と流量の関係から流量を算出する工学的手法を用いることが学術的にも一般的で妥当な方法と考えており、現在の手法は森林の保水機能が見込まれています。

なお、降雨が河川へ流出する際に影響する要素は、多様かつ複雑であり、それぞれの要素を厳密に評価することは困難です。今後、森林水文学等の分野で研究が進むことを期待しています。

回答への水源連コメント

相変わらずの答えである。森林の保水力の向上を評価する学説を科学的に検証して定説にする取り組みについても何も答えがなかった。

1- 4. 検討小委員会において、住民団体から提出された意見書についての議論を真摯かつ丁寧に行うことについて

上記の球磨川に関する河川整備基本方針検討小委員会等では、毎回、住民団体が詳細な意見書を提出しているが、まともにそれらの意見書が議論されたことがない。近藤小委員長が意見書の内容の一部を紹介することもあるが、それは、委員長が議論を進める上で都合のよいところだけを取り出すつまみ食いであって、まともに意見書が取り上げられて議論されたことがない。事務局を務める国交省としては、検討小委員会に対して、住民団体から提出された意見書について、真摯かつ丁寧に議論するように申し入れるべきではないか。申し入れる考えがない場合

は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会の各委員には、住民団体からの意見書等を、事前あるいは委員会の場で配布するなどしているところであり、その上で、河川整備基本方針の審議にあたり必要な事項について、真摯かつ丁寧に審議して頂いたと認識しています。

回答への水源連コメント

事実とまったく異なる回答である。小委員会において住民側が基本高水流量の算出手法や計画高水流量の算定方法に関する数多くの誤りを指摘する意見書を提出しても、まともに議論されたことはない。まれに意見書に触れることがあっても、委員会の審議に都合のよいものをつまみ食いするだけで、意見書で問うている基本的な問題には一切入ろうとしない。

1- 5. 意見書を提出した住民団体及び傍聴者も含めて検討小委員会の議論を開かれた方式に改善することについて

検討小委員会は、委員と事務局だけという閉ざされたメンバーで議論を行うのではなく、環境省の「生物多様性国家戦略の見直しに関する懇談会」で行われているように、意見書を提出した住民団体及び傍聴者も含めて開かれた方式で議論を進めるべきである。

国交省においては、同懇談会の方式を採用し、検討小委員会の議論を開かれた方式に改善するべきではないか。同懇談会方式を採用しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会では、一般傍聴席を用意するなど、開かれた方式で審議をして頂いています。

回答への水源連コメント

同懇談会方式を採用しない理由を記さずに「開かれた方式で審議をして頂いています」としているが、国交省の「開かれた方式」の認識があまりに低い水準である。意見書を提出した住民団体や傍聴者が検討小委員会の場で一言も発言できないやり方をどうして「開かれた方式」と言えるのであろうか。

国は平成 11 年 4 月 27 日に「審議会等の運営に関する指針」を閣議決定している。その中の 3. 議事 (3) 利害関係者の意見聴取等の項目で、

- ① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。

なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

- ② 審議会等に対して、①の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

としている。

河川整備基本方針は当該水系流域住民の生活に密接に関係するものであるから、この指針が活用されるのが当然である。

1- 6. 検討小委員会の委員の選定条件と審査手順について

国交省は、「検討小委員会は高度に専門的な観点から治水政策の基本的な方法を議論するところである」としているが、検討小委員会を傍聴し、その議事録を見る限りでは、高度に専門的な観点からの意見は、きわめて少ないように思われる。

検討小委員会の委員はどのような条件で、かつ、どのような審査手順を踏んで選定されたのか。選定条件と審査手順をそれぞれ具体的に明らかにされたい。

回答

農業、工業用水、上水道、林野、都市計画、環境、河川、水質等の分野から専門に造詣の深い方を現在の活動状況等を踏まえ、委員に就任頂いています。

回答への水源連コメント

委員の選定基準も審査手順も示されなかった。委員を恣意的に選んでいるから、基準や手順を示せないのである。

1- 7. 検討小委員会の官僚OB委員について

1- 7- 1.

検討小委員会の委員構成をみると、小委員長をはじめとして、官僚OB委員が約 3 分の 1 を占めている。一方で、閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」（平成 7 年 9 月 29 日決定）がある。これは、審議会から官僚 OB 委員を排除することが目的であったと聞いている。なお、同閣議決定は、審議会とは別に位置づけられている懇談会等においても審議会と準じた措置を取ると定めていることから、分科会、小委員会、専門部会等の審議会下部機関においても閣議決定が適用されると考えられる。

よって、社会資本整備審議会の下部機関である検討小委員会において、官僚 OB 委員が約 3 分の 1 も占めている状態は、閣議決定の趣旨に反するのではないか。

1- 7- 2.

上記の閣議決定「審議会等の透明化、見直し等について」第 2 項「審議会等の会長等の人選」によると、一般の審議会においては当該省庁の出身者等を原則として委員に任命しないとある。また、やむを得ず省庁出身者等を一般の審議会の委員に任命する場合は、特別の事由のない限り、「会長等に任命又は選任しない」と定めている。なお、「会長等」とあることから、小委員長も「等」に含まれると考えられる。

よって、国土交通省退官者である近藤小委員長を小委員長としていることは、明白な閣議決定違反行為であると考えられるが、どうか。

回答

閣議決定の趣旨に反する又は閣議決定違反行為とは考えていません。

回答への水源連コメント

国土交通省が閣議決定違反でない理由を一言も言えないということは、同省が違反を認めたということであり、今回の質問の大きな成果であった。国土交通省が閣議決定違反を犯しているということをより多くの国民に知らせる必要がある。

1- 8. 検討小委員会を当該水系のある都道府県で開催することについて

各水系の河川整備基本方針がどのような策定されるかは地元住民にとって重大な関心事であるので、検討小委員会は当該水系のある都道府県で開催して地元住民が傍聴できるようにすべきである。

国交省は、検討小委員会を当該水系の都道府県（県庁所在地や流域都市など）で開催するべきではないか。当該水系の都道府県にて開催しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備基本方針検討小委員会の開催について、各委員の時間的制約や多数の水系を同時に審議している場合が多いことなど効率的な委員会運営等の点から当該都道府県での開催は考えておりません。なお、審議の透明性等を高める観点から河川整備基本方針検討小委員会では一般傍聴を可能としており、また議事録を公開しているため、これらの手段を通じて審議の内容を見て頂き

たいと考えております。

回答への水源連コメント

「効率的な委員会運営等の点から当該都道府県での開催は考えておりません」とのことだが、住民のための基本方針を策定するなら時間をかけて当たり前である。国土交通省にとっての「効率」のために検討小委員会の現地開催を拒むことは本末転倒である。

誰のための河川整備基本方針なのか、という最も基本となる視点が欠落している。流域住民抜きでの基本方針はありえない。

1- 9. 検討小委員会の委員の現地視察について

河川には、それぞれ固有の自然的・歴史的な特性がある。国交省が主張する「全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から、河川整備基本方針は国民に対する国としての治水に関する保障基準を定めるものである」を真つ当に考えればこそ、各河川の特性を知らなければ、議論が成立しない。よって、検討小委員会の各委員が各水系の現地の状況をどの程度知っているかが重要となる。

平成 17～18 年度に検討小委員会で基本方針を審議した各水系について、各委員が現地視察をいつ行ったのか、そのときはだれが随同行したのか、また、その視察の費用はいくらであったのか。視察の日程・スケジュール、視察した委員名と随行者・説明者名、視察に要した費用・内訳をそれぞれ具体的に示されたい。

回答

別紙（水系別に、委員名、日程等、随行者・説明者、委員の経費等）が一覧表になっている。まとめた形で下に掲載する（遠藤）

53 水系について実施している。2 つの水系をまとめて視察しているときもある。実施回数は 54 回。

委員名	現地調査回数	委員名	現地調査回数	委員名	現地調査回数
近藤徹	38	綾日出教	3	森田昌史	1
福岡捷二	32	澤本正樹	3	金盛 弥	1
虫明功臣	15	谷田一三	3	齋藤 晃	1
伊藤和明	6	辻本哲朗	2	鎌田頼靖	1
楠田哲也	6	池淵周一	2	中川 一	1
越澤明	5	森 誠	2	小松利光	1
黒木幹男	4	坂本弘道	1		

委員の経費等の合計 ￥9,807,420

回答への水源連コメント

ほぼすべての水系について視察を行っているのは近藤氏、福岡氏の 2 名だけである。委員の多くは現地視察することなく、小委員会で意見を述べている実態が明らかになった。

球磨川水系では 21 人の委員のうち 8 人しか現地視察に行っていない。残る 13 人のうち 2 人は現地の首長だから視察の必要がないとしても、11 人の委員が現地視察もせずに審議に加わっているのは問題である。

しかも、委員が視察に行ったとしても、説明するのは河川官僚である。半日程度の視察で、地元住民の意見も聞かず、河川官僚から国土交通省に都合の良い話だけを聞かされても、委員が河川の特性をどれだけ理解できるのか疑問である。

1- 10. 球磨川水系検討小委員会の現地説明を地方整備局が行うことについて

1- 10- 1.

現地説明を行うのは、九州地方整備局であるとされているが、河川整備基本方針の策定主体は国交省本省である。

なぜ、国交省本省が現地説明を行わないのか。

1- 10- 2.

国交省の説明によると、基本方針の策定に権限を有しているのは本省河川局であり、地方整備局は権限を有していないと聞いている。他方、整備計画の策定に権限を有しているのは地方整備局であり、本省河川局は権限を有していないと聞いている。

九州地方整備局は、河川整備基本方針の策定に関して、いかなる権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。

回答

河川整備基本方針は河川法等に基づき国土交通大臣が定めることとされています。その地元における報告会については、国土交通本省が実施するよりも、国土交通省の組織である九州地方整備局が実施する方が効率的なため、九州地方整備局が報告会を実施することとしています。

1- 10- 3.

現地説明は、国交省による単なる一方的な説明会であってはならない。川辺川ダムについて地元で行われてきた住民討論集会の経過を踏まえて、国交省と住民側が十分に議論できる方式が必要であると考えます。

国交省は、住民討論集会と同様に、住民側と十分に議論できる方式によって、現地説明を行うべきではないか。住民討論集会方式あるいはそれに類似の方式を採用しないとすれば、その理由を示されたい。

回答

報告会については、熊本県知事からの要請も踏まえ、別紙の通り進めることを熊本県知事へ回答しているところです。その後、地元市町村からも報告会の進め方について要請書をいただいております。国土交通省としては、このような要請も踏まえ、より多くの住民の方々の質問・意見にお答えする等のきめ細かい対応を図るため、例えば校区単位等の小規模な会場において数多く開催する方針で準備を進めているところです。なお、できる限り早期に報告会を開催できるよう努めたいと考えておりますが、日時・会場等の詳細については、今後、九州地方整備局が地元市町村と調整・相談する必要があります。

(熊本県知事から国土交通大臣への説明要請書、河川局長からの回答、球磨郡町村会・人吉市・八代市・芦北町から九州整備局長への要請書が別紙として添付されている。 遠藤)

回答への水源連コメント

球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会は熊本で行われた住民討論集会における論点について検証する形で行われた。しかし、住民討論集会における住民側の主張に対しては事務局と小委員会委員が反論を加えるだけで、住民側には再反論の機会は与えられなかった。また、住民側から提出された意見書・要望書についてもまともに取り上げられたことはなく、まったく一方的なまままで終始した。地元を代表する小委員会委員である熊本県知事潮谷義子氏が提起した疑問にも小委員会や事務局はまともに答えることがほとんどなかった。

このような小委員会の経過から、住民側には小委員会に対する不信しか残っていない。

国交省は地域的に細分化した形での説明会を考えているが、その様な説明会はこれまでの例では

当該地域以外の住民を排除したうえでの一方的な説明会になっている。問題の本質を明らかにし、球磨川のあり方を真に考えていくためには、河川管理者と住民が対等に議論できる方式、すなわち、住民討論集会方式で行う必要がある。小委員会の審議については各委員も住民への説明責任を負っている。

1- 1 1. 河川整備基本方針の性格について

本年 2 月 14 日に行われた市民団体による国交省への要請の際、国交省河川局担当官は「全国的な安全度バランスや長期的な国土の保全上の観点から、河川整備基本方針は国民に対する国としての治水に関する保障基準を定めるもの」と説明した。だが、この説明・解釈を裏付ける根拠を河川法に見つけることはできなかった。

この説明・解釈の根拠を具体的に示されたい。

回答

国土交通省として「河川整備基本方針は、全国的な安全度のバランスや長期的な国土の保全・利用の観点を考慮し、国がその責任において定めるもの」と考えております。「全国的な安全度のバランス」とは、全国の一級水系の安全度を人口や資産等の点からバランスをとるという意味です。

回答への水源連コメント

国土交通省として「河川整備基本方針は、全国的な安全度のバランスや長期的な国土の保全・利用の観点を考慮し、国がその責任において定めるもの」と解釈しているだけであり、その解釈に法的な根拠はなく、あくまで国土交通省の勝手な解釈であって、民意に優先する国の方針などあってはならない。そもそも河川整備基本方針と河川整備計画は一体を成すものであり、計画の段階では民意を反映させるが、基本方針の段階では民意を反映させなくてよいとする国土交通省の解釈には論理上も無理がある。

1- 1 2. 河川整備基本方針検討小委員会の守備範囲について

本年 2 月 14 日に行われた市民団体による国交省への要請の際、国交省河川局担当官は「整備計画は各地整で策定する」と述べ、「具体の洪水調節施設（例えばダム）は整備計画の問題であって、河川整備基本方針の問題ではない」と説明した。しかし、球磨川水系の河川整備基本方針検討小委員会では「川辺川ダムの穴あきダム案」に関して議論している。

検討小委員会の現状は、国交省担当官の説明と矛盾しているが、どうか。論理的で整合性のある説明をされたい。

回答

個別具体の施設等については河川整備計画の段階で検討することとしているため、河川整備基本方針で個別施設等を位置づけるものではありません。ただし、河川整備基本方針の審議過程において必要な事項については、審議頂く場合があります。

回答への水源連コメント

「川辺川ダムの穴あきダム案」まで議論しておきながら、どうして個別施設を位置づけていないと言えるのであろうか。整合性のある説明に全くなっていない。回答不能に陥っている。

2. 河川整備計画の策定について

2- 1. 国交省本省の権限について

2- 1- 1.

国交省本省は、各水系の河川整備計画の策定についてどのような権限を有しているのか。法令・内部規定等の具体的根拠とともに示されたい。

回答

河川法等に基づき地方整備局長が定めることとされております。

2- 1- 2.

国交省本省は、河川整備計画の策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。

回答

河川整備計画について地方整備局等より報告を受けることやホームページを通じた策定状況の公表等を行っています。

2- 1- 3.

吉野川水系、利根川水系、木曽川水系、天塩川水系を始め、最近の河川整備計画の策定作業においては住民をその議論から排除する方向、河川法改正前の状態に戻るような方向が顕著になっている。

このことに関して、国交省は、河川法改正の趣旨に則って住民の意見を十分に反映するために最大限の努力をするよう、各地方整備局に対し助言、指導、あるいは注意喚起すべきではないか。助言等をしない場合は、その理由を示されたい。

2- 1- 4.

i 河川法 16 条の 2 第 2 項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その公募委員を加えた流域委員会を設置すること。

ii 上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。

iii 上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。

iv 同条第 3 項に関しては、単に意見を聴くおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。

v 住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

国交省は、上記 i ー v 事項について、賛同できるか。賛同できない場合は、賛同できない理由について、それぞれ具体的に示されたい。

2- 1- 5.

国交省は、上記（2- 1- 4 項）i ー v 事項に賛同できるならば、上記事項に則って河川整備計画策定過程を改善するように求める文書を、各地方整備局に対し発するべきではないか。

文書を発しない場合は、その理由を示されたい。

回答

河川整備計画の策定にあたっては、河川整備計画の策定主体である地方整備局が、河川や地域の実情に応じ、各河川ごとに様々な方法で試行錯誤しながら意見聴取等の取り組みを行っており、適切に行われていると考えています。

回答への水源連コメント

確かに、河川法第 98 条で、「この法律に規定する国土交通大臣の権限は、政令で定めるところにより、その一部を地方整備局長又は北海道開発局長に委任することができる。」とし、それを受けた河川法施行令（権限の委任）第 53 条で河川整備計画を地方整備局長及び北海道開発局長に委任している。

この規定では河川整備計画について本省は権限を有しないことになっているが、淀川水系流域委員会休止策動以後に見られる各地方整備局に共通した住民排除の姿勢は、本省からの各地方整備局への締め付けがなされたことによる、と見るのが自然である。

住民参加の排除を目的とした国交省の 2 枚舌の使い分けを水源連は追及する。

参考：権限委任については、「上級官庁が下級官庁に権限の委任をしたときは、上級官庁として、

下級官庁の権限の行使を指揮監督しうることはもちろんである」(田中二郎著「新版行政法中巻全訂第二版」36ページ)という見方がある。

2- 2. 国交省河川局河川計画調整室について

2- 2- 1.

国土交通省組織規則第 59 条第 2 項第 3 号には、河川計画調整室は河川整備計画に関する事務をつかさどると記されている。

河川計画調整室は各地方整備局による河川整備計画の策定に対してどのような権限を有しているのか、法令・内部規定等の具体的な根拠とともに明らかにされたい。

回答

国土交通省組織規則第 59 条第 2 項第 3 号に、「河川整備基本方針及び河川整備計画に関すること」とされております。

2- 2- 2.

河川計画調整室は、実際の河川整備計画策定に際して、どのような関与をしているのか。具体的に示されたい。

回答

河川整備計画について地方整備局等より報告を受けることやホームページを通じた策定状況の公表等を行っています。

回答への水源連コメント

河川計画調整室が河川整備計画策定に関して報告を受けるとホームページでの公表だけでは信じ難い。地方整備局との役割分担に関する内部規程がないということも信じ難い。河川計画調整室が各地方整備局の河川整備計画策定を管理していないのであれば、地方整備局に対する「住民排除」の締め付けはもっと上層部によるものと推察される。

3. 吉野川水系について

吉野川水系に関しては次の 2 点の認識が必要であると考えます。

i 「住民意見の反映」という河川法の趣旨を尊重し、第十堰の可動堰化計画を完全に放棄し、第十堰保全を整備計画の出発点にすべきである。

ii 吉野川で行われている「流域委員会を設置せずに意見聴取をする」という河川整備計画の策定方法は、現在までの進行を見る限り、住民意見の反映が困難と言わざるをえない。見直すべきである。

以上の 2 点を踏まえて下記のとおり質問する。

3- 1. 吉野川整備計画策定過程について

国交省の示した素案、修正案ともに、環境保全目標がなく、総合治水策や超過洪水対策も基本方針に記された一般論にとどまっている。NPO や徳島市が研究提言した森林整備による洪水防御策についても、まともに検討していない。

これでは、気象変動や社会環境の激変が予測され、新たな安全の尺度を求める住民のニーズに応えられないと思うがどうか。

回答

関係住民のご意見も十分に聴いて必要な検討を行っているところであり、適切に河川整備計画が策定されるものと認識しています。

回答への水源連コメント

関係住民の意見は一応聴いたという話でしかない。

3- 2. 第十堰の検討状況について

3- 2- 1.

別途設置するとされる第十堰の検討の場はどんな方式を考えているか。

3- 2- 2.

検討の場はいつ頃に設置する予定か。

3- 2- 3.

検討のために必要と考えている調査項目は何々か。

3- 2- 4.

調査スケジュール全体と現在の調査の進捗状況を具体的に示されたい。

回答

現在、四国地方整備局で検討中と聞いています。

回答への水源連コメント

これも2枚舌の使い分けでしかない。

● 国交省回答全般に対する水源連コメント

国交省回答は相も変らぬもので質問に対するまともな回答になっていない。このような国交省の姿勢は住民を、そして公共事業チェック議員の会を愚弄するものである。

国土交通省のこのような対応姿勢を正すにはどうすれば良いのか。

国交省がこのような対応をすることの背景として以下の二つが考えられる。

一つは、きちんとした対応をできる能力の問題がある。想定したマニュアルにないことにはきちんとした対応ができない可能性。

二つは、異論をとなえる住民団体や国会議員に対して、「適当にあしらえばよい」というおごり。

共に共通していることは、「よりよい河川行政とは何か」という意識の欠如である。

きわめて月並みなことになるが、このような国交省の対応に幻滅を感じて相手にすることを諦めるのではなく、住民はことあるごとに、また、国会議員は国会質問で、国交省に対して「よりよい河川行政とは何か」を問いかけ続けることが不可欠である。

どのようにして、また、どのような場を確保して国交省に対して「よりよい河川行政とは何か」を問い続けるのが良いのか、私たち住民同士、あるいは「公共事業チェック議員の会」、あるいはマスコミ関係者と検討を重ねていきたい。

川を住民の手に国会シンポジウム 議事録



会場を埋めた120人を越す参加者

公共事業チェック議員の会の挨拶



紙智子参議院議員



仁比聡平参議院議員



岡崎トミ子
公共事業チェック
議員の会副会長



近藤正道
公共事業チェック
議員の会副会長



保坂展人
公共事業チェック
議員の会事務局長



福島瑞穂
社民党党首



日森文尋
衆議院議員

基調報告



遠藤保男水源連共同代表



今本博健氏



司会 岡田幹治氏

パネラーの各氏



姫野雅義氏



近藤ゆり子氏



中島 康氏



嶋津暉之氏

1. 状況など

- 開催場所：衆議院第1議員会館第1会議室
- 開催日時：2007年2月14日 13時から15時28分
- 住民側の参加者 約 120名
- 国会議員の参加者
岡崎トミ子参議院議員（公共事業チェック議員の会副会長・民主党）
近藤正道参議院議員（公共事業チェック議員の会副会長・社民党）
保坂展人衆議院議員（公共事業チェック議員の会事務局長・社民党）
仁比聡平参議院議員（公共事業チェック議員の会幹事・共産党）
市村浩一郎衆議院議員（民主党）
紙智子参議院議員（共産党）
福島瑞穂参議院議員（社民党）
日森文尋衆議院議員（社民党）
- パネルディスカッション
 - 司会進行 岡田幹治（ジャーナリスト）
 - 基調報告 遠藤保男（水源連 共同代表）
 - パネリスト 中島 康（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表）
姫野雅義（吉野川シンポジウム実行委員会 代表世話人）
今本博健（淀川水系流域委員会 もと委員長）
近藤ゆり子（徳山ダム建設中止を求める会 事務局長）
嶋津暉之（利根川流域市民委員会 共同代表）

2. 進行

国会議員挨拶

1. 仁比聡平（公共事業チェック議員の会紹介 参議院議員 日本共産党）

まず、私のほうから公共事業チェック議員の会の今回の役員の体制をご紹介させていただき、それからパネルディスカッションに移らせていただきます。

午前中、河川局との交渉に立ち会いましたが、ほんとうにひどい中身でした。結局、誰のための、いったいなんのための公共事業なんだということが正面から問われています。今日は川、ダムの問題を中心にこれだけ全国からそうそうたる皆さんがお揃いになっていただくことができました。本当に皆さんの日頃からのご検討に心から敬意を申し上げたいと思います。

国会でも皆さんの運動に正面から答えて公共事業の環境破壊と無駄を厳しく追求して正していくためにチェック議員の会を再生しました。新役員体制を紹介します。会長は民主党の嶋山由紀夫幹事長です。会長代行として民主党の近藤昭一衆議院議員、副会長に民主党から岡崎トミ子参議院議員、共産党から佐々木憲昭衆議院議員、社民党から近藤正道参議院議員です。事務局長は、ちょうど今、予算委員会で質問に立っていますが、社民党の保坂展人衆議院議員です。そして幹事として、民主党の金田誠一衆議院議員、社民党の辻元清美衆議院議員、共産党の私、仁比が務めさせていただくことになりました。今日の時点で、衆参あわせて総勢49名の議員がこの議員の会に参加しております。

みなさんと力をあわせて、この国会のなかでの議員の会の参加者ももっともっと増やして、皆さんとご一緒に戦っていきたいという決意を改めて申し上げます。

それでは、参加している議員から挨拶をお願いします。

2. 福島瑞穂（参議院議員 社会民主党首）

どうもみなさんこんにちは。みなさん議論が活発なほうがいいでしょうから、挨拶は手短かに。昨日は、ODA

のシンポジウムに出ました。公共事業やODAの闇の部分、無駄な部分、ひどい部分、環境破壊の部分に立ち向かう公共事業チェック議連で、また国会の予算委員会などで頑張りたいと思います。社民党党首、福島瑞穂でした。

3. 近藤正道（参議院議員 社会民主党）

みなさんこんにちは。公共事業チェック議員の会の副会長、社民党参議院議員の近藤正道です。選挙区は新潟です。新潟も名だたる公共事業王国でして、信濃川の上流の清津川に巨大ダムが計画をされましたけれど、みなさんのお力添えをいただいて、数年前、この白紙撤回を勝ち取ることができました。しかし、県内には信濃川、阿賀野川、その他一級河川がいくつかございまして、まだまだ川は本当に厳しい状況のなかでございます。今日は、遠くから頑張っておられるみなさんがお集りいただいたこと、本当に嬉しく思います。皆さんから元気を貰いながら、私も地域からしっかり無駄で環境破壊の元凶である公共事業にしっかり目を光らせて、それらを減らすために頑張っていきます。よろしくお願いします。

4. 紙智子（参議院議員 日本共産党）

みなさんこんにちは。参議院議員の紙智子です。所属は日本共産党です。わたくしもみなさんと一緒になって無駄なものをやめさせていきたいと思います。出身は北海道なんですけど、サンルダムの問題なども食い止めたと思っています。また、全国でたくさんの無駄な公共事業が進められていくなかで、これらにしっかりと目を光らせて、頑張っていきたいと思います。よろしくお願いいたします。

パネルディスカッション

ー現状報告の部ー

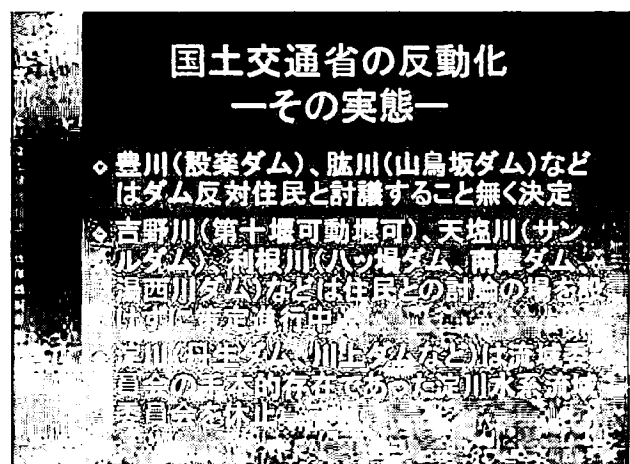
1. 岡田幹治（コーディネータ ジャーナリスト）

今日の司会を担当いたします。岡田でございます。どうぞ宜しくお願いいたします。今日の予定としてはまず遠藤さんに報告をしていただきまして、そのあとパネルディスカッションに移ります。パネルディスカッションは、全国から来ていただいた5人の方に、水系の現状、河川整備基本方針の問題点、そして河川整備計画の問題点について話を伺いまして、そのあと、フロアからのご意見をいただくという、そんな予定で進めて参りたいと思います。3時過ぎには終わらせたいと思いますので、宜しくお願いいたします。いまこの国では、教育基本法が改定されたり、防衛庁が防衛省になったり、反動の嵐が吹いていますけど、同じことは河川の行政についても言えます。1997年に河川法が変わって、河川行政がまともになるかと思っていたのが、また後戻りしている、そんな状況になっております。そのへんについての実態をお話いただいて、それを改めてさせていく力にしたいと思います。それではまず遠藤さんに基調報告をお願いいたします。

2. 遠藤保男（基調報告 水源連 共同代表）

全体の報告、現在の状況がどういうふうになっているのかということで、報告をさせていただきます。遠藤と言います。宜しくお願いいたします。次お願いいたします。

最近の国土交通省、目にあまるものがあるわけですね。とりわけダム計画がある豊川、肱川などではですね、ダム反対住民と討議する場をいっさい設けることなく河川整備計画を決定していると。それから吉野川、天塩川、利根川、などはですね、住民と討議の場を設けずに進行中であるという状況にあります。また最近ではですね、淀川の場合に流域委員会の模範的存在であった淀川水系流域委員会をですね、休止すると。そういうような状況



にあるわけです。で、今日はこういうような状況を報告しあって、それでなんとかこういう状況を打開して
いこうということで、このシンポジウムを企画させていただきました。

次お願いいたします。

ダムを支える法律ですけれども、基本的にはですね、河川整備計画、河川法の第16条の2のなかにあります。河川法16条のなかで、基本方針をつくるわけですが、このなかでだいたい例えば200年に1回、100年に1回という洪水というものを想定しまして、このときにどの程度の水が流れるものなのか、それと川に流すことができる流量はどのくらいなのかを決めちやいます。それで、これら2つの数値の差＝調整洪水流量の大きい場合に、事実上、ダムをつくらなきゃならないということが決まってしまうわけでありまして、それをもって河川法第16条の2の河川整備計画の計画で具体的なそういう施設、ダムなどを具体的に決めるということになりまして、ダムの根源は法的な根源はですね、このふたつにあるということになります。

次お願いします。

河川整備基本方針、整備計画はなにかということですが、これは資料の方をご覧くださいと思います。

次お願いします。

河川整備基本方針・整備計画とは－1

- 1997年河川法改正
 - ◆ 環境が入る
 - ◆ 工事業基本計画を二つに分ける
- 河川整備基本方針
 - ◆ 河川整備の長期的目標を決める
- 河川整備計画
 - ◆ 基本方針の目標の範囲で20～30年の事業計画を決める

ダムを支える法律

- 河川法第16条 河川整備基本方針
 - ◆ 想定洪水流量＞川に流すことができる流量
その「差」を処理する必要性を定める
事実上、ダムが決まる
- 河川法第16条の2 河川整備計画
 - ◆ 基本方針で定された「差」に対する具体的な施設(ダムなど)を具体的に決める

河川整備基本方針・整備計画とは－2

- 河川整備基本方針 河川法第16条
 - ◆ 河川整備の長期的目標を決める
 - ◆ 基本高水流量(想定洪水流量)
 - ◆ 計画高水流量(川に流すことができる流量)
 - ◆ 社会資本整備審議会の意見を聴く
- 河川整備計画 河川法第16条の2
 - ◆ 基本方針の目標の範囲で20～30年の事業計画を決める
 - ◆ 計画高水流量の計画
 - ◆ 河川整備審議会、自治体の意見を聴く
 - ◆ 計画高水流量の計画を反映させる措置をとる

法が改正されたのは1997年ですね。整備方針では

社会資本整備審議会に意見を聞くというふうになっております。それから河川整備基本計画はですね、いろいろあるわけですが、住民の意見を反映される措置をとるというふうになっております。河川整備計画はとりわけ利水事業の上位計画にあたるということで、向こう20年から30年の間にこういうことをやるというふうになっております。

次お願いします。

策定が非常に遅れているわけです。基本方針は109の一級水系のなかで58ですか、それから整備計画は24について決められております。

次お願いします。

とりわけですね、基本方針が策定がものすごく遅れました。その表にみるように2004年、2005年、そして2006年、この間ですね、ものすごい勢いで

基本方針・整備計画の策定状況－2

1級水系109水系の
基本方針・整備計画策定状況

年度	基本方針		整備計画
	策定数	備考	策定数
1997			
1998			
1999	6	1999年に策定したため、川に流すことができる流量が、基本高水流量より大きいため、2005年に決まる。	
2000	4		2
2001			3
2002	6		2
2003	4		2
2004	9		4
2005	13		6
2006	16		5
合計	58		24

でつくられております。一方、整備計画はものすごく遅れていますね。

基本方針策定における問題ですけれども、今日もずいぶん午前中に話に出ました。工事実施基本計画がいままであったわけですが、それを踏襲することを第一義にしているわけで、数字あわせに走っているわけです。住民からの意見書については感覚的に反論して、きちんと取り上げないというのが現状であります。その結果としてですね、過大な高水流量が設定されていると。そしてダム計画等の大規模公共事業に根拠を与えるわけです。結果としてはですね、自然破壊、地域社会を引き起こしていくということでもあります。そういう意味で小委員会の委員たちの責任は大きいものがあるということでございます。

次お願いいたします。

整備計画の方はですね、従前からダム計画のない多摩川の場合なんかは流域住民との協働を重ねて重ねてですね、じっくりじっくりやってっただすね。一方、ダム計画がある場合には先にも言いましたように、大変な問題を起こしているということがあります。

次お願いします。

解決策ですけれども、まず基本方針や整備計画に対しては、共通のことですけれども、やはり流域住民の意思が基本であるということと、その保障をどうやって勝ち取っていくかということも大きな問題になります。

それからここに書いてありますけれども、今日の要請事項の実現ですね。とりわけ基本方針に対してはですね、非科学性を明らかにして、そのそれ

それぞれですね、それを糧にして整備計画策定段階で

生かしていくと。その整備計画作成の段階で生かして、とんでもない基本方針に対しては、突き返すというか再策定を求めていくということがひとつの解決策になるのではないかなと思います。

また作成中の整備計画に対してはですね、徹底して流域住民と河川管理者と双方向の討論が必要である。それを獲得していかなくやならないわけですが、まああの、ひな形というか、手本は、

直接民主的にやっているのが熊本の住民討論集会であります。過去9回行われております。まだ結論は出ていません。休止状態ですね。それから淀川流域委員会が非常に先進的に行われてきました。これら両方ですね、方式を私たちが獲得していくということが大事なことです。

この間見ていて感じたことはやはり私たちの川への愛着がどの程度あるのか、川への愛着というのが非常に大きな鍵を握っているのではないかと思います。時間がないので、これで終わらせていただきます。

3. 岡田幹治

日本の川をめぐる全般的な状況と解決策について意見をいただきました。お手もとの資料では遠藤さんの基調報告についての資料は1ページにあります。これからお話していただくパネリストのレジメは、2ペー

基本方針とその策定過程の問題

■ 河川分科会においても、小委員会においても議論が殆ど無い

- ◆ 工事実施基本計画を踏襲することを第一義とし、科学的な見直しをせず、数字合わせに走っている

- ◆ 住民からの意見書については感覚的に反論

■ 過大な高水流量設定により、無駄なダム計画など大規模公共事業に根拠を与える

→ 自然破壊、地域社会破壊を引き起こす

整備計画とその策定過程の問題

■ 従前からダム計画がない多摩川の場合

- ◆ 流域懇談会など、流域住民との協働を重ねた

■ 従前からダム計画がある場合

- ◆ 豊川(設楽ダム)、肱川(山鳥坂ダム)などはダム反対住民と討議すること無く決定

- ◆ 吉野川(第十堰可動堰可)、天塩川(サンルダム)、利根川(八ッ場ダム、南庫ダム、湯西川ダム)などは住民との討論の場を設けずに策定進行中

- ◆ 淀川(丹生ダム、川上ダムなど)は流域委員会の手本的存在であった淀川水系流域委員会を休止

解決策

■ 基本方針・整備計画

- ◆ 流域住民の意思が基本

- ◆ 2・14要請事項の実現 資料集p-8

- ◆ 非科学性を明らかにし、整備計画で活かす

- ◆ 再策定を求める

■ 策定中の整備計画

- ◆ 徹底した流域住民と河川管理者の双方向の討論

- ◆ 熊本で行われた住民討論集会、淀川流域委員会的方式を獲得する

- ◆ 川への愛着がカギ

ジ以下にありますので、参考にしてください。

それでは、全国の5つの水系の現状について、それぞれ具体的に問題点をみていきたいと思います。南から順番にということで、まず球磨川水系について中島さん、宜しくお願いいたします。

4. 中島康（子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表）

熊本から参りました川辺川を守る県民の会の中島です。

いまあの川辺川ダムの件をお話するのにですね、私どもちょっと過去のところからお話しないとよくわかりにくいかなと思いますから、このへんから述べさせてもらいます。わたしどもの川辺川ダムの運動というのは、2000年までほとんど国交省から一方的に押しのけられて、それから川辺川の運動をずっとはじめているところのみんなの考え方というのが、もう今年はダメだろうと、毎年続いていた。

その毎年のなかでも、もう今月でダメだと、今月でおしまいだと、というようなそういう状況のなかにあって、そのなかで細々と利水の裁判が行われました。その利水の裁判が2000年に原告側の敗訴で終わりまして、2001年に控訴して、2001年というのは逆にアタック2001というかたちで各農民の本当の印鑑を押したかどうか、印鑑というのはですね、利水計画の参加を受け入れるか受け入れないかという、そういう印鑑をとってまわったんです。国がとってまわったことが果たして本当に合法的にとったものかどうか、調べてまわるうちにアタック2002ということで、全部で4000名のうち、前もって2000名くらい調べていましたが、あと2000名をその1年間のうちに全員から確認をとってまわりました。

それから2001年というのは、私どもにとってはひとつのターニングポイントではなかったかと思っております。というのが、こういう農民の運動とともに、2001年の2月と4月に、球磨川の漁協のひとたちが国からの漁業権の補償をするという交渉をするのを両方とも拒否したんです。そのことによって、国が2001年12月にこともあろうに漁業権の強制収用という申請を行いました。それと同時にですね、

2001年12月には同じように、その年の7月か、11月にあのやはり我々反対のほうから出したダムに代わる代替案という治水対策を発表したことによって、熊本県知事がそういうことであれば国交省は熊本県民に対するダムをつくる大義を説明する必要があると、説明する義務があるということで、住民討論集会というのが開かれました。そしてこの住民討論集会というのが、それが大きな意味を我々は思っています。たしかに住民討論集会を毎回毎回開くためには、それに来ていただく学者の先生たちなんかの手配から、それから先生方に話していただく資料づくりとか、そういうことでも本当に止めてしまいたいぐらい、大変な思いをさせられました。それと同時に、このところで面白かったのは、やはりあのこの会をやるためにですね、事前協議会というのを県がコーディネートして国交省と住民とのあいだでどのような会にするかと、そういう打合会をやったわけです。で、そういうなかから行われた事前協議会を通して行われた住民討論集会というのは住民のあいだに本当に大きなダムに対する知識が広がりがあったと思います。私ども、これをやるまでには基本高水流量とかいうのは初めて聞くようなことで、チンプンカンプンでなにがなんだがさっぱりわからなかったですね、そのころの国交省の説明の仕方は基本高水流量はこれで、計画高水流量というのはこれ、それから現況河道流量はこれだから、ダムが必要だ、これだけなんです。で、それ以外の説明というのは、わけのわからんことで、国交省とはもういろいろ話くださって、本当はわかることだったのかもしれないが、我々には非常に解かりづらい問題でした。これを契機にですね、住民がちょっとちょっと専門家になったのではと思います。このことが川に対するものの考え方とか、治水に対するものの考え方が、一部の人間だけではなくて広く大きなところにつながっていったのは確かだったと思います。

そしてその結果ですね、まあちょっと飛びますけれど、2003年5月16日にさきほどいいました強制収用申請が事実上却下され、要するに国交省はこれを取り下げざる得なくなりました。その結果、本当は現況からの川辺川ダム計画が白紙に戻っていくはずなんですけれど、国交省はなぜかこういう関係で白紙になったと認めていません。それでいま、河川整備基本方針の検討小委員会というのを行っていますけど、これも現況の川辺川ダム基本計画の変更計画で済せようとしているんじゃないかなと、そのへんの恐れが若干あります。農水省がそのあと、裁判で最終的には負けるんですけど、負けたあとですね、やはり新利水計画をどうやるかということで、やっぱり県と国とのあいだで行われた事前協議会というのが次の大きなポイントになっていって、現在、ダム推進側とか国交省とかが業を煮やしてですね、事前協議会というのはある程度、蹴ったようなかっこうでこれが一時頓挫してなくなっています。

そのことに対して非常に不満を示したのが同じダムのできる沿川の村である相良村というのが、これに反発をして、それで利水事業から手を引くという提案を出したわけです。それが今年の11月です。そして去年

の12月に、利水計画がダメであって、それを進めようとしている川辺川ダムというのも我々は反対だと。要するに川辺川という美しい川をこれを永久的に変わらない財産として自分たちの子孫に残していきたいと。村長がこれを発表して、それを議会も認めました。そのあと、昨年の12月17日に同じ同村で川辺川ダム反対の住民決起大会というのを行って、驚くなかれ、そのときただこっちは告知してまわっただけなんですけど、2300人以上のひとたちが集まって、反対を表明いたしました。そして今年、その大きな問題は川辺川に対する問題は、今年、その相良村と一番大きな流域地である人吉市で、人吉市のほうで今年、市長選挙があります。市長選挙で川辺川ダム反対の市長が生まれれば、大きな流れがもう決定づけられえんのではないかなと私も非常に期待をしておりますけど、なかなかまだ安心もできないというのが、現状です。以上です。

5. 岡田幹治

川辺川ダムをめぐっては、住民討論集会が成果をあげたこと、ダム建設予定地の相良村で反対が起こっていること、4月の市長選挙が当面のポイントになっていることなどを、中島さんはお話になりました。次に姫野さん、お願いします。

6. 姫野雅義（吉野川シンポジウム実行委員会 代表世話人）

吉野川から参りました姫野です。

吉野川の状況をかいつまんで申し上げますと、いま現在は吉野川の河川整備計画は去年から策定作業に入っています。その整備計画の策定方法について大きな問題がありまして、いわば淀川流域委員会に取って代わる受け皿として国交省サイドが用意したのかなというくらいに、大きな問題があります。これはまたあとに述べさせてもらいます。

まず先に現状としてですね、第十堰問題がいったいその後どうなっているのかという、そのことについてお伝えをしておきたいと思います。ご承知のとおり、いまから6年前、2000年1月23日に徳島市で住民投票が行われました。その結果、吉野川の第十堰を可動堰に全面的につくりかえる、こういう計画が9割の反対の意思表示によって白紙になった。で、本来であれば、これはあの地元の建設現地であり、県庁所在地であり、しかも圧倒的な民意で反対ということが法的に決まった以上、国土交通省のとるべき方法というのはですね、当然ながら可動堰計画は中止をして、そして第十堰、これは十番目の堰というのではなくて、第十村という江戸時代にできた古い堰のことなんです。日本の代表的な文化遺産といってもいい、非常に価値あるそういう構造物なんですけれども、この第十堰をきちんと保全して、そしてそのうえで治水・環境の両面から吉野川の整備計画をつくる。これは誰が考えたって、明らかな方策だと思うんです。ところが、2000年可動堰計画が白紙になって以降も、不思議な展開をしました。それは歴代河川局長がかわるたびに第十堰は放置できない、ということですね、遺言のように申し送りをしてきたんです。ところが、現地の住民に対してはなんの説明もしない。次どうするのか、どういった代替案をつくるのか、再三の申し入れに対しては一切ノーコメント。第十堰ということに一切触れないというのが、この6年間の経緯です。で、ある日突然、第十堰という文言が国土交通省の文書に出てきました。それが一昨年、新河川法による河川整備基本方針のなかですね、「吉野川のなかで治水上支障のある固定堰については対策をとるべきだ」、こういう文言として、突然でできたわけですね。整備基本方針というのは個別の具体的な課題についていうものではないというのが一応河川法の建前でありますので、第十堰を名指していません。けれども、見る者がみれば、誰だってわかる。そういう表現が入ったわけです。

で、それがもとになって、去年から始まった河川整備計画で第十堰がどうなるかという、これがまた不思議なことに、整備計画の策定のなかから、第十堰関連は一切カットされています。第十堰をのけたカタチで吉野川の今後30年の計画の議論がいま進められています。こういう状況なんです。

じゃあいったいなぜ、第十堰が治水上支障のあるという評価が基本方針のなかに入れられたのか、これについてはこの1年間、一切答弁はありません。いま調査中であると、この繰り返しです。ずっと来ていて、「第十堰は支障あり」の結論だけがあるのです。観測史上最大の洪水となった一昨年の23号豪雨で第十堰が支障ないことがすでに明らかになっているにもかかわらず、です。こういうカタチでもし整備計画が作られたらいったいどうなるのか。可動堰も復活しかねない、ということが地元で改めて大きな疑問となってますね、まっくろな雲のように広がっている。これがいまの吉野川の状態です。

河川整備基本方針については、おそらく吉野川の住民が初めて傍聴に駆けつけた例だと思いますが、その

河川分科会の小委員会の開催が発表されたのは、なんと前日なのです。基本方針審議については住民の傍聴を想定していないからと、というふざけた説明を河川計画課がしていました。それが一昨年でした。

吉野川でも第十堰が保全されれば、日本の河川行政のなかで画期的な出来事になると言われています。一昨年の日本土木学会ではじめて第十堰についての発表がありまして、残された日本の河川伝統建造物のなかで第十堰は最長でかつ唯一の「二段式斜め堰」である、いうふうな非常に価値あるものだと評価がされました。また、中国の長江には都江堰という世界遺産になった堰があつて、これは万里の長城と同じ頃に作られて2250年間ずっと続いている堰なんですけれども、先日、その研究者たちが中国から第十堰の視察に來られました。で、第十堰に関しては非常に価値がある、ぜひ保存すべきである。というふうなメッセージを残されて帰られました。私たちは、第十堰は21世紀に引き継ぐべき河川伝統技術であり、これを残すことは日本の河川行政の大きな転機になると思います。吉野川の河川整備計画は、第十堰を積極的に残すという新しい価値観に基づくモデル例となるよう求めています。

7. 岡田幹治

姫野さん、どうもありがとうございました。第十堰について愛情あふれるお話でした。第十堰の問題はとくに解決していたと思っていたのですが、いまだにこれが続いているところに、日本の官僚機構の力の強さというか、粘り強さというか、それをまざまざと感じます。それでは次に、とても有名になりました淀川流域委員会の今本先生にお願いいたします。

8. 今本博健（淀川水系流域委員会 元委員長）

淀川から参りました今本です。

いま淀川委員会は休止されておりますので、前というのか、元というのか、休というのか、迷っております。いずれにしてもこの6年間、合計にして550回ぐらいのいろんな委員会、部会、個別会、もろもろのことをやってきました。わたくし、ちょうど大学を定年で辞めましたのが2001年の3月です。で、その2月から委員会がはじまったものですから、この6年間ひたすら淀川のことばかりやってきたような気がします。健康診断というのには興味がなくて、大学に就職するときにやりまして、それから40年ぶりに大学を辞める前にやりました。ほとんどすべての項目がセーフだったんですが、こんど休止になって、健康診断に行きますと、ほとんどすべての項目がアウトになっていました。やがて寿命が尽きると思っていますが、それくらい一生懸命やってきたんだという気がします。

次をお願いします。

まず淀川ですが、淀川の面積は8240km²ということであまり大きくはありません。淀川の特徴なんといっても琵琶湖の存在です。琵琶湖の流域面積は淀川全体の47パーセントを占めます。琵琶湖から流れて出るのが瀬田川で、宇治川と名を変え、木津川と桂川をあわせて淀川という名前になり、大阪湾に注いでいます。

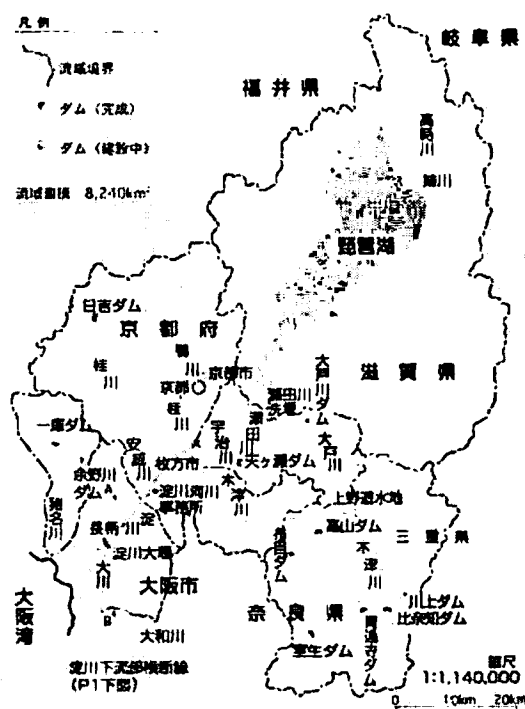
ここに猪名川という

のがありますが、淀川から派流した神崎川

に合流して大阪湾に注ぎますので、淀川水系に入れられています。もうひとつの特徴が支川のすべてに狭窄

淀川水系の概要

流域面積	ダム(国関連)
本川 8,240km ²	既設: 8ダム
木津川 1,596km ²	天ヶ瀬ダム
桂川 1,100km ²	日吉ダム
	世木ダム
琵琶湖の諸元	高山ダム
流域面積 3,848km ²	室生ダム
湖面面積 674km ²	青連寺ダム
湖岸延長 235km	日奈知ダム
湖容積 275億m ³	布目ダム
狭窄部	事業中: 5ダム
瀬田川: 鹿跳渓谷	丹生ダム
桂川: 保津峽	大戸川ダム
木津川: 岩倉峽	天ヶ瀬再開発
猪名川: 鼓滝	川上ダム
	余野川ダム



部があるということです。たとえば本川の瀬田川・宇治川には鹿^{しか}跳^は溪谷というのがあります。木津川には岩倉^{いわくら}峡というのがある。それから桂川には保津^{たけふ}峡というのがあります。また猪名川には河川管理者が銀橋^{ぎんきょう}狭窄部と呼ぶのがあります。銀橋というのは銀色の橋からきた名称ですが、大阪で銀橋と聞いて思い浮かべるのは桜ノ宮の橋ですから、ここはあえて歴史的な鼓^{つづみ}瀧^{たき}という名前を用いています。

淀川水系には、現在、国交省関係のダムは8つあります。このうちの世木ダムというのはほとんど日吉ダムで埋まりそうなダムなんですけれども、これも含めてです。で、事業中のダムは5つあります。丹生ダムというのは、琵琶湖に流入する姉川の支川の高時川に計画されています。この図は国交省のホームページからとってきたのですが、見当たりませんね。止めたのでしょうか。多分ミスプリントで、ここに丹生ダムというのがあるはず。それから大^{だい}戸^こ川ダムというのが瀬田川に合流してありますが、そこに大戸川ダムが計画されています。天ヶ瀬ダムというのは、すでにあるんですけれども、これの放流量を増やそうというのが天ヶ瀬ダム再開発です。それから川上ダム、ここに川上ダムというのがあります。これが余野川ダム。この5つが現在事業中のダムです。

次お願いします。

2001年に淀川水系流域委員会というのが出来ました。これはいま考えてみても、よくこんな委員会ができたなと思います。淀川では、この流域委員会をつくるまえに、準備会議というのをつくりました。この首謀者がここにいます。この委員会をつくった張本人です。改正河川法の趣旨を具体化しようと並々ならない意欲を持っていました。つまりこの宮本さんは、苦田ダムや長良川河口堰の建設所長をやった。そして住民と河川管理者とは不信の塊だと、お互いが不信に陥っていると、それをなんとかしたいということで、チャンスを窺^{うかが}っていたんですね。で、この淀川の

流域委員会をつくらうというときに、まず準備会の委員の選考をやりました。で、その準備会の委員に任命されたのが、この4名です。このうちの2人は公共事業にあんまり好意的ではありません。で、そして、従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルになることを目指す、という答申をしているんです。

答申をしているんですけれども、例えば準備会議のすべてを公開をするとか、あるいは事務局を外におくとか、そういうことをこの準備会議の段階でもしています。準備会議の段階からしているというのは、河川管理者が準備しただけです。ですから準備会議はそれにうまく乗ったともいえます。で、そのあと、流域委員会というのが出来ましたけど、公募による委員の選出。それからあらかじめ提言や意見をいうという審議方式。徹底的な情報公開、住民参加の実施、委員会による自主的な運営ということで、これ多いときは400人くらいの方が傍聴に訪れています。

次お願いします。

そこでやったことは、この淀川の場合、河川管理者と対立しているとか、いろいろ言われ

淀川水系流域委員会

□河川管理者

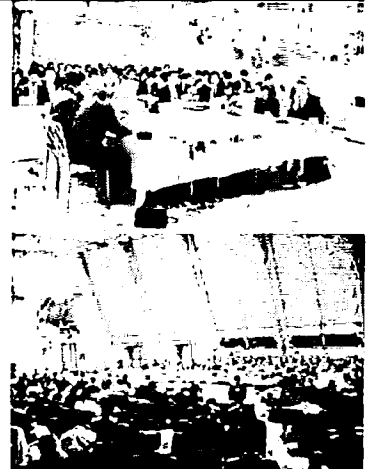
改正河川法の趣旨を具体化しようとの並々ならない意欲

□準備会議

従来にない新しい方式を導入し、今後の公共事業の計画づくりのモデルとなることを目指すとの答申

□流域委員会

公募による委員の選出
予め提言・意見する審議方式
徹底的な情報公開
住民参加の実施
委員会による自主的な運営



河川整備の理念の転換についての提言

環境

治水・利水を中心とした河川整備

河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備

治水

一定規模以下の洪水に対する
水害の発生防止

いかなる大洪水に対しても
被害を回避・軽減

利水

水需要の拡大に応じた水資源開発

水需給が一定の枠内で
バランスさせる
水需要管理

利用

人間を中心とした利用

河川生態系と
共生する利用

ます。決してそんなことはありません。非常に緊密な関係にあったのが淀川じゃないかと思います。で、そのなかで流域委員会として、提言したのが、これまでの川づくりを根本的に変えようということです。これまでは治水・利水を中心とした河川整備であった。それを河川や湖沼の環境保全と回復を重視した河川整備に変えよう。また治水については一定規模以下の洪水に対する水害の発生を防止しようとしていた、ところがいかなる大洪水に対しても、被害を軽減することにかえよう。これまである規模を越えたらあとは知らない。天災だと、仕方がないと言っていたんですが、そうは被害を受ける側からいいますと、それは困るということで、こういう風に変えたんです。また水需要の拡大に応じた水資源開発をしていた。これは水需要の拡大に応じたんじゃなく、水需要予測の拡大に応じて水資源開発をしてきたわけなんです。つまり予測はずーと右肩あがりです。現在の予測も日本の人口はまだ右肩あがりが増えるとしているのです。ひじょうにおかしな予測です。で、それに対しまして、水受給が一定の枠内でバランスさせる水受給管理にしよう。つまりこれ以上、河川から水をとるのをやめよう、取りたかったら、いま使っているのを減らそう、あるいは水利権を転用しようということで、水需要管理にしていこうということです。またこれまでは人間を中心とした利用であったのを河川生態系と共生する水利用に変えよう。このように、とにかく抜本的に変えようということを提案しました。またダムにつきましては、原則として、建設しないという提言をしたわけなんです。

次お願いします。

流域委員会と河川管理者というのは、さきほど言いましたように、ひじょうに緊密に協力してきました。ところがどうしても合意できない対立点があります。

ひとつは堤防補強です。堤防補強を河川管理者は浸透と浸食を対象とした補強を続けております。しかし委員会側は、破堤の最大の原因は越水ではないか、越水を無視して真の補強とはいえない。ということで、越水も対象にすべきとしています。現在、河川局は、10年を目標に、越水に対する対策を考えるとっております。10年を目標に対策を考えるとという行政用語は、普通の表現でいえば、考えませんということです。それに対して、近畿地整淀川の管理

者は、3年以内に目処をたてようと言ってくれています。つまり淀川の管理者というのは、少なくともいまはちょっと怪しいですけれども、委員会をつくりました当時は非常に志の高いものがあったと思います。そしてさきほど言いました、事業中のダムについて、河川管理者は丹生ダムについては実施するといいました。流域委員会は賛成できない。大戸川ダムは当面実施しない、これには賛成する。天ヶ瀬ダム、実施する、賛成する。実施するという3ダムのうち、この天ヶ瀬ダムだけは賛成しているんですけど、これは琵琶湖の環境保全のためには天ヶ瀬ダムの放流量を増やさないことにはどうしようもないと判断したからです。これは全閉問題とも絡んでくるんですが、そういったことで賛成しています。川上ダムについては、実施する、賛成できない。余野川ダムについては実施しない、賛成する。ようするに実施するといわれたら賛成できない、しないといわれたら賛成すると。淀川どうなっているんだと言われるんですが、じつは賛成できないというのも、その理由がありまして、わたしもは決める立場にありません。環境調査とか、いろんな調査が不足している、代替案についての調査も不足している、その調査をきちんとやってくれたら考えましょうということで、現段階では賛成できないと、そういう意見を出してきたんです。次お願いします。

そして淀川水系流域委員会は平成19年1月31日をもって休止されました。以上です。

あと基本高水についてお話したいことがあるんですが、

淀川水系流域委員会と河川管理者との対立点

□堤防補強

河川管理者：浸透と浸食を対象とする。

流域委員会：越水も対象にすべきである。

□事業中の5ダム

	河川管理者	流域委員会
丹生ダム	実施する	賛成できない
大戸川ダム	当面実施しない	賛成する
天ヶ瀬ダム再開発	実施する	賛成する
川上ダム	実施する	賛成できない
余野川ダム	当面実施しない	賛成する

そして
淀川水系流域委員会は
平成19年1月31日をもって
休止された

これは次の発言の機会をお願いします。

9. 岡田幹治

今本先生、ありがとうございました。この淀川水系の流域委員会は、ほんとうに素晴らしい委員会だと思います。日本の政府は何かというと審議会や有識者会議を使うのですが、たいていの審議会は御用審議会というか、役所の隠れ蓑にすぎません。そうした中で、淀川水系流域委員会は、きちんとその役割を果たしている。川に限らず、食の安全など他の分野でもこのような委員会こそ必要なんだとわたしは思っております。それでは次に、徳山ダムについて近藤さんお願いいたします。

10. 近藤ゆり子

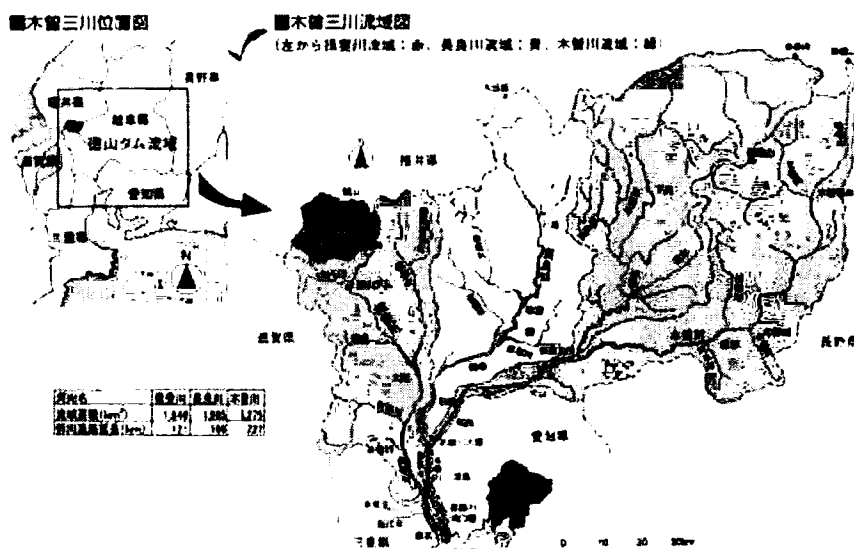
徳山ダム建設中止を求める会の近藤です。

資料をお手元に届いて、6 ページ、それから私はしゃべりたいことがありすぎるので、別添で 33 ページから 44 ページまで資料をつけました。

その中にまだ紙媒体でしきれないところがホームページアドレスをつけてますので。いまこの瞬間が一番言いたいところだけ、6 ページの一番のところだけ述べさせていただきます。

「徳山ダム」といいますけれども、私は木曽川水系という問題意識でということで、今日は参りました。長良川河口堰については皆様知っていると思うんですけども、木曽三川、木曽川水系。ここのところ、緑色のところ、ここが木曽川本川というか木曽川で、ここが長良川、ここが揖斐川で、揖斐川の最上部に徳山ダムというのが建設中、いちおう堤体が完成して、今灌水されている状態なんですけれども。木曽川水系では、さっきも出ましたが、この長良川河口堰に非常に大きな運動がありまして、これが河川法改正、さきほど宮本さんの話がちょっと出てきましたが、この河川法改正、ほんとうの住民とのキャッチボールという言葉が出てきたひとつの大きな要因であることは確かだと思っております。で、現在のところ、木曽川水系ではいまだ河

①木曽三川流域図



②徳山ダムの概要

【徳山ダムの概要】

○徳山ダムの総貯水容量 = 日本一の約6億6千万m³！浜名湖の約2倍！
○湖面積 = 約13 km²は諏訪湖とほぼ同じ



徳山ダム 概要	
完成予定	平成19年度
河川名	木曽川水系揖斐川
位置	岐阜県揖斐郡
流域面積	254 km²
総貯水容量	660,000,000 m³
貯水容量	1.8万m³、257,400 m³ 最上流 257,400 m³
水深	1,320m、100m、50m
目的	利根川水系の洪水等 異常高水時の緊急 決壊の防止を目的
利根川水系	430m、 岐阜県・愛知県・名古屋市
工業用水	210m、 岐阜県・名古屋市
発電	153,000kw 電源開発、中部電力

川整備基本方針はできていませんし、河川整備計画についてはようわからん、というような状態です。それというのも、やっぱり「問題のある川は後回し」的なところがずっとありました。一級河川 109 のうち、やはりいろいろ抗議とかあるところは、「後回し」という形で、木曽川水系についてまだ手がついていない。大きな問題である徳山ダムを建設しちゃわないと、話がし難いなあということできたのだと思います。

徳山ダムというのは6億6000万トンの浜名湖2杯ぶんという日本一の巨大ダムなんですけれど、これで徳山村全村水没です。これが、だいたい2000年の、徳山村の中心集落・本郷地域、まあその時はすでに廃村になってますが、この風景も全戸移転してしまって家屋ないんですが、象徴的なのはこの小学校です。同じ地点からではないんですが、堪水が昨年9月25日に始まってからの状況をちょっと。次お願いします。

③徳山村 全景東



④061111本郷方面



⑤070205本郷方面



で、これがですね、11月11日です。ここが小学校がまだ残っています。これが2月5日です。じつはわたし行っていないで、これは水資源機構徳山ダム建設所を使い走りにして写真を撮ってもらいました。残念ながら小学校は埋まってしまいました。この下にあるんですけど、ここの杉がちょっと象徴的な杉で、ここらへんに小学校があるんですが、残念ながらいまちょうど屋上まで沈んでしまった状態です。

あと河川整備計画等について言いたいことについてはまた後で。宜しくお願いします。

11. 岡田幹治

有り難うございました。これは残念ながら出来ちゃったんですね。まだ試験堪水の段階ではあります。それでは次に、日本一の大河の利根川について、嶋津さんをお願いいたします。

12. 嶋津輝之

嶋津です。今日は利根川流域市民委員会としてお話をさせていただきます。

利根川の状況を簡単にお話します。

次お願いします。

利根川水系では本当にこうたくさんの大規模開発事業が行われてきました。どういう大規模開発かという、全部ではありませんけれども、主なものを説明したいと思います。

次お願いします。

利根川の奥のほうに5つのダムがあります。大きなダムです。それから、そのほかにも、次お願いします。これが鬼怒川の上流、五十里、川俣、川治ダム、次お願いします。下久保ダム、草木ダム、それから平地ダ

ムですけれども、渡良瀬貯水池もつくられています。このほかに県営ダムがたくさんあります。次お願いします。

そのほかに利根川の下流部に利根川河口堰ができました。だいぶ前ですが。

それから次お願いします。

霞ヶ浦開発といって、霞ヶ浦を人工貯水池のようにする事業が行われ、10年ほどまえに完成しました。これらの過去の大規模開発事業によって、利根川の自然と地元住民、漁民の生活は大きな影響を受けました。利根川河口堰と霞ヶ浦開発の影響を少しお話したいと思います。

次お願いします。

利根川河口堰というのは、昭和46年、ずいぶん前に完成しております。利根川河口部の川を遮断してしまう堰がつくられたのです。その結果どうなったのかというと、

利根川河口堰
(1971年完成)



利根川河口堰がもたらしたもの

- ① 建設直後からシジミの大量死、現在は漁獲不能
- ② ウナギなどの回遊魚の減少、ブラックバスなどの外来魚の増加
- ③ アメリカナマズの増加→網漁もできない状態
- ④ 湛水域の水の滞留で、大量の植物プランクトンが発生(2004年には異常発生)

改善策

河口堰のゲート開放(汽水環境の回復)

まずシジミが全滅に近い状態になっています。それから

ウナギなど回遊魚が減ってきて、逆にこのブラックバスなど外来魚が増えました。最近ではアメリカナマズが増えて網漁もできない状態になっています。

また、河口堰の上流側では水が滞留していますので当然水質がかなり悪化しています。この状態を改善するためには河口堰のゲートを開放するしかないのです。

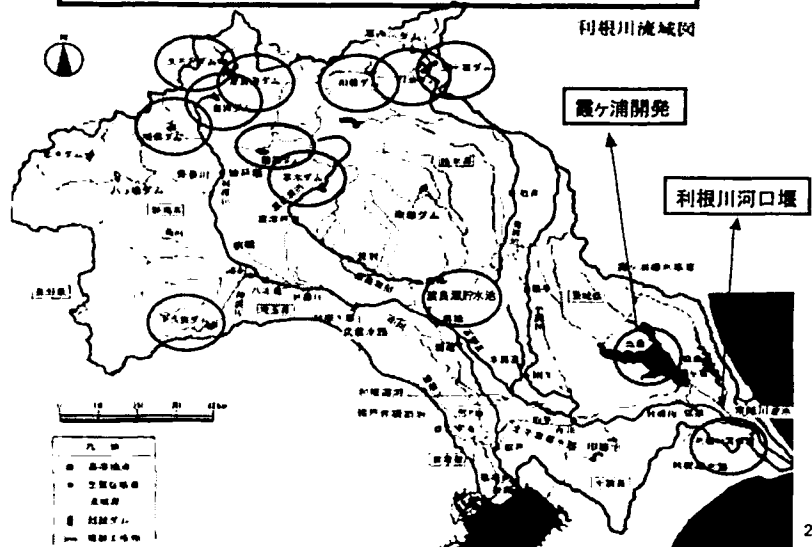
次お願いします。

次は霞ヶ浦開発です。霞ヶ浦と言いますと、日本で琵琶湖に次ぐ大きな面積を持つ自然の湖ですけれども、これを人工貯水池にしていくということで開発事業がずっと行われてきて、10年ほど前に完成しました。しかし、これによって湖の自然は大きな打撃を受けてしまいました。

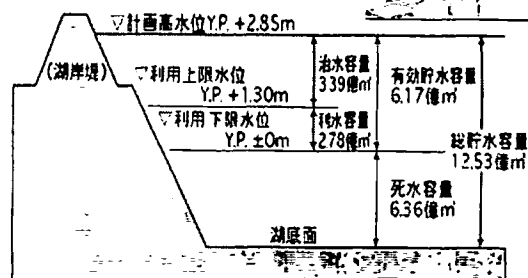
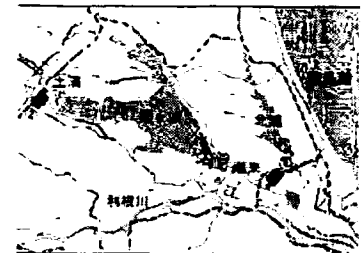
次お願いします。

まず湖岸堤をつくることによって、その周辺にあった水生植物群落が破壊されてしまいました。また完全水ガメ化によって水質がひどく悪化しました。

利根川における過去の大規模開発事業



霞ヶ浦開発 (1995年完成)



さらに湖水位の人為的な変動によっても水生植物が衰退していきました。ただ、これに関してはアサザ基金の飯島さんたちの活動で、そういう人為的操作をやめようということで、2000年11月からいまのところ中断されています。しかし、また水位操作をやるという動きが出てきているので、警戒が必要です。とにかく霞ヶ浦開発によって、霞ヶ浦の自然は大きな影響を受けました。この改善策は利根川河口堰と同様です。霞ヶ浦に出口にある常陸川水門の開放が必要です。開放して、汽水環境、海水と淡水がまじった環境を再現することが必要です、このように過去の大規模開発事業によって、利根川の自然は大きく損なわれてきました。

これからの河川行政は過去の大規模開発事業によって失われた自然と生活を取り戻していくことにあります。

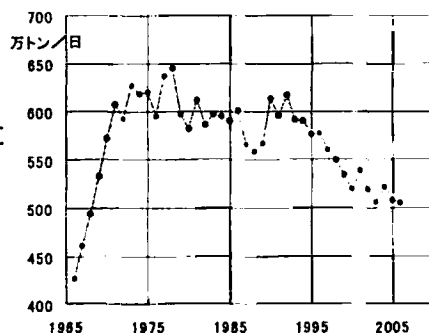
次お願いします。

幸いなことに、首都圏を含めて、水の需要がどんどん減ってきています。

これは東京の例ですけれども、1990年代から減少傾向になって、こんなに減ってきています。霞ヶ浦開発や利根川河口堰の計画値に比べると需要が大幅に小さくなっていますので、それを踏まえて霞ヶ浦開発や利根川河口堰などのあり方を見

都市用水の需要の減少で霞ヶ浦開発や利根川河口堰などのあり方を見直すことが可能となってきた。

東京都水道の
一日最大配水量



これからの河川行政が 進むべき道

過去の開発事業によって失われた
自然と生活をできるだけ取り戻すこと

新たな大規模開発事業によって利根川
に更なるダメージを与えてはならない。

直すことが可能になっています。

このように、これからの河川行政が進むべき道は過去の開発事業によって失われた自然と生活をできるだけ取り戻すことであって、新たな大規模開発事業によって利根川に更なるダメージを与えてはなりません。

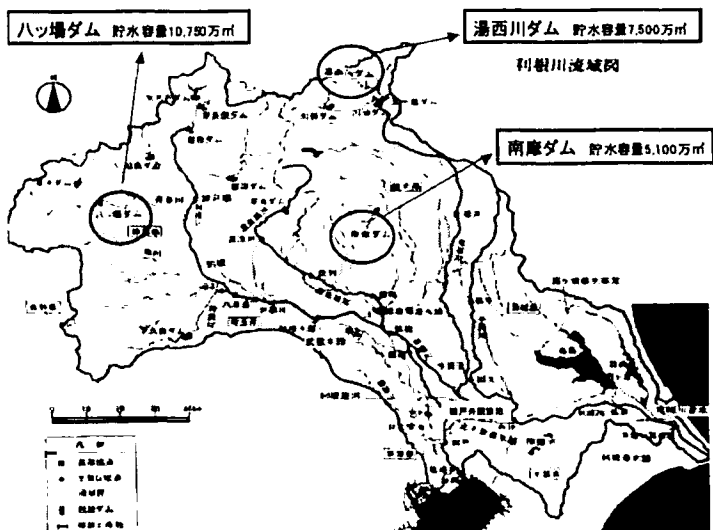
ところが、利根川では今なお大規模開発事業が進められています。

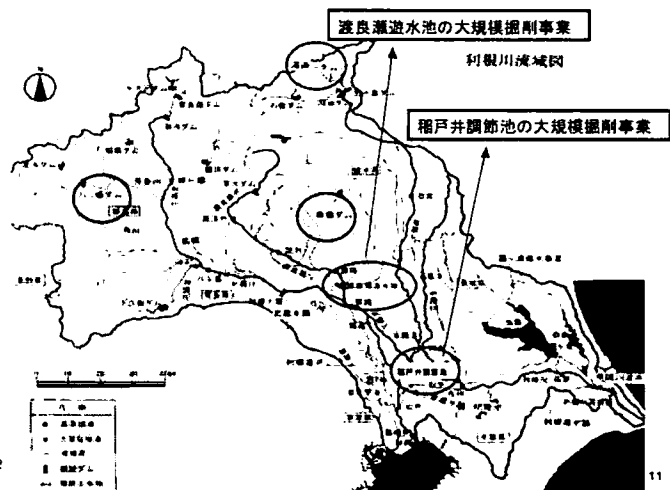
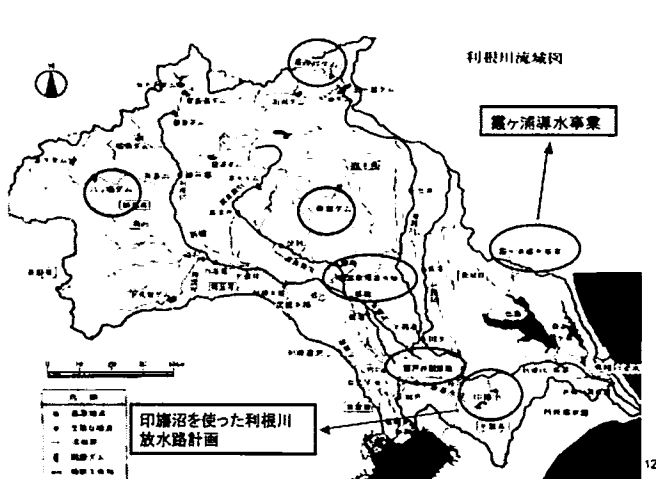
次お願いします。

まず、ハッ場ダム、南摩ダム、湯西川ダムの工事が進められています。次お願いします。自然豊かな渡良瀬遊水池や稲戸井調節池で大規模掘削事業が計画されようとしています。

次お願いします。

印旛沼を使った利根川放水路計画が浮上してきていますし、霞ヶ浦では霞ヶ浦導水事業が行われています。これは、茨城県的那珂川と霞ヶ浦と利根川を結ぶ導水路をつくる事業ですが、まったく意味のない事業なのです。





このように必要性のない大規模開発事業が利根川水系で行われているのです。

次お願いします。こういう大規模開発事業、これはあくまでも例で、ほかにもあるのですけれども、これらを今回の利根川水系河川整備計画に国交省は盛り込もうとしています。

これに対して私たちはどう取り組んでいくのか、以上お話した課題があるのだということをまず知っておいていただきたいと思います。以上でわたしの話は終わります。

13. 岡田幹治

嶋津さん、どうもありがとうございました。過去の無駄な事業がいかに利根川をダメにしているか、というお話、そして、いまなおいくつもの事業が進行中であると、そういうお話でした。パネリストの話が一巡したところで、お忙しいなか駆けつけてくださった議員のご挨拶を伺いたいと思います。

14. 日森文尋 (衆議院議員 社民党)

皆さん、ごくろうさまです。社民党の衆議院議員の日森文尋です。貴重な時間ですから一言だけ、みなさんと頑張る決意を申し上げたいと思います。これまで、川辺川や思川、ハッ場などの現地に実際に行きまして、住民の皆さんなどから話を伺ってきました。どう考えても、国土交通省が間違っている、としかいえないようがありません。これからも皆さんと一緒に頑張り抜きたいと申し上げて、一言だけでもお礼の挨拶にかえたいと思います。頑張りましょう、ありがとうございました。

—基本方針の部—

1. 岡田幹治

それでは、ディスカッションを進めたいと思います。

遠藤さんの最初の説明にもありましたように、河川行政は二段階で進められます。まず「河川整備基本方針」というのが決まりまして、長期的な方針を決める。それから、具体的にこの先 20～30 年にどんな事業をするかを盛り込んだ「整備計画」をつくるわけです。そこで、まずその第一段階の基本方針について、それぞれの水系がどんな状況にあるか伺いたいと思います。中島さんお願いいたします。

2. 中島 康

えー、川辺川ダムじゃなくて、あの琢磨川の河川整備基本方針ということがいま行われています。レジメの第 2 のほうにいろいろと書いておりますけれど、これはいまあの国交省がその説明のなかでいろいろ出した

国交省関東地方整備局は
利根川水系河川整備計画に
大規模開発事業を盛り込もうとしている

ハッ場ダム
南摩ダム(思川開発)
湯西川ダム
渡良瀬遊水池の大規模掘削事業
稲戸井調節池の大規模掘削事業
印旛沼経由の利根川放水路
霞ヶ浦導水事業
などの大規模開発事業

案と、われわれが水源連なんかのご協力を得て、いろんな我々の案を出した基本高水流量とかそういうものの値、そういうものは見ていただくとわかると思います。ただあの、ここです、検討小委員会というのがいま開かれていますけれど、わたしこんななかで一番あのこの委員会がおかしいというのは、まず今日午前中も言いましたけれど、委員の人たちがまったく現場を知らないということが一番大きな問題だと思うんです。

で、あの、住民のあいだからですね、住民のあいだには、水害体験者の会とか水害被害者の会とかいうのがあって、それでその人たちが実体験に基づいて、自分たちがいままでの、球磨川の上流にはですね、市房ダムというダムがあるわけです。で、そのダムが出来てからあとと、前と、水害の体験の違いというのを実体験から書いて出しているわけなんですね。それまでの水害時にはどんな大きな水害が来ても、みんなあのまず大水が来て逃げるまえに魚捕りをやる余裕があったと言うんです。で、みんなで魚捕りをやって、そろそろ水が来たら、そろそろ片付けようかと判断して、片付けて、荷物を2階へ上げて屋根に上ったらそれで助かった。それがですね、このダムができて、それでもうえらい勢いであの水が増えてきたなあと言ってたら、もうそろそろ魚を捕りにいくところじゃないねと言っていたら、その時点で急にサイレンが鳴って、ダムを放流しますという知らせが来て、それであつという間に、もうたつた数十分、数分のあいだにですね、20、30センチづつ上がって来たというような、それで逃げ切れずに死んだ人がいる。で、そういう違いがあるということを実体験から、小委員会へ出しているんですけど、これももうほとんど回答がありません。そのほか、あのここで基本高水流量が、あの比較されないで、7000トン。にもかかわらず同じ量の雨が降っても、実際は4000トンそこそこしか水が流れていない。現況河道流量は3900トンといわれているのに、実際には最高5400トンの水が、その川を越流することもなく、水害を起こすことなく、流れている。このへんですね、住民が実体験から感じているいろんなおかしさというものに対することに対して、まったく答えてなくて、さきほどもちょっと言いましたけれど、いまの検討小委員会というのは、国交省がつくった説明文をみんなで読んで読書感想文をみんなで発表しあっているような、そういう議論をずっと続けているわけです。

ですからまったくですね、いまの検討小委員会で行われている議論というのが、住民の実態感からずれてしまっている、これは住民のあいだで受け入れるものじゃないと思います。ですからあの私どもの県の知事も、この小委員会に出ながら終始一貫してですね、疑問とそれから納得できないということを言い続けているんですね。で、この委員会においてまだいままでも一度も自分の意見を治水に対する意見というのを出ていません。ですからはっきり我々に言わせれば、その状態でこの委員会を終わらせられるはずはないと思います。もうひとつはこの検討小委員会では、ほんとは行ってはならない具体的な治水対策を前提した議論まで行っているわけです。川辺川ダムということを前提にし、議論が行われている。で、川辺川ダムのやっぱり計画というのは、おおむね認めざるを得ない、認められるべきものだというふうなことを委員長が自ら判断、そこに判断してものを言ってます。ですから、私たちはこれは委員長はそうありたいと望んでいることだけであって、これが決まったことではないというふうに思っています。

で、そのなかから、わたしども一番感じるのは、この検討小委員会というのが、さきほどのあの遠藤さんも言われてますようにね、ぜったい現地でやるべき、ましてそれに関わる先生方もやはり現地の住民の納得できるそういう人選を行う、というひとつのシステムをつくるべきではないかなと思っています。そうしますと、さきほど言われました、淀川のようなそういう委員会がやはり国交省側で相当ことのわかるひと、理解のあるような人間が出てくることには、結局、住民とのあいだの対立関係をどんどん生むだけのもので、それからはなにも具体的な前進的なものはでてこないような気がします。ですから、この河川整備基本方針というのを決めるときにやはり住民がどのようなかたちでこれに参加できるか、それに参加するだけのことを要求できるかがどうの大きな問題であると、私どもは考えていますし、今後そういう住民参加というのを実現していきたいと思っております。以上です。

3. 岡田幹治

どうもありがとうございます。中島さんのお話に関連して二つ補足します。ひとつは、川辺川とは、熊本県に流れている日本三大急流の一つ、球磨川の支流だということです。そこにダムをつくるのが大きな問題になっているわけです。それからもうひとつの補足は、河川整備基本方針の決め方です。河川法によれば、基本方針は社会資本整備審議会の意見を聞いて国土交通相が定めるとなっています。でも、社会資本整備審議会というのは非常に対象の広い審議会ですから、その下に河川分科会が置かれ、さらにその下に「河川整

備基本方針検討小委員会」というのが置かれ、そこで実質的な議論が行われます。中島さんのお話で、「小委員会」と出てきたのは、そのことです。小委員会の委員長は、近藤さんという元河川局長。そして、委員の方々の大部分は、いわゆる御用学者です。はっきり言ってしまえば、日本の社会は、かつては政・官・業の「鉄の三角形」で動かされていると言われていましたが、このごろはそれに「学」とマスコミが加わって、五角形となっている。そして、どんどん悪いほうへ進んでいるんじゃないかと、私は思っています。なお、検討小委員会には地元の知事さんや市長さんも入っています。ですから、球磨川水系の基本方針検討小委員会には熊本県知事も入って、懸命に抵抗している状況です。

それでは次に姫野さん、お願いいたします。

4. 姫野雅義

吉野川の状況なんですけれども2005年の11月に基本方針が策定されました。さきほどちょっと触れましたように、ある日とつぜん基本方針の審議が始まったということを新聞報道で知ったので、大慌てで霞ヶ関に傍聴に駆けつけました。

私たちは、あの吉野川可動堰計画が白紙になって以降、新しい吉野川の計画づくりに備えて、全国の学者に呼びかけて吉野川流域ビジョン21委員会というのをつくりました。そこで森林の保水力が具体的にどれだけ洪水防御に効果があるかということを研究しました。その結果、森林整備を計画的に続けていった場合に、吉野川のダム建設計画は旧河川法時代につくられた4つのダム計画なんですけど、その4つのダムでカットするのとはほぼ同じ流量がですね、森林整備によってカバーできることが具体的な数値で裏付けされました。その報告がまとまっていたんですね。ということは、基本方針の審議の段階において、当然ながらこういった具体的な研究成果というのはその議論の俎上にあげられないとおかしいんですね。当然国交省は知っている。委員にも資料を用意しました。けれども、その分厚い報告書はですね、ほとんど無視、一言二言で片付けられてしまいました。本来なら審議委員の先生方は吉野川の現地に来て、実際に流域の状況を調査をして、そして具体的な研究成果のチェックをして、そういうプロセスなしに議論できるはずがない。地域の努力をすべて無視して向こう150年の吉野川の計画決定というのは、ほんとにおこがましいことだと思うんです。しかしそういうプロセスはすべて拒否された。これが基本方針の制定経緯です。

つまり住民参加の理念とは根本的なところで対立する策定方法であったということ、これが一点。

それともう一つの問題は、古い工事実施基本計画の基本高水流量24000トンと計画高水流量18000トンがそのまま踏襲をされていることです。根拠については定かではありません。数字合わせとかしか思えない。このことによって、どういう弊害がでるのか。

吉野川においては、他の河川と違って、新しいダム計画は出ていません。工実にはあった4つの新規ダム計画はやめて、既存の施設によって、その流量をカットすることなんですけれども、これは悪くない。しかし問題は、基本高水が24000トンで基準点岩津における計画高水が18000トン、既存ダム調整分3000トンを差し引いた6000トンの洪水をどのようにしてカットするのか、という具体的な手当が出されていないということです。ということは、恐らくは状況がかわれば、ダム計画は再度復活するそういう余地を残している。この24000トンという基本高水にこだわる限り、そうした工事の誘惑というのは必ず出てくるんですね。そういうふうな道が残される、つまり総論と各論に大きなズレを残した計画だということです。あとでまた次の発言の機会に述べますが、現にそれが河川整備計画の素案のなかに出てきています。

以上のとおり基本方針の問題は、その策定段階で合理的理由があるにもかかわらず住民参加が拒絶されたという問題と、あの淀川で流域委員会で検討された、どのような大洪水になっても被害を減らすんだという、こういう新しい治水理念への転換の道を閉ざしかねない古い高水へのこだわり、そういうふうな内容における問題点、このふたつが吉野川の基本方針の問題だ。ということで報告を終わります。

5. 岡田幹治

姫野さん、ありがとうございます。わたしくの先ほどの発言について、遠藤さんから注意がありまして、最近ではマスコミも非常にまっとうな報道をするようになったので、その点は訂正せよということで、訂正させていただきます。それから、ひとつ補足いたします。河川整備基本方針の定め方などについては、午前中に全国から集まった方々と国交省河川局の課長補佐クラスの方々との討論がありました。そのなかで基本方針について、国交省の方は、「基本方針というのは全国的な洪水被害などに対する安全度のバランスをとる、そういう観点でつくるものなので、学識のある方々、それぞれの専門分野の方々の意見を聞いているのだ」

と強調していました。しかし、私には説得力は感じられませんでした。それでは次に今本先生、お願いいたします。

6. 今本博健

淀川の基本方針は、じつはまだ決まっていません。あろうことか利根川と淀川が同時に基本方針の審議にかかっております。で、三回目まで順調に進みました。その一方で、淀川の流域委員会は非常にフリーにものをいっていたのですが、委員のひとりが、委員会がいくらいいことを言ってもダメ、自分が選挙に出るわと、いうことで選挙に出ました。まさかと思うなかで、選挙に勝ってしまったんです。これが滋賀県の知事です。そうしますと、それまで国交省が考えていた方針、これはとうぜん知事の意見を聞かねばなりませんから、慌てまして、小委員会を休止しました。彼らは本当に休止が好きなんですね。やっと最近それが再開されたんですが、まあこれから淀川基本方針やと決まってきます。おそらくさきほど言いました、狭窄部の問題、それから琵琶湖の全閉問題、琵琶湖の全閉問題といいますのは、下流が危なくなると、琵琶湖から出ます瀬田川の洗堰を全閉するということです。

わたしはここで、基本方針も決まっていないのに、なぜ発言したいかといいますと、レジメのなかの最後の三行目にですね、ひじょうにストレートに書いているんですが、淀川水系では、基本高水にとらわれないというのが河川管理者と委員会の共通認識となっている。これが委員会のあり方とともにですね、非常に重要なことだと思うんです。淀川の流域委員会では、基本高水という言葉は、辞書にありません。計画洪水流量というの、ありません。計画高水位というの、ありません。どうしても計画高水位という言葉を使いたいときには、天端から余裕幅を引いた水位というふうに非常にまわりくどい言い方をしています。それはなぜかといいますと、こういう基本高水を切り下げようと、いったって、もし切り下がったとしても、数字あわせだけであって、なんの意味もないんです。これはわたくし、これは午前中から聞いていて、非常にそのことを思っていました。一生懸命基本高水を下げようという努力をされる方にとっては非常に不愉快かもしれませんけども、単なる数字あわせなんですよ。われわれの目標は、計画を達成させることじゃないんです。被害を少なくすることなんです。そうしますと、基本高水がどうであろうと、意味がない。基本方針はいつ実現されるのか言われていましたけど、あんなの慌てて実現しないでいいんです。基本高水は、棚あげして、いま我々がやるのはなにかといえ、いかなる洪水が来ても、まっさきにしなければならないことは人が死なないようにすることです。水害の場合、地震と違って、これは明日にも実現できるんです。水害は予測できるからです。予知できるからです。台風の場合なんか、二日ぐらい前からわかります。一時間前にはわかります。逃げればいいだけです。ですから、備えさえすれば水害で死ぬことはないんです。あとは土砂災害があります。これは非常に予測が難しい。そのために亡くなるかわかりませんが、そういう危ないということを知っていれば、事前に逃げればいいわけです。

いわゆる基本高水なしに、じゃあどうしたらいいんだと、設計どうするんだと聞かれます。例えば橋を架けるときにどの高さに架けたらいいんだと。そういうときは基本高水を使っただけでいい。わたしが言いたいのは、基本高水をクリアするためにダムをつくるというのは、これは本末顛倒です。ですから、基本高水を下げたらダムを造らなくて済むといいますけれども、逆にそのことは住民に危険を押し付けているに過ぎないんです。やはりまっとうに治水というものは人が死なないように被害が少なくなるように。基本高水に呪縛されているのはダメです。基本高水というのは、いまのところダムをつくるために使われています。ですからダム計画のないところでは、基本高水というのは、河川管理者も棚あげしています。呪縛を解いてください。ぜひ、治水という問題を本質から考えていただきたい、と思います。まあ、どうしたらいいかということは、また機会があったら、お伝えします。以上です。

7. 岡田幹治

どうもありがとうございました。今本先生の発言の中に「基本高水」とか、「計画高水」とかいう言葉が出てきて、ちょっとわかり難いので、わたしが素人なりに解説させていただきます。

たとえば資料の2ページを見て下さい。2ページの「球磨川河川整備計画川辺川ダム建設の状況」の下から6行目に「基本高水流量」とあります。これは本当はキホンコウスイと呼ぶのですが、コウスイと紛らわしいので、キホンタカミズと呼ばれもします。これはどういう意味かと申しますと、球磨川の中流の人吉という地点で、80分の1というのは、80年に一回の大雨、大洪水があったとき、そのときに48時間で480ミリの雨が降ったとして、どれくらいの水が川に流れるか示した数字です。Sというのは秒です。国交省は毎

秒7000トンの水が流れると言っているわけです。ところが住民は5500トンぐらいだろうと。このように洪水時の流量の想定にもずいぶん大きな差があるんですね。それから次の「計画高水」というのはどういうことかといいますと、洪水時の流量のうち、ダムで何千トンか処理をした後、実際に川に流れる水量のことをいいます。ダムに沢山貯め込むことにすれば、川に流れる量が少なくなります。国交省の想定では、7000トンのうち3000トン分をダムに貯め、川に流すのは4000トンというわけです。だからダムが必要だという理屈なんですね。これに対して、住民側はいや、河道を整備することで5400m³/秒流すことができる。実際の基本高水は5500m³/秒なのだから、市房ダムによる調節効果200m³/秒を見込めば、河道の整備で80年に1回の洪水に対応できる。だから、川辺川ダムは不要、とみています。一方、国交省は3900トンしか流れることができないので、ダムがどうしても必要というわけです。こういうふうにして対立しているのですが、今本先生のお話では「基本高水とは、ダムを造るためにつくられた架空の数字だ」とのことでした。

それでは次に近藤さんお願いいたします。

8. 近藤ゆり子

パスします。

9. 岡田幹治

徳山ダムについて一言、補足します。基本方針は、97年に河川法が改正され、策定することが決まりました。ですから、国土交通省はすぐにそのときから基本方針づくりを始めなければいけなかったんです。でも、ずっとさぼっておりました。2005年ごろになってから急にピッチを上げ出し、で、2007年度末までに日本で100いくつある主な水系に全部つくろうとしているわけです。ところがですよ。近藤さんが説明した木曽川水系については一向につくろうとしなかった。木曽川水系には徳山ダムという大きな問題があるので、それが完成してから作ろうとしたのだと私はみています。要するに、国交省は、基本方針を恣意的につくったり、つくらなかつたりしている。木曽川水系はそのひとつの例ではないかと思います。

それでは嶋津さん、お願いいたします。

10. 嶋津輝之

いま今本先生のほうから基本高水にとられるのはおかしいという意見がありました。それについては今日はそれを議論する時間がないのですけれども、私は異論があります。今本先生がいわれた基本高水にとられた話をしたいと思います。

利根川水系の場合、昨年2月に基本方針が策定されました。そこで、いま問題になっている基本高水流量、これは利根川の場合、200年に1回の想定洪水流量なのですが、これが従来の値を踏襲して毎秒22000トンとなりました。

次お願いします。

先ほどのお話にもありましたように、基本高水流量がダムをつくる二本柱のひとつなのですね。ひとつは、利根川の場合は首都圏の水需要が増え続けるという話です。もうひとつはカスリーン台風といって、昭和22年に大きな洪水がありました。それが再来すると、大変な被害になるので、それに備えるためにはダムをとっている話になっています。この二つがダムをつくる理由になっていました。前者の首都圏の水需要が増えるという話についてはさきほど東京を例にとってお話し

利根川水系河川整備基本方針

- 昨年2月に策定
- 従来の工事実施基本計画の
基本高水流量(200年に1回の想定洪水流量)
毎秒22,000トンをそのまま踏襲

15

利根川で大規模開発事業が進められてきた二つの理由

- ① 首都圏の都市用水の需要が増加し続けている。
(実際は最近は減少傾向)
- ② カスリーン台風(200年に1回の洪水)の再来に備えなければならない。
(国交省は毎秒22,000トンの洪水流量を想定)

カスリーン台風: 昭和22年(1947年)

17

したように、最近減ってきていますので、これはもう理由にはなりません。では、基本高水流量毎秒22000トンはどうでしょうか。

次をお願いします。

この22000トンは、八斗島^{やっただじま}という群馬県伊勢崎市の治水基準点の数字です。カスリーン台風の洪水が再来すると、22000トンという大変な洪水が来るから、これに対応するためにハツ場ダムをはじめとするたくさんのダムが必要という計画になっています。

次をお願いします。では、この22000という数字が果たして妥当なのでしょうか。カスリーン台風の実績流量は国の公表値では17000トンです。ところが次お願いいたします。

いま同じ雨が降ると、これがなぜか5000トン増えて22000トンになるというのです。これは八斗島の毎年の最大流量の経過をみたものですが、最近50年間、10000トンを越える洪水が来ていないです。そもそも実績の17000トンがずば抜けて大きな数字になっていますが、これには理由があります。カスリーン台風が来たのは戦争直後です。戦争中にエネルギー源確保等の理由で、森林をかなり切りました。禿げ山がいっぱいありました。そこで大雨が降って、このように未曾有の大きな流量になったのです。その後、植林が行われ、森林が生長して、山の保水力が向上し、大きな洪水が出なくなっているのです。ですから、22000トンというのはあくまで架空の数字なのです。

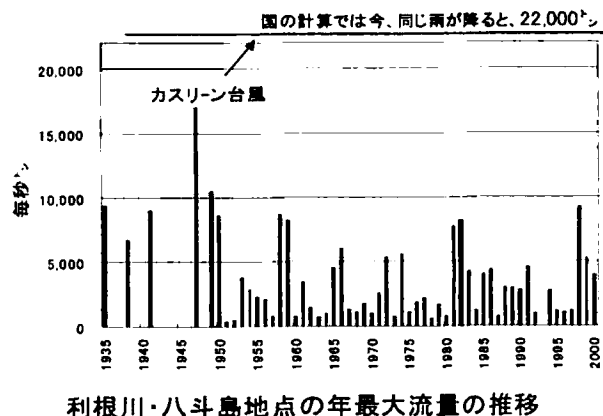
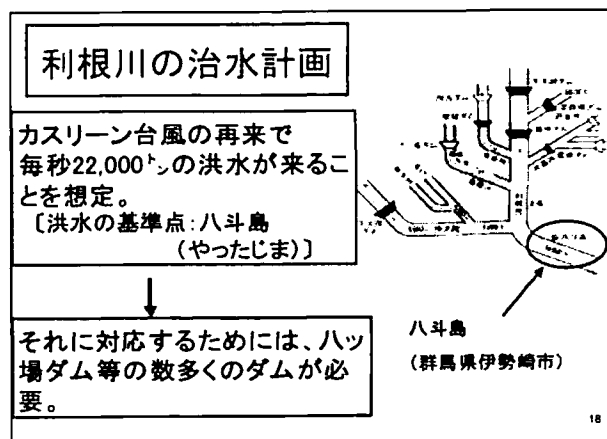
次をお願いします。利根川の基本方針、昨年策定された基本方針はその25年以上前に定められた数値をそのまま踏襲しました。そして、国交省の審議会では22,000トンの妥当性についての科学的議論は一切ありませんでした。けしからん話です。

次をお願いします。

このことは利根川だけでなく、ほかの水系でも同じです。一級水系は109水系ありますが、現段階ではそのうち、58水系で河川整備基本方針が策定されました。そのうち基本高水流量をそのままのものが50です。大半です。それから増やしたものが8です。小さくしたものがゼロです。そのままか、大きくしたか、どちらかなんですね。何十年か前に定められた基本高水流量の根拠はかなりあやふやなものです。それをそのまま踏襲するか大きくするかということしか行われていないのです。

次をお願いします。

利根川では、どでかい基本高水流量にしたことによって、それに対応することが現実に無理になっています。22000トンのうち、16500は河川改修で対応することになっていて、これは現実に可能ですが、あと残りの5500



利根川水系河川整備基本方針

- 25年以上前に定めた、科学的根拠が希薄な基本高水流量 毎秒22,000トンをそのまま踏襲
- 国交省の審議会(河川整備基本方針検討小委員会)では22,000トンの妥当性についての科学的議論は一切なし

20

他の水系でも20～40年前に決めた従来の基本高水流量を踏襲

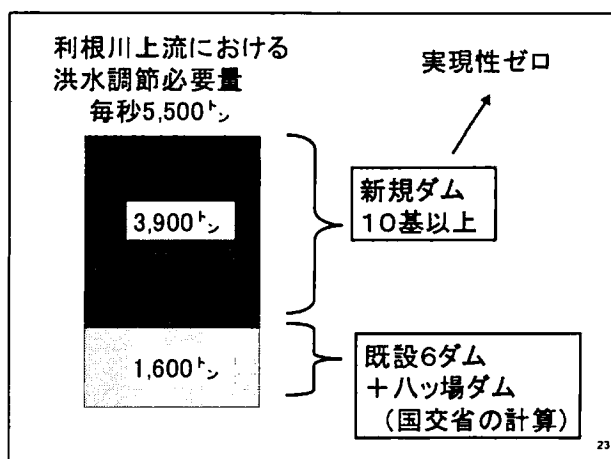
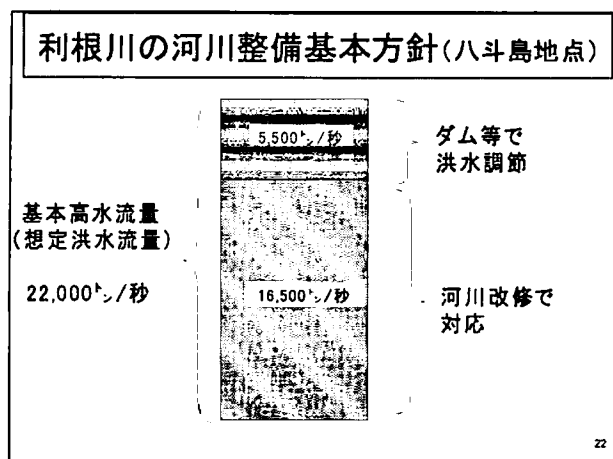
河川整備基本方針が策定された一級水系 58水系のうち、

基本高水流量が従来の値のままの水系	50
基本高水流量を大きくした水系	8
基本高水流量を小さくした水系	0

21

はダム等で調節することになっています。

次お願いします。利根川上流には既設ダムが6ダムあります。それからハツ場ダムができると、国交省の



計算では、合わせて1600トンしかカットできない。5500トンのうちの残り 3900 はこれから新しいダムで対応することになっています。このためには利根川上流に10基以上のダムを新規につくらなければなりません。しかし、利根川上流にこれからこのように数多くのダムをつくることはまったく不可能であって、1基でも無理だと思います。

次お願いします。

このように利根川の河川整備基本方針は、過大な、意味のない数字を踏襲したために、現実性のないものになっているのです。そのような方針をつくって、なんの意味があるのでしょうか。今日の午前中、国交省の役人とやり合いましたが、ぜんぜん答えにならなかったですね。やはり、現実的に意味を持つのは河川整備計画のほうです。これは今後20～30年間に、実際の河川整備の内容を定めるものです。ということで、われわれはこちらにしばって、たたかわねばなりません。

基本高水のことについて今日、今本先生と議論すべきかどうかについては今考えております。以上です。

利根川水系河川整備基本方針

過大な洪水流量を踏襲したため、
現実性のない、無意味なものに
なっている。

現実的な意味を持つのは
河川整備計画(今後20～30年間に
行う河川整備の事業計画)

24

11. 岡田幹治

嶋津さん、どうもありがとうございます。二巡目のお話がおわったところで、公共事業チェック議員の会の副会長である岡崎議員がいらっしゃいましたので、ご挨拶をお願いいたします。

12. 岡崎トミ子(参議院議員 民主党)

みなさん、ご苦労さまでございます。わたしはこの公共事業チェック議員の会が出来たときからずっとこの会にいますが、残念ながらこの3年ぐらい停滞していました。そのあいだに、公共事業が官僚主導型に戻ってしまったなど、大変申し訳ない思いをしています。

この逆行をなんとしても私たちの手で押し返していかなきゃいけないということで、今回、新たな役員体制を決めました。私は、吉野川の可動堰問題は終わったと思っていたら、今日のご報告を聞いて驚くと同時に、恥ずかしいことになってしまったなという思いを致しています。なんとしても、皆さんと一緒に、川を住民の手に取り戻していく作業をしていきたいと思っています。会長の嶋山さんも、これは命がけでやる仕事だと、私たちに言っていました。結束して、超党派で頑張っていきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

—河川整備計画の部—

1. 岡田幹治

それではディスカッションを続けます。

この討議は、まず現状の話があり、次に河川整備基本方針についてのお話をうかがった。次に、嶋津さんに言わせれば一番大事な整備計画、今後2、30年を見通してどんな事業を川にしていけるのか、その計画づくりがいま盛んなわけですが、この問題点についてまた5水系の代表の方にお話を伺いたいと思います
では中島さんお願いします

2. 中島 康

私どものところでは先程も申し上げましたように、川辺川ダムについての住民討論集会というものがありません。そのことは何回もここで申し上げましたが、今後河川整備方針、河川整備計画を決めていくためにはどうしても、先程もいいましたように、住民がどのような形で参加の方法、どのような形でか、住民の意見が整備計画の中で行かされていくと言うことであれば、私が今考えておりますのは、熊本で行われた住民討論集会、住民討論集会というのは、単なる国交省が一方的に自分たちの計画を説明して形だけ質問を聞いてそれで答えて終わりというのではなくて、それぞれがそれぞれの主張を出しまして、私ども住民側からは 川辺川ダムにかかわる治水方法ということで遊水池、それから堤防のかさ上げ、河床の整備、掘削 山林の整備、そういうものを挙げて総合的な治水対策をとるということを我々の主張としてあげて、それを双方で、最初のうちは、双方で意見のたたき合いです。おまえのどこ、ここがおかしいあっちがおかしいとかいいながら、その中でいろんな意見をたたかわせていく。そうすると国交省のいつていることのおかしさとか我々の主張している中での問題点というのがどんどんでて来ます。ですから私は、熊本型直接民主主義といわれた住民討論集会方式のものを効率的に今後進めていって、その中で自分たちは自分たちの郷土の将来は自分たちで決めていく、これを原則としてやっていく、ということではないかと思っております。私どものところは整備計画が本格的にいつておりません。その前の段階ですから、私たちはそのような形で今後決めていきたいと思っています。

3. 遠藤保男

私の方からちょっと補足させていただきます。住民討論集会はお互い意見をいいあう、これはすごく大事なことです。違いに対しておたがいにいいこんでいくということですからずっとやってきたんですね。それはすごく大事なことです。

それ以上に討論集会がすばらしかったことはひとつある。結局森林の保水力を認めるかどうか、それによって水の出方が昔と違うということを実証できるかどうかということが、国交省、私たち、そして県、3つの間で同時に到達しました。それで県が仲立ちするという形で、住民討論集会そのものもそうですが、県が仲立ちするという形でその中で森林の保水力について共同検証しようということではじまったんですね。これはすばらしいことだと思うんですね。対立していたものが本当かどうかお互い確かめようぜということで始めて。その結果は、変な言い方ですけども、それで一杯食わされちゃったというのが住民側なんですね。国は、球磨川水系の基本方針をきめるという準備段階だったんですね、今から思うと。森林の保水力はない、という結論を彼らは頭からもってて、そういうデータを彼らはとりたくて、合わせるような実験をしちゃった。そこを私たちがいまひとつ見抜けなかったということがあるんですけども。いいデータはある、けれども実際に使ったデータは一つしかないんですね。本当はもっととれたんですけども、データをとるときに、森林からでる水の集め方が悪くて、木が引っかかったり、葉っぱが引っかかったりして、ちゃんと水をとるところに入っていなかった。結果から見ると、森林がない方が水の出方が少ないと、集めるところからあふれてそこに入らなかったと、そういうような結果になっちゃった。そういう結果をうまく使われて、森林の保水力ない、関係ないというふうない方をされる。

それから「表層流がある」というのを収録できるようにテレビカメラで撮ってるわけですよ。テレビカメラを9台設置して。でもどれもきちんとした写りがいい、写し方が悪い、精度が悪いということで。私たちが現地で見ているときにはきちっとあるんですね。そういうことでうまくつかわれちゃったということがあります。

ただ、やはり双方で検証しようというところまでいったというのはすばらしいことだと私は思います。

4. 岡田幹治

ありがとうございました

川辺川ダムについては、とても複雑な経過をたどっているの、わかりにくいかもしれません。川辺川では、河川整備基本方針や河川整備計画とは関係なく、ダムをつくるかつくらないか、が大きな問題になり、住民が訴訟を起こしたり、住民討論集会が開かれたりしてきました。ところがそれとは別に、河川法のさだめののっとり基本方針を作ろうということになり、その議論が小委員会で続いている。それができたら次に整備計画となるわけですが、その整備計画をつくるやり方としては住民討論集会が適切ではないか、というのが今のお話でした。

それでは次に姫野さんお願い致します。

5. 姫野雅義

整備計画というのは、向こう30年間、これだけのスパンで一体どのような川の事業にするのかということを決める計画です。したがって、地域住民からすると、もっとも目の前で川がどうなっていくのかということが決まっていく大事なプロセスなんです。

そこで住民の意見が反映されるような仕組みでそれが議論されるのか、それとも旧来のように上からおりてきて住民はただ理解して下さいという形になってしまうのか、その仕組みのありかたは住民にとっては大切なわけです。

そういうわけで、吉野川の基本方針がすすめるのが始まったということを書いて、私たちは直ちに具体的にどんな形で整備計画を議論する仕組みがいいのかということを考えました。そして繰り返し提案してきました。

その一つのモデルというのが今日発表されている淀川の流域委員会なんです。悪いモデルがこちらにいられている同じ四国の肱川の流域委員会。肱川の流域委員会なのか淀川の流域委員会なのか、これが住民意見の反映というテーマで真っ向から住民と行政が対立していたんです。そういうことで万一肱川の様なものができる、先行きは非常に暗い。従ってそうならないようなくみを吉野川でつくりたいというような提案をしてきた。

まず河川局長と話したんです。河川局長がいったことは、「整備計画は徹底した住民参加と徹底した情報公開でやる。ただしこれは本省ではなくて地方整備局マターのテーマなんだ。河川局長といえどもこれに対して口を挟むことはできない。どうぞ皆さん方は四国地整に行ってお話を下さい。十分に対応します。」ところが四国地整は5か月間一切ノーコメントでした。何を言ってもノーコメント。ひどいでしょう。

そしてある日、突然、吉野川方式というのが発表されてきたわけです。これはおそらくあちこちでこれから出てくるでしょう。したがってぜひ報告しておきたい。本当にこれが住民参加になりうるのか、これはこういうことなんです。

流域委員会方式というのは特定の人たちの意見しか聞かない。これでは広い流域の意見を反映するには限度がある。従って吉野川では流域委員会方式はとらない。ここが彼らの出発点。

じゃどうするのか。

流域の上流から中流まで各地にわたってそれぞれの地域ごとに住民の意見を聞く、これが一つめの会。

もう一つは専門的なテーマについて学識者の意見を聞く学識者の会、これが二つめのグループ。

そして3つめは住民を代表して首長の意見を聞く首長の会。

住民と学識者と首長それぞれの3つの部会をつくって意見をきくのである。誰が聞くのか、これは国交省が聞く。こういうふうなのをベースにする。

それじゃ今までの一方通行のと同じじゃないか。

「いや、」彼らはこういう、「今までは1回聞いたらそれで終わり。我が方は、これからしようとする吉野川方式は繰り返しやる、少なくとも3回はやる。」

国交省が素案をつくって皆さん方で1回聞く→修正する→修正素案を出す→また聞く→そしてさらに再々修正する、こういう少なくとも3回はやるから聞き置くだけにはならない。こういうふれこみで始まったのが吉野川方式。去年の5月、そんなのおかしい、そうなるわけないよ、という住民の反対を押し切ってスタートしました。

去年12月に1巡目がおわりました。そして今年から2巡目がはじまりました。

「素案が修正されました」じゃあこれでいったいどういう風になっていったのかということですが、国交省から当初発表された素案で修正された部分はどこかといいますと表現の問題以外はほとんどかわっていません。この間大きなテーマはもう決まっているんですね。例えば基本高水が高すぎるかどうかという問題もそう。堤防と堤防で仕切られた河道の中だけで治水を考えていくということが本当に効果があるのかという風な問題、それから総合的に洪水のピークをどうやって抑えたいのか。これは当然森林整備による保水力、あるいは土地開発、土地計画のつくり様、こういった従来の河川区域を超えたようなところにまで入っていくことによって新たな洪水対策、あらたな流域全体の管理をしていく、そういう風な新しいテーマ。これに入っていくか行かないかというテーマについては一切素案は修正していないということです。

そういった今まで来なかったような超過洪水、想像以上の洪水に対しどうやって被害を減らすのか、これは河川管理者だけではできない。だとしてどうやって幅広いセクションとの関係をとるのか、いつまでにやっていくのか、あふれても壊れないような堤防へ、どうやって計画にそれを盛り込んでいくのか、こういうテーマについては議論をしても結論は変えないということが明らかになっていった。これでは議論をすればするだけ不信感は募っていきます。対立は深まるでしょう。可動堰ありきからはじまった第十堰問題と同じです。

そういう方式が、四国地方整備局が吉野川でやっている方式なんです。こんなのを「吉野川方式」と言われてはかなわない。

おそらく木曽川でもそうです。利根川でもそうでしょう。これがこれから各地で出てくる方式になる可能性がある。これが本当に新しい河川法の住民参加、環境保全のための新しい方式なのか、単なる古い方式の焼き直しではないか、ということを吉野川の現場からお伝えしておきたい。

6. 岡田幹治

近藤さんから補足をしたいということなので簡単をお願いします

7. 近藤ゆり子

今丁度出てきたんですけれども、日弁連意見書040116は肱川に関する意見書です。このところで淀川流域委員会と肱川流域委員会を比較して河川法との関係で日弁連の見解を出していますので、5、6頁の部分、ぜひ参考にしていただきたい。

8. 岡田幹治

6頁にある近藤さんのレジメに載っている、ということですね。

9. 近藤ゆり子

ホームページアドレスだけのせておきましたので。

10. 岡田幹治

姫野さんの話に戻りますが、「吉野川方式」というと、少し前までは住民投票をやったり、首長を変えたりして、住民が意思をきちんと表示していく方式だと思っていました。ところが、今や「新吉野川方式」になってしまい、悪の代名詞になってしまいました。本当に残念です。それでは今本先生、お願いいたします

11. 今本博健

先程基本高水の話をして、きっと反発されるだろうなと思っていて案の定反発されました。実はこれ淀川の中でも非常に反発の強かったテーマでして、委員会が始まって1年くらいはこればかりやってきました。基本的な考え方は水害はなくなる、いかに計画を高く設定してもそれを超える洪水は来る可能性がある、だから淀川は100年、200年なんていわないで、日本最高の1万年くらいをめざそうよ、どうせしないんだから、という議論をしたこともあります。今日はそれは置いて、基本高水をどう扱うかということ、は治水の上で非常に大きな問題だと思いますので、機会を改めて議論したい。

今日は整備計画の方にもどります。

淀川の方でも整備計画の原案示されていないですけれども、これは基本方針決まっていなくて示されていないというだけで、言葉としては淀川水系整備計画基礎原案、基礎という名前をつけてごまかしているが、そういうふうにして、彼らは我々とずうっと審議をしてきました。私たちもそれに対し一生懸命議論したんですけれども、淀川でほめられるべきは河川管理者だったと思う。午前中いた中に2人、淀川にいた人、近畿地方整備局にいた人が二人いたんですけれども、私が思いますのは、河川管理者というの一人一人みればいい人です、非常に優秀な人です。これが東京の空気が悪いのか、霞が関に入りますと何かこう、脳みそが硬化してしまうんですね。ぜひ初心を忘れず、特に97年の河川法改正というのはすばらしいもんですよ。あのときの熱気をもってほしい。たかだか10年で初心を忘れないでほしい。だから僕は政治家の方にぜひお願いしたい。あのときの精神をもって、河川管理者がいろいろな意見の聴き方をしないように、もう一度法律を変えてほしい。

整備計画の内容でなくて申し訳ありません。

12. 岡田幹治

どうもありがとうございます。ちょっと補足させていただきます。

淀川については、河川整備基本方針もなく、整備計画の素案も示されないうちに、淀川水系流域委員会ができて、議論をずっと続けてきた。それが休止になったわけですが、それでは基本方針、整備計画はどうなっているかという、基本方針は昨年、小委員会で検討が始まった後、議論が中断してます。なぜ中断したのかよくわかりませんが、前の滋賀県知事が色々な注文をつけていたようです。国交省としては、彼の再選を受けて一挙に基本方針を決めようとしていた。ところが、流域委員会の委員だった嘉田さんが知事選で当選してしまった。それで国交省は大変あわてているのではないかと私は想像しています。これから基本方針の最終的な詰めをやり、それを受けて整備計画を策定する。そういう段階です。では近藤さんお願いいたします。

13. 近藤ゆり子

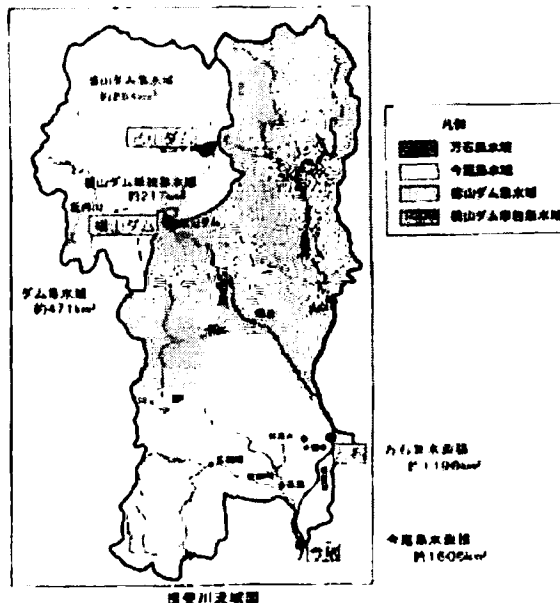
先程から言ってるように、木曽川水系では基本方針も手がついておりません。さっき肱川と淀川流域委員会のことはふれたんですけど、河川法改正の熱気がベクトルが逆向きになってしまったのではないかということを感じたのが肱川流域委員会。2003年秋ですね。この時、実は個別事業としては徳山ダムの事業費問題として浮上しました。つまり河川法でいうと個別事業は16条の2の方にかかわる問題です。前提として徳山ダム、6億6000万トンの巨大ダムは水資源開発基本計画に基づく水資源開発ダムです。

水資源公団、今は水資源開発機構という名前にかえましたが、そこが事業者である何とんでもなく水資源開発ダムであるということを押さえたい、言っておきたいです。当然水需要は横ばいしないし漸減という状態です。そういった中で、事業費大増額問題が起こりました。というか、私たち計算していました。事業費が尽きるはずだから、何かやらなければならなくなるはずだ、ある意味ではそのときを待っていました。案の定、新規利水については減らすということで、お金を払いたくないからと利水者はグダグダ言い出した。この時やったことは、治水、とくに洪水調節について手を加えたことです。だとしたら河川法16条の2をきちんとやってほしい、と私達は思っていたし、そのようにやろうとしていた。しかし国交省がやったことは、見事にそれをすりぬけた。

2) 新水調剤計画について
(1) 洪水調節機能向上の視点

徳山ダムと徳山ダムとをダム群として運用することにより、さらに大きな効果を発揮することが可能となる。
徳山ダム集水域(約254km²)と徳山ダム集水域(約217km²)を併せると、約471km²となり、ダム群として運用すれば、約2倍の洪水調節効果を持つことになり、通常の洪水調節機能を従来計画以上に向上させることが可能となる。

⑥ 揖斐川流域図



もともと徳山ダムの集水域というのは^{まんこ}万石という基準点に対してこれだけです、約5分の1。ですからここにでっかいダムをつくって一生懸命水を貯めますよ、といってもこの辺に雨降ったらどないすんねんと、これで終わっちゃうわけですね。

5. 洪水調節計画について

1) 従来の洪水調節計画について

揖斐川では基準地点万石において、100年に1回の確率で発生する可能性のある洪水6,300m³/sのうち、2,400m³/sをダムで調節する計画としている。
ダムで調節する2,400m³/sのうち、現況では横山ダムによる調節効果は約500m³/sである。
また徳山ダム(従来計画)及び横山ダム再開発(従来計画)が完成すると、約2,000m³/sまで向上する。
しかし整備目標達成までには、残り約400m³/sの治水対策が必要となる。

それで彼らがやったことは今まで徳山ダム審議会、1995年にありましたが、そこで説明された旧工実実施基本計画では、徳山ダムについてはこれだけ、あと未定ダムなるものがあって、全体として6300の基本高水流量を3900の計画高水流量にしますと。

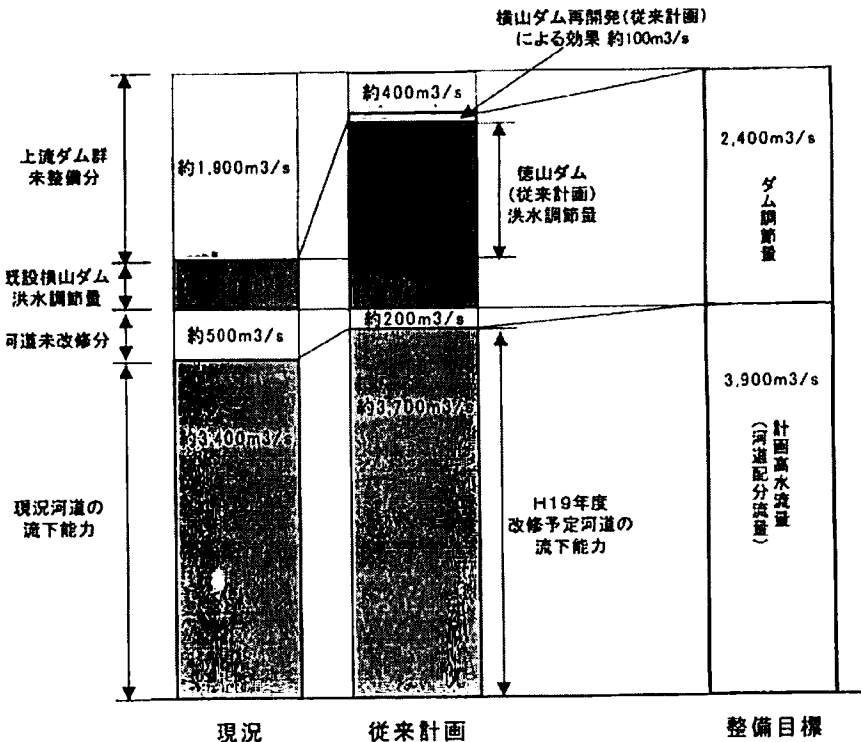
これを変えるのであれば、まさに16条の2の問題。私たち住民が参加すべき問題のはずです。ところがこういう徳山ダムの洪水調節容量を増やす、下流に横山ダムというのがあるのですが、このところの灌漑用水容量を徳山ダムにもって行って、横山ダムの洪水調節容量を増やす。そうすると、下流の洪水調節容量増やせばカバーする面積が増えるわけです。大変結構じゃございませんか、と。大変役に立つダムになりましたね、上流未定ダムについてはできそうもないからリストラ、というふうにしたわけです。

で、こういったことが河川法について一切ふれることなく事業評価監視委員会とか、そういう一部の学識経験者なるものの中でぼんぼんと判子つかれて、いつのまにやら終わってしまった。

これに関しては前の公共事業チェック議員の会の佐藤謙一郎さんから質問主意書出して頂きましたが、「いや、旧工実の範囲内でございます、みなし整備方針、整備計画の範囲内でございます」と、どう考えてもそうは思えないんですけど、そういう形ですり抜けてごまかしてしまったということがあります。

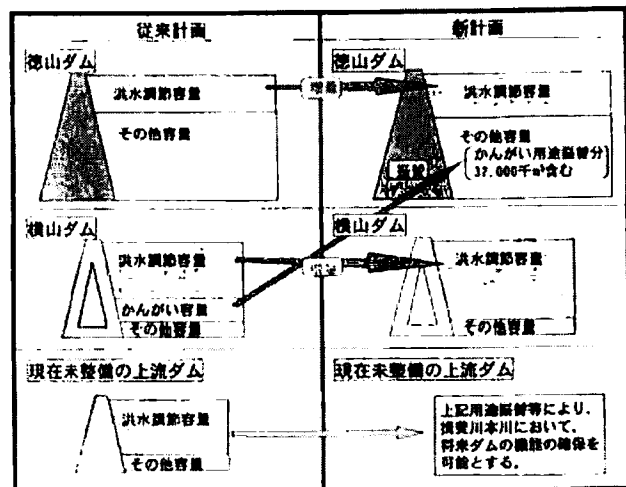
そして、木曽川水系では、本川の基

本方針がいまだできていないのに、指定区間、県の管理区間、そこでは実に7つにわたって整備計画ができてしまっているんです。旧工実の基本高水流量などを全部踏襲したまま計画を作ってしまった。そこではどういうことが行われているかということ、16条の2の3項の学識経験者から話を聴くというのは、岐阜県の



※従来計画の河道流下能力はH19年度改修予定河道における値

⑧ダム振替



基準地点万石上流域のダムによる洪水調節容量増量のイメージ

全部の川についてまとめて一つ委員会があるだけで、全く川のことを知らない人たちが、例えば、自治体連合会の会長だから、という形で委員がずらずらずらっというて、何か知らないけど、多分聞いても何も分からない人達だと思うんですけど、「話を聴きました」で終わり。本当に水害に遭っている流域住民は意見を聴くような話があるってことも知らなかった、これで終わり。こういう形で支川7つにわたって整備計画が作られてしまった、これが2003年以降の現状です。

河川法改正の精神はどこに行ってしまったのかしら、というふうに思っています。

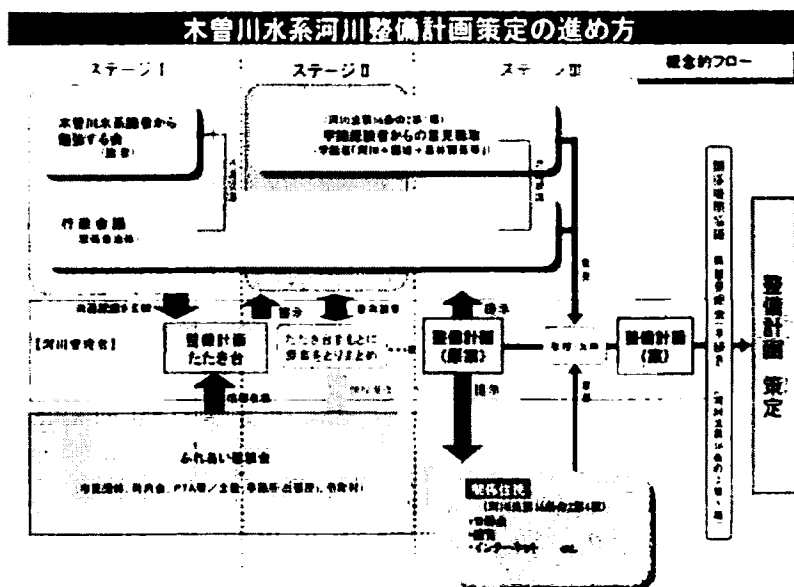
これが、今年の6月くらいにコソコソと一なぜコソコソとかという、私は「木曽川水系ではどうするの」とほとんど毎週のように電話かけてる人間で、それにはいわないでーコソコソと作っておいて、報道発表してからこそと私に教えてくれたという。これが「木曽川水系整備計画策定の進め方」というのです。細かいことは言いませんが、新吉野川方式、要するに16条の2第3項のいわゆる学識経験者というのは学識経験者ボン、第4項はインターネットなどでご意見聴きますボン、でやってしまう、と。しかも2007年度末までにやるっていうんです。もう2007年ですね。今年の4月から2007年度は始まりますが、9000平方キロの木曽三川について、河川整備基本方針もまだできていないのに、河川整備計画まで含めてやってしまおうというわけです。これで民主的に住民とキャッチボールしてやるというのは、物理的にも考えられない。

そしたらいったいこの10年間はなんだったのか、というふうに私は残念に思っています。

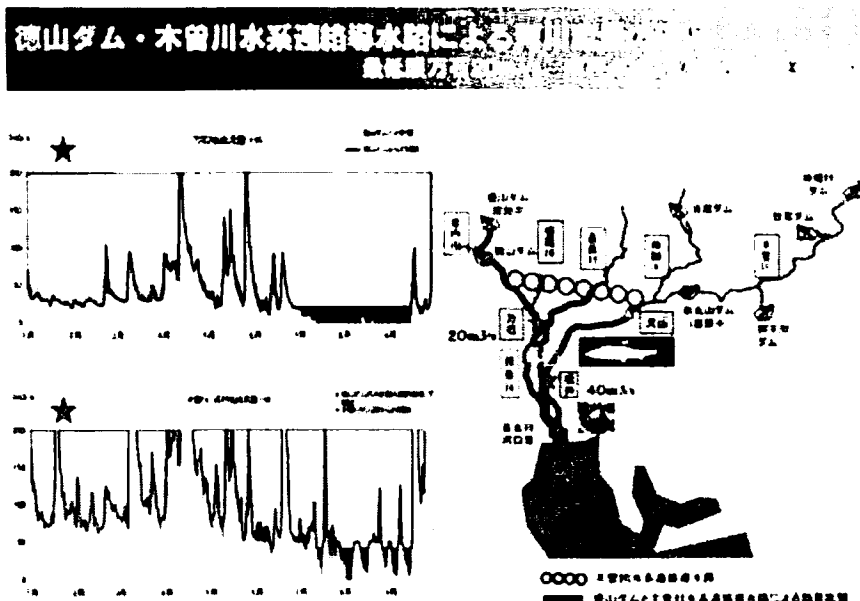
ここで付け加えた

いのは、昨年の10月に「逐条解説・河川法概説」というのができました。1997年河川法改正後初めて出たのです。そのところで昭和40年改正以降の改正についてずっと6頁にわたっていろいろ書いてあるんですが、住民参加については27文字言及してるだけなんです。私はここが見たかったので6300円

⑨河川整備計画の進め方



⑩徳山ダム・木曽川水系連絡導水路



もかけて買ったんですが、住民参加については27文字、このところに一つの姿勢が現れている、というふうに残念ながら感じてます。そして、住民意見を聞かないようなやり方は結局は治水事業を遅らせるわけです。私はこれを非常に残念に思ってます。

木曽川水系でいえば、あと木曽川水系河川整備計画に位置づけられるべき事業、向こうが位置づけるべきと思っている事業ですが、900億円のムダな事業—木曽川水系導水路事業、要するに徳山ダムの水、使い道がありません。これを何とか使い道ある風にするために、木曽川本川の流況を良くするのだという名前のもとに、こちらに徳山ダムあるんですけど、ここに、長良川の下をくぐって木曽川本川にもってきますよ、これをやっぱり法律上は河川整備計画に位置づけなければならない、これを1年よりもっと短い期間でパパッとやってしまうということで、今木曽川水系の方ではやられようとしてますけど、私たちはこれを何とか止めていきたいと思っています。

14. 岡田幹治

ありがとうございました。

最後に嶋津さん、お願いします。

15. 嶋津暉之

利根川の河川整備計画についてお話しします。

今日は利根川流域市民委員会という立場でパネリストになっていますので、まずその紹介をさせていただきます。

これは昨年4月に結成されたものです、正式に発足したのは7月ですが、参加団体は現在では35団体です。それから個人の方がたくさん入っています。利根川流

域でいろいろ、川関係で活動している団体・個人が入っています。目的の一つは、利根川の自然生態系の再生です。過去の大規模開発によって失われたものをいかに回復するかです。もう一つは最も効果的な治水対策の推進です。人の命に関わることでありますから、治水対策はやはり大事です。ただ、今行われている治水対策は、大規模開発を自己目的化した治水対策なのです。そうではなくて、真に有効な治水対策の推進が必要なのです。利根川の自然生態系の再生と、そのような視点の治水対策を進める河川整備計画を策定すべきだということで、流域市民委員会が始まったということです。具体的には二つの目的が入った整備計画をつくらせるためには、住民と河川管理者が十分に議論する場が必要です。それを求めてこの流域市民委員会は一生懸命活動してきています。

淀川モデルといいますか、住民参加型の流域委員会を利根川にも設置しないと、国交省へ申し入れを何回か行いました。国交省との話し合いも国会議員の仲介のもとに行いました。

さらに、整備計画の対案を自分たちでつくってこうと、利根川の現地調査、利根川ツアーを行いました。学習会も開きました。

国交省に対してはこのような申し入れをしたのですが、それに対し国交省がどのような返事をしたかというところ、

「現在検討中」だけです。それだけで、何も答えようとしませんでした。ようやく昨年11月下旬に関東地方整備局がこれからの策定手順を示しました。

利根川流域市民委員会

2006年4月に結成

参加団体 35団体 プラス 多数の個人

目的

- ① 利根川の自然生態系の回復
 - ② 最も効果的な治水対策の推進
- を目指した河川整備計画の策定

そのために、

住民と河川管理者が十分に議論できる場を！

利根川水系河川整備計画の策定に対して
利根川流域市民委員会が取り組んできたこと

★住民参加型の流域委員会の設置を求めて

- ・国交省への申し入れ
 - ・国交省との話し合い
- 国交省の回答
「現在検討中」

★河川整備計画の対案を作成していくため

- ・利根川の現地調査(現地ツアー)
- ・学習会

27

国交省関東地方整備局が
11月下旬に公表した
河川整備計画の策定手順

- 住民参加型の流域委員会は設置しない
- 住民を入れない有識者会議を設置する
- 住民の意見は公聴会で聴く

有識者会議はブロック別に設置：利根川・江戸川、渡良瀬川、鬼怒川・小貝川、

霞ヶ浦、中川・綾瀬川

有識者会議が昨年11～12月にそれぞれ2回開かれた。

28

それは、驚くことに私たちの申し入れ一切無視して、「住民参加型の流域委員会は設置しない。住民を入れない有識者会議を設置する。住民の意見は公聴会で聞くだけ」というものでした。

この有識者会議は昨年2回開かれました。

第1回有識者会議で、これはあまりにもひどいではないかと、マスコミ系委員から強い異論がでました。どのような発言かという、「小委員会など市民団体をなんらかの形で議論に加えるべきだ」「国交省のやり方は時代にそぐわない」「住民の意見をまじえた議論の場を設けるべきだ」「30年間の計画を決めるのにこの会議は簡単に進む」「公聴会を開くというのが今の時代は公聴会で終わらせるほど甘くはない」と厳しい意見を言ったわけです。

そこで第2回有識者会議では、関東地方整備局もやり方を変えなければならないということで策定手順の変更を発表しました。ただ、それは、公聴会の回数を増やすというだけのものでした。(会場笑)

来週2月22日に全体公聴会が開かれます。23日から3月9日まで21会場でブロック別公聴会が開かれます。その後、関東地方整備局は4月には意見を踏まえて整備計画の原案を作成して提示することになっています。その後、原案について意見を聞くということで公聴会が開かれますが、それがその後も繰り返されるかどうかはわかりません。

新吉野川方式よりもっと悪い方式が利根川で進められる可能性が十分にあります。

しかし、私たちはこれをそのまま見ているわけにはいきません。公聴会だけで住民を議論に参加させないということですから、何も変わっていません、意見を聞いてあげますよと、聞くだけですから、これではだめなのです。

私たちが求めていることを整理しますと、一つは有識者会議において、住民、NGOと意見交換する場をつくりなさい、ということです。一つは公聴会が開かれるのですが、この公聴会を一方的に意見を言う場にするのではなく、双方向的に住民と河川管理者が意見交換できる、議論ができる、双方向性の公聴会、これは欧米では常識ですが、そういうものにしなければいけないということです。もう一つは、住民と国交省がきちんと議論ができる場を別に設けなさいということで、この3点の要求を国交省に突きつけています。

とにかく、今は国交省は反動化して、住民を排除していく方向ですけれども、私たちはそれを認めるわけにはいきません。議論ができる場の実現を目指してこれからも頑張っていきたいと思っています。

16. 岡田幹治

どうもありがとうございました。予定時間過ぎてしまいましたが、もう少しお時間を戴きたいと思います。

(祝電) まず、祝電が届いておりますので、ご披露致します。出して下さったのは、細川内ダム反対資料館館長の田村よしみさんです

「シンポジウムの開催本当におめでとうございます。皆様のますますのご健勝とご発展を心よりお祈りいたします」

第1回有識者会議でマスコミ系委員から強い異論が続出

- 「小委員会など何らかの形で市民団体を議論に加えるべきだ」
- 「時代にそぐわない。住民を交えた議論の場を」
- 「30年間の計画を決めるのに、この会議は簡単に進む。公聴会を開くというのが、今の時代はそんなに甘くない」

29

関東地方整備局が策定手順を変更 (公聴会の回数を増やす)

今後の予定

2月22日(木) 13:00～ 全体有識者会議(浦和)
2月22日(木) 14:30～ 全体公聴会 (浦和)
2月23日(金)～3月9日(金) ブロック別の公聴会
(各都県の会場)

3月下旬～4月頃 局が河川整備計画の原案を提示

その後、原案について意見を聴く

ブロック別の有識者会議

ブロック別の公聴会

さらにその後は?

30

住民を議論に参加させない点では 基本的に何も変わっていない

私たちが求めていること

- 有識者会議において住民やNGOと意見交換を行う場を設けること
- 公聴会を一方通行の意見表明の場ではなく、双方向に意見交換のできる公聴会に改善すること
- 住民と国交省が議論できる場を設けること

細川内ダムというのは、徳島県の元の本頭村に計画されていたんですが、藤田さんという村長のもと、地元の方が《藤田さんが出席しているという指摘を受けて》あ、失礼しました）中止に追い込んだ、日本で唯一のダムです。そこに今、ダム反対資料館ができておりまして、つい最近開館したんですが、その館長の田村さんから電報を戴きました。

——会場からの発言の部——

1. 岡田幹治

それでは時間を延長して、ご意見、ご質問をいただきます。今日は「川を住民の手に」というのがテーマですが、本当に川を住民の手に取り戻すにはどうしたらいいのか、何か具体的な提案がありましたらぜひ戴いて、今後の運動の参考にしていきたいと思います。まず、ご参加下さった議員の方々からご意見があればお話戴きたいのですが。

2. 仁比聡平（参議院議員 日本共産党）

皆さんの熱心で本当に説得力あるご議論に感服しています。

今日のお話伺っていて、97年の河川法改正の趣旨をしっかりと私たち自身が思い起こし、改正の趣旨に沿った住民参加、住民決定の流れが必要だと、改めて思いました。

淀川流域委員会の経験、川辺川、吉野川第十堰をめぐって守り抜いてきたたかひの精神と到達点、ここをやっぱりはつきりさせて、国土交通省がが行っていることが逆流に他ならないと示す必要があると思いました。

その上で、それぞれの水系やダムの建設問題について、いろいろな論点、争点があるわけですが、共通の課題として今日も共通のテーマになっている基本方針、整備計画について、住民不在の決定をしようとするやり方が間違っているという論をたてて、共通の運動を大きく興すということが必要だと痛感しました。

実際、災害、水害は、ダムによって危険が拡大をされるということが、各地で起きています。

その一方で、ダムありきという河川整備を国土交通省が進めてきたために、本来必要とされる水害対策、河川整備が行われていない。そうした国土交通省のサボタージュによって、水害被害が拡大しているということが、現実にあるわけですね。今本先生がご指摘になられた基本高水の問題、色々あるのかと思いますが、いずれにせよ、本来の治水対策がどうあるべきか、ということについて、流域住民の観点からすべての物事を考えなければなりません。これは、本当ならば与党であっても否定できない論理だと思います。

ダムは、多目的というけれど、無目的にはかからないんですね。今日のシンポジウムを通じて、確信を新たにしました。これからも、一緒にがんばっていききたいと思います。本日はお疲れさまでした。ありがとうございました。

3. 岡田幹治

フロアの皆さんからのご意見に移りますが、その前に、利根川流域の有識者会議の委員である岡本さんが来ていらっしゃるしますので、岡本さん簡単に感想をお聞かせ願えればと思います。

4. 岡本雅美

幸か不幸か昨年の12月からの利根川の河川整備計画の有識者会議の委員に、多分農水省が推薦したのだと思いますが、入りました。

で、利根川について、2つ程指摘したい

一つは、利根川では、先程嶋津さんから説明のあったように、100年洪水というのを目標にして戦後やってきたのが、200年洪水を目標にしなければだめだと、それほど重要河川だという遠大な目標を掲げられて、それが現在の基本方針では（河川整備計画の目標を）つくらない、それが30年の目標というところで、極端にトーンダウンしまして、なんと50年に1回、支流については30年に1回という、大変なバーゲンセール、ですから教訓的なのは2つ。やはり、役人も馬鹿ではないから、できないことはさっさと取り下げてくることがあるよ、ということ。ですから、基本方針がどうであろうと、当面30年、あなたのいうことはわかるから、それは100年のうちでいいんじゃないの、ここ30年ではもっと甘いのでもいいんじゃない

いの、と 実際利根川ではやられちゃった。私自身はちょっと、いささか驚きました、というのが一つ。

もう一つは、昨年1回2回とやりまして、大体年明け1月に、第3回有識者会議が終わって、そして整備計画ができて早速に現地市町村への諮問が行くだろうというように当初説明あったんですが、先程嶋津さんが紹介したように、有識者会議に入っているマスコミの方々、並びに一般マスコミの本省攻め、決定打は事務次官が詰められて、そんな影響があったんでしょうか、急遽公聴会を並行してやると、今までは計画案ができた公聴会やるということだったのが、同時並行で有識者会議と同時に公聴会の方もやっていくという方式にかわりまして、半歩なのか1歩なのか、良識が入りました、ということです。

それから皆さん方、特に今日は国会議員の方がいらしてるので強調したいんですけども、私自身は平成9年の河川法改正を、必ずしも皆さん方のように評価できません。それはさておいて、そもそも公共事業に関して、その性格について理解しておいて戴きたいのは、公共事業とは何かといったら、税金使うということです。したがってこれは、公平でなければいけない。公平にというのはどういうことかということ、全国差別しちゃいけないよと、川によって差別しちゃいけないよと、もちろん重要度あるから、重要な河は安全度上げようというのやります、しかしこれは誰が決めるのか、基本的には国が決めます。

利根川は、住民がどうあろうと、我々は200年守る。ここは50分の1でいいんじゃないか、ということ、基本的には国家官僚、あるいは行政の責任だということ、おそらく、意識ですね、そしてそれを決めます。

次はみなさん方おかしいと思われませんか、100分の1とか何十分の1とかいいますね、データを100分の1のことをきちっと評価しようと思ったら、私もよくいじめられました、統計学上、数100年のデータがなければ評価できないはず。そうするとそれを100分の1とか50分の1とか気楽にいう。そのためには、公平であるために方式を決めます。それはこうやって、雨量をこういう具合に処理して、流出流量に変換するにはこういう方式でと、処理してやる方式を決める。これは誰が決めるのか、国の役人が学識経験者の力を借りたと称してやります。そしてこれが決まりますと、もちろん皆さんやってらっしゃるように、この取り方がおかしいとか、等々できますけど、一旦レベルを決める、そしてそれを計算していく方式等々はすべてこれも国が公正を期して、実はこの間、本来的に住民に聞かなくてはいけない話は入ってこないです。技術的、専門的な話、それで決まります。そして、一旦彼らはこの場合に余裕高もこれくらいのところだから何メートルとすると、これも一定原則をおいて、機械的に処理します。したがって、計画以上のものが流れてもあふれなかったんじゃないか、ということも「いや、それは余裕高があるからそうだったんだ」という説明が十分できる。

要は、今本先生おっしゃったけれども、とにかくある目標決めて、そこから機械的にどんどん決まっていく。それはいわばよろしむべし、という方式でやられる以上は、「これは住民が基本的に入る体系になっていない」、というのが私の実感です。

ですから、河川法にあらわれている治水そのもののあり方や、公共事業の一環として治水を進めていく事業のやり方、しくみの根本原則のところ、行政の公共事業における公平性、そしてそれを担保するいろいろな技術的な過程、そこをどこを変えていかないと、ただいうことをきかないじゃないか、これの評価が違くないか、そのほかのことはもちろん個々であります、ですけども特に申し上げたいのは、公共事業というものの特殊性、ということなんです。

5. 岡田幹治

ありがとうございました。

6. 有友正本（肱川 山鳥坂ダム）

肱川から来ました有友といいます。

肱川で流域委員会がやられるような背景というのは山鳥坂ダムというのがありまして、多目的ダムだったのですが利水目的がくずれました。そこであらたに位置づけするため流域委員会、河川整備方針ということができたわけです。

それまでの流域委員会は、私が主観的にいうと、ダムを止めるための流域委員会、肱川以後の流域委員会はダムを作るための流域委員会。私たちは流域委員会とは整備計画とは何ぞやということで勉強してきました、水源連にも協力していただいて、我々の、肱川の治水というものを考えて、ぶつける準備を、住民参加するつもりでやったわけです。

ところが2003年8月末マスコミ発表やってみると住民参加は認めないと。その年の3月に、大洲国土河

川事務所の所長と私、会いまして、面と向かって、「おい所長、流域委員会、住民参加認めるのか」と訊けば「認めます」、「準備委員会を淀川でやったけどやるのか」と訊けば「やります」。全部ひっくり返された。挙げ句の果てには、整備計画は、まず山鳥坂ダムをつくる、それから鹿野川ダムを改造する、最後に堤防整備しますよ、とこういうものです。

基本的に流域委員会の話が出てきて住民参加を認めないといったらダムを造るための流域委員会だなと理解すべきだと。

肱川の流域委員会は、向こうも勉強したんですよ、ぼくらはやられっぱなしだと思って、非常にくやしい思いもしたが、向こうは向こうでこちらにやられたと思ってる。おまけに11月1日の流域委員会事件というのがありまして、マスコミ報道を使って警察が告発したというのがあって、それが全国報道になってしまった。そういうおまけまでついてしまったわけです。

だから、こっちはやられたと思ってるけど、あまり悲観する必要もない。あきらめずにしつこく食い下がるのがダムを止める途ではないかと私は思っております

7. 岡田幹治

ありがとうございます。それじゃお願いします

8. 熊沢文男（雄物川 成瀬川ダム）

秋田県雄物川支流の成瀬川、成瀬川ダムに関わっている熊沢という者です

パネラーの皆さんのお話お聞きして、2つだけ申し上げたいと思います。はずれているかもしれないが、一つは徳山ダムができてできなくても、極端ないい方をすれば秋田県の我々には大した影響がない。極端ないい方です。私たちの方の成瀬ダムやるかやらないか、他の皆さんには直接影響ないはずですよ。

これは地域の人間のためにやるわけですよ、よくわからないので不正確かもしれませんが。例えば、地方自治法、自治体と国の法律の間に、どういう関係かという、条文忘れましたが、地域にとって、国の決めたことに不利なことがある、納得できないことがある、そのときはお互いに交渉し、調整できる。だめな場合には調停委員会、第三者がつくって裁判やれるんだ、そこまで地方自治法すんだですよ、10年ちょっとしかたっていないけど。ところが、何でおせっかいな国土交通省はやってもらう方の人のいうことを、何で聞かないの、どうもそれがおかしい。それが一つめ、国交省は地域のいうことによく耳を傾けて、できることをやりなさいということなんですよ、決めるというのはおかしい。

二つめ、午前中、討論聞いて、空から降水量があります、そこにブラックボックスがあってそこから出てきます。彼らは出てきたやつをみてるから、森林の保水力も入ってるというけど、彼ら国交省は道路の管理、国土利用についても管理してるわけだから、それぞれについて下の方の、インプットアウトプット、どれがどれなのかくらいはちゃんとしないことには、そういう調整、自分たちのセクターの中での隣のことは口を出さない。私たちの場合ですと、成瀬ダムというのは農業用水なんですよ。ですから農業用水こんなにいい加減なんですよということをいう。みなさん、10数年前に大冷害ありましたね。あのときに私たちの方でどのくらいの被害があったかという、5万トンを超えた冷害による被害がありました、次の年水がさっぱり降らないです、福岡なんか断水、このときは750トンの被害がありました。つまり、100分の1の被害ですよ、冷害に比べると。ところがその100分の1の被害のために、お前達大変だからね、大きな8000万立米の大きなダムをつくってあげます。もう、いらないうつというのに。以上官庁のなかで相談しろっていうこと。ぶんどり型ですよ。

ここでの補足追記 一つめ 地方分権を否定する要素が条文にふくまれているのか？もし、だとすればそれを排除する運用上の配慮を国交省は払うべき。二つめ 森林の保水力がないからダムを造れと言うけど、途中で道路などの裸地、ザル規制法での宅地開発での洪水誘発水量などは目をつむって、森林をダムに変えても、宅地開発等による洪水を減らすことはできないの意、はしよりすぎて発言でした。その後半はその利水版について当地の現状。

9. 岡田幹治

ありがとうございます。最後の方お願いします

10. 田淵直樹

田淵と申します、勝手に静岡県得天竜川流域の方々を応援しております。

天竜川は全国で1位堆砂がひどい川です、佐久間ダム3億2000万m³のダムの3分の1が土砂で埋まっている。河口の仲立ちの砂丘が海岸浸食になっております。その問題を解決するために国交省と電源開発はダムから土砂を流しています。そのために川がにごって死の川になってます。すなわちダムができて50年経つと川は墓場になるということですね。それを見ていただくために、地元の天竜川漁協が3月4日の日曜日に流水装置の見学会を行いますので、お金とお暇のある方はぜひご参加して戴きたいと思います。ただし、佐藤謙一郎さんが2年前に来ていただきました。その挙げ句落選しましたので覚悟の程をよろしく願います。

11. 岡田幹治

ありがとうございました。もう時間がすぎているんですが、最後に、どうしてもこれだけはということがありましたら、願います。

12. 姫野雅義

吉野川の姫野です

今日の催しではじめて今の川の状況に気がついたという方たくさんいらっしゃると思います。これはおそらく大きな次の転換のきっかけになると思います。

今おてもとにピンクのチラシがあると思います。これは、8月11、12日四国徳島で「川を住民にとり戻すためのシンポジウム」というのが、経済学者の宇沢弘文先生が実行委員長になって、具体的にどうやれば流域自治というのが実現できるのか、具体的な道筋まで含めて、本格的な議論の場にしたいというふうに思いますので、ぜひ8月11日12日に四国徳島にお越し下さい。

徳島は12日からあの阿波踊りが始まります。

なぜ吉野川で住民投票が成功したか。その秘密は阿波踊りにあるという噂も広がってるほどですので、ぜひ8月11日12日にお越し下さい。

13. 岡田幹治

どうもありがとうございました。

では、本日のパネルディスカッションは、これで閉じたいと思います。

今日出されたいろいろな情報や知恵を糧にして、河川行政をまっとうなものにしていくため、がんばっていききたいと思います。

全体資料 4 河川法 16 条と附則

1. 河川法より

(河川整備基本方針)

第 16 条 河川管理者は、その管理する河川について、計画高水流量その他当該河川の河川工事及び河川の維持（次条において「河川の整備」という。）についての基本となるべき方針に関する事項（以下「河川整備基本方針」という。）を定めておかなければならない。《改正》平 9 法 69

2 河川整備基本方針は、水害発生状況、水資源の利用の現況及び開発並びに河川環境の状況を考慮し、かつ、国土総合開発計画及び環境基本計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、水系ごとに、その水系に係る河川の総合的管理が確保できるように定められなければならない。《改正》平 9 法 69、改正》平 11 法 160

3 国土交通大臣は、河川整備基本方針を定めようとするときは、あらかじめ、社会資本整備審議会の意見を聴かなければならない。《改正》平 11 法 160

4 都道府県知事は、河川整備基本方針を定めようとする場合において、当該都道府県知事が統括する都道府県に都道府県河川審議会が置かれているときは、あらかじめ、当該都道府県河川審議会の意見を聴かなければならない。《追加》平 9 法 69

5 河川管理者は、河川整備基本方針を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。《追加》平 9 法 69

6 前 3 項の規定は、河川整備基本方針の変更について準用する。《追加》平 9 法 69

(河川整備計画)

第 16 条の 2 河川管理者は、河川整備基本方針に沿つて計画的に河川の整備を実施すべき区間について、当該河川の整備に関する計画（以下「河川整備計画」という。）を定めておかなければならない。《追加》平 9 法 69

2 河川整備計画は、河川整備基本方針に即し、かつ、公害防止計画が定められている地域に存する河川にあつては当該公害防止計画との調整を図つて、政令で定めるところにより、当該河川の総合的な管理が確保できるように定められなければならない。この場合において、河川管理者は、降雨量、地形、地質その他の事情によりしばしば洪水による災害が発生している区域につき、災害の発生を防止し、又は災害を軽減するために必要な措置を講ずるよう特に配慮しなければならない。《追加》平 9 法 69、《改正》平 11 法 160

3 河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、河川に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。《追加》平 9 法 69

4 河川管理者は、前項に規定する場合において必要があると認めるときは、公聴会の開催等関係住民の意見を反映させるために必要な措置を講じなければならない。《追加》平 9 法 69

5 河川管理者は、河川整備計画を定めようとするときは、あらかじめ、政令で定めるところにより関係都道府県知事又は関係市町村長の意見を聴かなければならない。《追加》平 9 法 69

6 河川管理者は、河川整備計画を定めたときは、遅滞なく、これを公表しなければならない。《追加》平 9 法 69

7 第 3 項から前項までの規定は、河川整備計画の変更について準用する。

附則

平成 9・6・4 法律 69

[河川整備基本方針及び河川整備計画の関する経過措置]

第二条 この法律の施行の日以降この法律による改正後の河川法（以下、「新法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき当該河川について河川整備基本方針が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の河川法（以下、「旧法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき当該河川について定められている工事实施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第 16 条第 1 項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備基本方針とみなす。

2 この法律の施行の日以降新法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該河川について河川整備計画が定められるまでの間においては、この法律の施行の際現にこの法律による改正前の河川法（以下、「旧法」という。）第 16 条第 1 項の規定に基づき当該河川について定められている工事实施基本計画の一部を、政令で定めるところにより、新法第 16 条の 2 第 1 項の規定に基づき当該河川について定められた河川整備計画とみなす。

2. 河川法施行令より

(河川整備基本方針及び河川整備計画の作成の準則)

第 10 条 河川整備基本方針及び河川整備計画は、次に定めるところにより作成しなければならない。

1. 洪水、高潮等による災害の発生の防止又は軽減に関する事項については、過去の主要な洪水、高潮等及びこれらによる災害の発生の状況並びに災害の発生を防止すべき地域の気象、地形、地質、開発の状況等を総合的に考慮すること。
2. 河川の適正な利用及び流水の正常な機能の維持に関する事項については、流水の占用、舟運、漁業、観光、流水の清潔の保持、塩害の防止、河口の閉塞の防止、河川管理施設の保護、地下水位の維持等を総合的に考慮すること。
3. 河川環境の整備と保全に関する事項については、流水の清潔の保持、景観、動植物の生息地又は生育地の状況、人と河川との豊かな触れ合いの確保等を総合的に考慮すること。

(河川整備基本方針に定める事項)

第 10 条の 2 河川整備基本方針には、次に掲げる事項を定めなければならない。

1. 当該水系に係る河川の総合的な保全と利用に関する基本方針

2. 河川の整備の基本となるべき事項

イ 基本高水（洪水防御に関する計画の基本となる洪水をいう。）並びにその河道及び洪水調節ダムへの配分に関する事項

ロ 主要な地点における計画高水流量に関する事項

ハ 主要な地点における計画高水位及び計画横断形に係る川幅に関する事項

ニ 主要な地点における流水の正常な機能を維持するため必要な流量に関する事項

(河川整備計画に定める事項)

第 10 条の 3 河川整備計画には、次に掲げる事項を定めなければならない。

1.河川整備計画の目標に関する事項

2. 河川の整備の実施に関する事項

イ 河川工事の目的、種類及び施行の場所並びに当該河川工事の施行により設置される河川管理施設の機能の概要

ロ 河川の維持の目的、種類及び施行の場所

(関係都道府県知事等の意見の聴取等)

第 10 条の 4 河川管理者は、河川整備計画を定め、又は変更しようとするときは、あらかじめ、国土交通大臣である場合にあつては関係都道府県知事の意見を、都道府県知事である場合にあつては関係市町村長の意見を聴かなければならない。

2 前項の場合において、関係都道府県知事が意見を述べようとするときは、あらかじめ、関係市町村長の意見を聴かなければならない。

3 河川管理者は、河川整備計画に高規格堤防の設置に係る河川工事の施行の場所を定めたときは、速やかに、その場所を関係都道府県知事に通知するものとする。《追加》平 9 法 69

全体資料 5 1997 年衆議院建設委員会議事録（河川法改正時の国会の質疑）

002/003] 140 - 衆 - 建設委員会 - 11 号

平成 09 年 05 月 07 日

○増田委員 それから、次に進みますが、今回の改正の眼目の一つとして、地域の声を河川行政に反映していこうというようなことが実は掲げてあります。住民の意見聴取手続を義務づけたのは河川整備計画のみであって、河川整備基本方針は従来どおり河川審議会の意見を聞いて策定するというようにされております。

各河川の長期かつ基本的な方針は、今後行われる具体の河川整備の出発点であり、基本方針にも地域の意向が十分反映されていかなければならない、このように考えます。担当としてはどう考えておりますか。見解を伺いたい。

○尾田政府委員（河川局長） ただいま先生御指摘の河川整備基本方針に関して住民意見の反映をする手続が定めておらないということに関しまして、御批判をいただいておりますのは重々承知をいたしておるところでございますが、私どもとしては、この河川整備基本方針と定める事項と申しますのは、全国的なバランスを考えた上で、いわゆる河川の流域が持っております社会環境、自然環境から科学的、技術的に決まってくるような基本高水流量、計画高水流量というような、ある意味では抽象概念でございます、そういうものを定めるという作業が河川整備基本方針でございます。

そして、この河川基本方針というのは、そういう意味合いで、まさに科学的、技術的に決められるべき、水系一貫をして上流から下流まで、上流に降った雨が下流まで、同じような雨の降り方の場合には下流まで安全に流し得る、上流で降った雨を途中で流域の中に入れるというようなことになれば、まさに人工災害という批判も受けるわけでございまして、そういう水系を一貫をして流量計画をつくる、そしてまたその計画自体が全国の同種、同規模の河川は同じような安全度を持つ、そういう視点に立って調整をすべき事項であるという観点について、その手続を定めておるところでございます。

そして、この河川整備基本方針に従いまして、ダムをどこにつくるか、どこに堤防をつくるか、そういう個別の事項につきましては、すべて河川整備計画の中で定めます。この河川整備計画については、まさに住民の皆さんの御意見、地方の御意見が反映できるように、そういう形で整備計画の案の段階でお諮りをして議論をいただくということを考えておるわけでございます。

そういう意味合いで、基本方針で定めた中ではこの整備計画がどうしてもできないということになれば、またこの基本方針のあり方についても再度検討をする、そういう仕組みを考えておるわけでございまして、この河川整備基本方針に住民意見の反映の手続がないということをもって住民意見の反映がされていないという御批判は当たらないと私は考えておるところでございます。

○辻（第）委員 意見の聞き方ではありますが、学識経験者については「必要があると認めるときは、」意見を聞く、また、関係住民については「必要があると認めるときは、」公聴会の開催等住民の意見を反映させるために必要な措置を講じることになっている。

なぜ「必要があると認めるとき」なのか。必要なときとはどのような場合か、必要がない場合とはどのような場合なのか、具体的に事例を示していただきたい。

○尾田政府委員 「必要があると認めるとき」というのがどういうことか、また、どうしてこういう条項を置いたのか、こういう御質問でございます。

先ほども申しましたが、一級水系で百九水系、二級水系で約二千七百水系ございます。このすべての水系について、今後、基本方針を定め、整備計画をつくっていくということになるわけでございますが、それぞれの河川、特に二級河川につきましては、それぞれの河川特性によりまして、ほとんど工事も行わないというような、そういう河川もあり得るわけでございまして、そういう中で、必ずしもすべて

についてそういうものを設置を必要というふうには解する必要がないのではないかという考え方でこういう条項を置いておるところでございます。

もちろん、ダム等、あるいは堰等、そういう大規模構造物が含まれるような、そういう水系につきましては、当然、すべて住民等の意見をお聞かせを願うという処置をとるのは当然と考えておるところでございます。

○辻（第）委員 今、ダムだとか、あるいは放水路など、大型構造物をつくる場合は当然聞く、こういうことのようにありますが、ダムに限らず、住民の意見は、必ずしも、その規模の大小というのですか、そういうもので決まるものではないと思います。なるべく多くの場合に意見を聞く必要があるのではないか、いかがなものか。

あわせて、河川管理者が必要なしとした事業に対し、学識経験者や関係住民から、意見を聞くべきだとの要求があった場合に、当該河川管理者はどう対処されるのか。必要なしとしたのだから聞く耳持たずという態度になるのか、それとも、要求に応じて意見を十分聞く場合もあるのか、明確にお答えをいただきたい。

○尾田政府委員 私どもといたしましては、必要な場合というのをできるだけ幅広く解釈をして適用をしてまいりたいというふうに考えております。そういう意味合いで、住民の皆様方から、そういう御要望が、意見聴取のお話が出てまいりました場合には、「必要があると認めるとき」に当たると考える、そういう方向で、今後、事に当たっていくというふうにしてまいりたいと思っております。

○辻（第）委員 本当に幅広く住民の意見を聞くという立場でやっていただきたいと思います。

住民の意見を聞く場合は、「公聴会の開催等」となっていますね。公聴会以外にどのような方法で住民の意見を聞くのか、具体的に示していただきたい。

さらに、公聴会を開くとき、関係住民にどのように周知徹底するのか、また、公述人はどのように選ぶのか。学識経験者の意見に関しても、意見を聞く学識経験者はどう選ぶのか。河川管理者が任意に選ぶのか、希望を募るのか。どのような選び方をやるにしても、客観性、公平性、科学性というのが担保される意見の聞き方が本当に必要だと思うのです。そういう点について明確にしていきたいと思います。

○尾田政府委員 公聴会の開催以外のどういう手法をとるのか、こういうお話でございますが、まず第一点目でございますが、これにつきましては、今後それぞれの河川の特性、流域の特性に応じていろいろな対応がとられるものと考えております。例示的に申し上げますと、説明会の開催、公告縦覧と意見書の提出を求める、あるいはインターネットによる意見聴取等さまざまな手法を今後考えていく必要があるというふうに考えておるところでございます。

それから二点目の、公聴会の開催に当たっての周知の方法、公述人の選定方法についてどうか、こういうお話でございますが、周知方法につきましても、それぞれの流域の特性に応じて考えていくことになるかと存じますが、公告をする、あるいは新聞折り込み、インターネットの利用等々いろいろな手法が考えられようかと思っております。

また、公述人の選定方法につきましても、今後、いろいろな法定計画、ほかにもございますので、そういう手法も参考にしながら、これからできる限りの確に流域の皆さん方の総合的な意見をお酌み取りできるように努めてまいりたいというふうに思っております。

また三点目の、学識経験者の選出方法でございますが、これにつきましては、それぞれの河川の特性あるいは流域の特性をできるだけ反映できるように幅広く、河川工学や自然環境の専門家等に限ることなく、これまたいろいろな幅広い観点から学識経験者ををお願いをするということを考えてまいりたいというふうに思っております。

○辻（第）委員 その選び方については、客観性、公平性、科学性が本当に担保されるような選び方

をぜひやっていただきたいと思います。

それから、河川管理者の作成した案のとおり進めるために意見を聞くのではなく、意見に基づいて計画案に修正を加えることを恐れないという態度で臨むべきであると思います。その点についていかがですか。

○尾田政府委員 御指摘のとおり、単に意見をお聞きするというだけでは全く意味がないと考えております。そういう意味合いで、河川整備計画の原案、案の案の段階でお示しをさせていただきまして、そして、真剣に討議をする中でよりよいものとしての河川整備計画をつくれるよう、そういう御意見を反映させられるように考えていきたいと思っております。

5月9日

○大野（由）委員 今まで河川が治水や利水だけが役割だった状況から、今回、河川法の改正によって、河川の目的に河川環境の整備と保全が位置づけられたのは大変な前進ではないか、このように思っているわけですが、何点か法律で質問させていただきたいと思います。

十六条に、河川整備計画を作成するとありますが、この中で、河川管理者は、河川整備計画の案を作成しようとする場合において必要があると認めるときは、学識経験者やまた住民の意見を聞かなければならない、こういう条文になっておりますが、その必要があると認めるかどうかというのはだれが判断するのか、また、関係住民というのは、地域住民というか、その地域に住んでいる住民を指すのか、それともその問題に関心を持つ住民を指すのか、これについて伺いたいと思います。

政府案についての質問でございます。

○尾田政府委員 関係住民に意見を徴する場合、だれが判断をするのかという点、まずその点につきましては、河川管理者の方で判断をさせていただくというふうに考えております。

それから、どういう範囲までどういう状況に対してそういうことを考えておるのかという御質問でございますが、これは、関係住民の方々から意見聴取のお話、そういう御要望があった場合には、必要がある場合、必要があると認めるときというふうに考えまして、意見聴取をさせていただく、幅広く運用をしましてということ考えております。

○大野（由）委員 今環境アセスメント法が成立したらどの段階で行われるかということについて御答弁があったので、ちょっと私、あいまいな答弁だったような気がするんですが、従来のアセスは事業アセス、このように言われておりまして、事業がほぼ、大体、計画が煮詰まった段階でアセスが行われたものですから、事業にアワセメント、アセスメントじゃなくてアワセメントだ、また、開発の免罪符である、このように今までのアセスが非常に評判が悪かったということで、今回、実に十六年ぶりにアセス法が提案されて、国民の待望久しいアセスメント法が成立をする、こういう状況でございます。

ほぼ事業が固まった段階でアセスをやったのでは意味がない、もうそれをいかに認めるかという方向でのみアセスが働くわけですから、そうではなくて、まだその前の段階でアセスをやらなければいけない、事業アセスではなくて計画アセスにしなければならないということが、中央環境審議会の答申の中でも、計画の早い段階でアセスを行うことが妥当である、このように答申をされているわけですね。

それで、今ちょっと答弁があいまいだったのもう一回確認したいんですが、大体、河川について、ダムを建設するのがいいのか、それともダム以外の方法がいいのか、また、ダムを建設するにしても、どの場所がいいのかというふうな、そういう代替案というんでしょうか、そういうものがきちっと明示されるようになるのかどうか伺いたいと思います。

○尾田政府委員 ただいま先生お尋ねの河川整備計画の段階と環境アセスメントの段階と、その間でどういう調整をとるのか、こういう御質問の趣旨かと受けとめますが、まず、従前は工事实施基本計画という形でそれぞれの河川の計画を決めておったわけですが、これを大きく、方針と整備計画というふうに分けまして、この整備計画、河川整備計画の中で個別のダムについてもそれぞれ盛り込みまして、住民の皆さん方の御意見を伺うということでございまして、そういう中で河川整備計画を決め

ます。

その上で、それぞれの事業の、ダムの事業の熟度が上がった段階で環境アセスメントを実施するわけ
でございますが、そういう段階、環境アセスメントを実施した結果、そのダムが環境アセスメントとし
て認められないということになりますと、これはまた、ダムの位置、構造、あるいはその水系でのダム
の存在そのものについて見直すことになるわけございまして、そういうことに至りますれば、河川整
備計画そのものの見直しということになろうと考えております。

4月19日、社会資本整備審議会河川分科会報告

球磨川水系河川整備基本方針案河川分科会への 近藤委員長報告および分科会とりまとめに、 潮谷委員「了承せず」を貫く

2007年4月19日、突如、球磨川水系河川整備基本方針案を審議する社会資本整備審議会河川分科会が開かれ、同分科会は「潮谷委員を除く全委員が方針案を是とした」という主旨の答申を国土交通省に行うことを決定しました。国土交通省はそれを受けて、球磨川水系河川整備基本方針を決定・告知することになります。

社会資本整備審議会河川分科会球磨川水系河川整備基本方針検討小委員会は第一回を2006年4月13日に行い、2007年3月23日、熊本県知事としての委員である潮谷義子氏の同意を得ぬまま方針案を取りまとめるとして、第十一回を終えました。その議事録と基本方針文案も公表されぬまま河川分科会の開催でした。4月22日は人吉市長選挙と市議選挙の投票日ということで、地元は勝利を確定すべく活動で多忙を極めており、この分科会への対応が殆どできない、という状況でした。こんな唐突な分科会開催は、人吉市長選挙でダム推進派の候補者の当選を期待できないとみた国土交通省の悪あがきともいえるでしょう。

実際、分科会は審議会として法的な制約と平成11年の閣議決定による制約（別掲）を受けます。しかし、分科会開催が河川局ホームページに掲載されたのが4月13日（金）であったことと、選挙対応で、地元ではこの閣議決定に基づく意見陳述申し立てをする余裕はありませんでした。流域住民が本来有する権利の行使さえできない状況を作り上げることを意識した4月19日開催である、と地元の皆さんは怒り心頭です。

この日の分科会の進行はまったくひどいものでした。

近藤小委員会委員長が小委員会の審議報告をおこない、ついで、各委員からの発言、最後に河川分科会長（西谷 剛）によるとりまとめ、と進みました。

各委員の発言は、近藤報告を是とし、最終の小委員会で近藤小委員長のとりまとめに合意を与えなかった潮谷委員に向けた意見が殆どでした。

潮谷委員は「了承しがたい」とした根拠の説明を求められ、概ね以下の意見を述べました。

- ◇ 球磨川水系に治水対策は必要
- ◇ 県民の間ではダムの必要性について意見が分かれている。
- ◇ 住民討論集会において国は昭和41年に定めた工事実施基本計画をもとに「これが最も正しい」という説明を行った。小委員会ではまったく異なった手法を用いている。なぜ手法を変えたのか、その根拠が明らかにされていない。
- ◇ 小委員会においては住民討論集会で説明した手法とまったく異なる手法を用いているにもかかわらず、数値は工事実施基本計画の数値と同じであること。このことは自分が理解できないので県民への説明もできない。いくつかの点で算出方法が大きく変わっているにも関わらず、昭和41年の工実のまま、7000トンということでは、住民の理解が得られないだろうと思う。

- 計画降雨継続時間 2 日を 12 時間に変更したこと。
 - 昭和 47 年 7 月洪水を大幅に引伸ばした結果を採用したことから、もとは二山降雨であったにもかかわらず一山降雨というように昭和 47 年 7 月洪水の降雨パターンがまったく変わってしまっていること。
 - 安全度が基準点 2 地点 1/80 であったものが論議過程で人吉 1 地点で 1/80、人吉と横石 2 地点でそれぞれ 1/80 と 1/100 というように変遷していること。
- ◇ 40 年という時代の流れの中で、利水裁判では、原告が勝訴。相良村では、執行部ともに、ダム反対を表明している。
- ◇ 3 月 22 日に地元紙がアンケート 条件付必要 12% 必要 9% 反対 52%。
- ◇ 環境面については論議がまったく不十分であること。
- ◇ 押さえ込みからあふれる治水への転換が必要。ダム前提といわれることのないように個別具体の組み合わせが必要。
- ◇ 治水対策を考えると、「未来を確かなものとして次の世代に引き渡す」という視点が大切。
- ◇ 洪水被害体験者の不安は「40 年洪水の情報の行き違いによる誤解」というよりも、市房ダムよりはるかに大きなダムが出来たらどうなるのか、という不安である。

そして、審議会についての平成 11 年閣議決定に「意見が分かれた場合は、審議を尽くすこと。合意に至らない場合は複数意見を記すこと」とあるのを紹介し、自分の「了承しがたい」を併記することを求めました。

潮谷委員に向けられた意見のうち、記憶に生々しいものを記します。

桜井（学習院大学 教授）知事の話で了承しがたいということがよくわからない。基本方針そのものに反対なのか消極的賛成なのかがよくわからない。反対ということであれば、一般委員とは違うわけですから、事実上知事の任期中は執行できないという問題もでてくる。

決断として、どうなるのか。また、県知事として県民にどのように説明責任を果たすのかということになってくる。消極的賛成で、意見を述べるのにとどめるということであれば実質的には国の方針で進んでいくのかなど。政治家のご発言としていかがなものかと思う。第三のあり方があるのかということも含めて知りたい。

説明責任については、法律が専門なので、災害が仮に起こったときにどうするのかということになるので、住民にわかりやすく説明するということであれば、難しいことを説明するのはそう簡単ではない。説明責任ということばが乱用されているようにも思う。きちんと合理的に説明すれば、相手方も合理的に判断するだろうということ。行政は実験するというわけにはいかないが、現実には行政責任をになうものとしては、どうなさるのかと。判断過程のなかでは、今日のご説明のなかには、特段のずさんなところがあるとは思えない。

地元の方が反対しているとしては、国は凍結すべきだけれども、現に水害リスクがあると、そこは凍結しないで決断していくということで国は判断をしているわけで責任ある態度なのではないか。

地元の知事の方が賛成されないというのは想定外の事例。河川行政で、どうしてこうした事態がおこったのかということは反省していただきたい。

水戸部（日経新聞論説委員）往々にしてダムアレルギーは完全にあります。アンケートをとりますと、10 年来ほとんどかわらないのは、ダムは環境にわるい、もはやアメリカでもつくらないというではないか、100 年に 1 度のためのダムなら九九年は不要じゃないか、水質がよくなる、川の正常な姿を破壊する、水没犠牲者が多いという回答が、ずっと続いている。

人吉では川を観光産業にしている。洪水被害があつたり河床掘削で軟岩が露出しているのでは観光

資源として成り立たない。

おやじは大反対しているけれど、僕は、反対理由がわからないという人もいた。

知事さん自身もご不満はあるかもしれないが、ぜひ、通していただきたい。

山岸 （山階鳥類研究所 所長）

知事は駄々をこねている。

基本方針に「なお、今後、地球温暖化に伴う気候変動、森林の保水力等に関する新たな知見により、基本高水のピーク流量産出の前提条件が著しく変化することが明らかとなった場合には、必要に応じこれを見直すこととする」が入ったのは知事の功績。

「森林の状況が改善されると森林の保水力が向上するという」説は新説にもなっていない。

近藤委員長が「住民討論集会の追体験」という言葉を使って球磨川水系基本方針検討小委員会を進行してきましたが、追体験とは言葉だけのことで、住民側からの意見書を真摯に科学的な検証を行うことも、意見書提出者に意見を聴取することもなく、事務局の説明を「良し」とするだけのまったく一方的な進行でした。その内実を少しも知らない分科会委員が地元県知事である潮谷委員の不同意をもともせず小委員会報告を追認する、というのが残念ながらの現実です。

今後は、球磨川水系河川整備計画策定段階で、熊本の皆さんが基本方針を返上して、川辺川ダム中止を勝ち取るべく局面を作ることになります。全国の皆さんと共に、水源連も精一杯、今後に向けて現地の皆さんを支援します。

この分科会には「子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会」と熊本市民から要請書・意見書が提出されました。後ろに掲載します。

「県民の会」の要請書にはこれまで小委員会に提出した意見書の要約が添付されていますが、ここでは省略いたします。

意見書

社会資本整備審議会

河川分科会 御中

熊本市民

素人は悲しい存在だ。自分が持ち合わせていない知識や経験を有し、長年研究と研鑽を続けている「学者・学識経験者」の言葉を、額面どおり信じ込んでしまう。まして、それらの研究が評価され、国の施策に「学識経験者」として携わっておられるなら尚更に。彼らの言葉の一つ一つを丸ごと信じ、期待に胸を膨らませるのである。

<住民討論集会の追体験>

球磨川水系河川整備基本方針策定のための検討小委員会の第一回目の会合が、昨年4月13日に開催された。審理の開始にあたって近藤徹委員長は、「熊本県で開かれた住民討論集会を追体験したい」と発言した。翌日の新聞報道で近藤委員長のその発言を知った私は心から喜んだ。検討小委員会の審理は一方的に進むのではな

く、住民の意見も反映される公平な委員会が始まると信じたのである。

住民側が公表した「ダム代替案」と、「国交省には住民に対して説明責任があります」という潮谷知事の言葉から始まった川辺川ダム問題を考える住民討論集会。それは2001年12月から2003年12月まで、計9回にわたって開催され続けてきた。この討論集会を機に、それまでダム問題に関心を持たなかった熊本県民の多くが、ダム問題の行方に注目するようになった。ひとりの熊本県民に過ぎない私自身も同様であった。9回にわたり、治水や環境をテーマに住民側代表と国交省が壇上で論議を交わし、それを県民は傍聴席から双方のどちらに理があるか、誠実に問題と向き合っているのかを直接見続けてきた。将来に禍根を残さない選択をするためにはどうしたらいいのかと、論議に真剣に聞き入った。

ダムに関する大量の情報が双方から提示され、ダムか、非ダムかという論議が積み重ねられた。川辺川ダムに関して、主権者である県民自らが判断を下すための最良の情報開示の場が、そこには保障されていた。川辺川ダムは財政的にも環境的にも、流域だけの問題ではなく、すべての県民の問題だとボールが投げかけられていたのである。

その討論集会を追体験したいという。実際に住民討論集会が開催されるとは信じてはいなかったが、少なくとも委員各位の前に住民側と国交省の双方の主張が公平に出され、主要な論議のポイントに関しては、実際に討論が再現されるものと受け止めていた。

しかし、現実には夢のまた夢。ダムに反対する住民側の主張やその論理的な根拠など、すべては国交省の事務局が代読する。国交省の意見は、自ら読み上げる。当然国交省は、補足説明や資料の追加が可能となる優位な立場にある。更に分厚い資料を使い、「引き堤の影響」「土砂掘削の影響」など、住民側の代替案への反論が展開された。

ここには、住民討論集会で聞いた住民自身の生の声は、どこにもない。こういう現実の審理でありながら、「住民討論集会を追体験したい」という近藤委員長の発言の意図はどこにあったのだろうか。この欺瞞性について、まず厳しく指摘したい。

<地元代表委員と民意>

地元選出委員として、潮谷義子熊本県知事と福永浩介人吉市長が選ばれ、意見を述べ続けてきた。福永浩介市長はダムによる治水を強く主張し続けたが、果たして福永氏の意見は民意を反映したものであったのだろうか。3月23日の最後の委員会で、潮谷知事が言及された人吉市の住民アンケートの結果は、福永市長の言葉とは異なるものである。そのアンケートによると、ダム必要が9パーセント、条件付で認めるが12パーセント。これに対して、ダム不要が52パーセントになったという。

「河川整備基本方針」は地元の民意が反映されたものでなければならない。川辺川ダム建設予定地の相良村では、現在矢上雅義村長・村議会が一体となり、ダムに抛らない治水計画を求めている。加えて今回の人吉でのアンケート結果である。民意はダムありきの球磨川水系の整備基本方針を求めているのではない。

今人吉市では、福永氏の「任期満了」に伴う市長選挙が行われている。因みに福永氏は、人吉市及び球磨郡内の町村で構成される広域行政組合（理事長：福永浩介

市長)のし尿処理施設建設に伴う収賄容疑で3月3日逮捕され、同月23日に起訴された。現在も拘留中である。

潮谷義子知事は「(検討小委員会の審理内容に)納得できない」と訴え続けてきた。森林の保水力について、基本高水流量の算定の際、洪水調節施設を前提とした審理のあり方、そして環境問題、穴あきダム問題など、多岐にわたる事務局の説明や審理を通じて、理解できないこと、納得できないことについてひとつひとつ疑問を投げかけてきた。ほとんどの委員の方々が「事務局の説明に異論はない、了したい」という意見を述べ続けるなか、知事は問題点を鋭く指摘してきた。私は毎回のように委員会を傍聴し続け、会場の空気が激変する瞬間を何度も目にしてきた。この空気を共有していたはずの各委員には、「知事として県民に対して責任がある」と述べる知事の問題提起は届かなかったのだろうか。

<具体的な審議内容と委員会の役目>

今回国交省の基本高水流量の計算方法は、新たな方式が説明された。住民討論集会で、国交省が川辺川ダムの必要性を熊本県民に説明したときの計算方法は「単位図法」という方法であった。しかし、基本方針策定の検討小委員会では「貯留関数法」という異なる方法が採用されている。ところが結論の数字は「計算方法が異なるのに全く同じ」という、摩訶不思議な現象が説明された。これらをみれば、データの恣意的な調整が行われたのではないかと思いたくなる。

また、検討小委員会では地球温暖化の問題が話された。最近10年間の「集中豪雨的な雨の降り方の変化」などに関して委員から話が出されたと記憶する。しかし、それらの課題は「(議題を)広げすぎたら收拾がつかなくなる」として、審理の議題から外された経緯がある。確かに、球磨川水系の河川整備基本方針を検討する小委員会の議題として、地球温暖化にまで言及する議論が始まったら、それは検討小委員会の領域を大きく踏み外すものであろう。であるなら、そういう検討小委員会の基本的原則は最後まで堅持するべきではなかったか。同委員会が「川辺川ダム」や「穴あきダム」などの具体的な名称を上げて、「河川整備計画」の内容にまで言及した審理を進めたことは、この原則を踏み外したものではなかったか。検討小委員会の審理に整合性があったといえるのだろうか。これも大きな疑問として指摘したい。

毎回のように地元住民は意見書を出し続けた。地元水害体験者やダム反対住民グループの意見書は、議論の机上に載せられたのだろうか。8月の委員会で、地元から届いた意見書は審議の対象とするが、ダムは反対というものは個人的な意見なので対象としないという結論が出された。非常に残念なことであった。流域の住民の意見は、たとえ学問的裏付けがないとしても、球磨川のそばで何十年も生きてきた歴史と、川とともに生きてきた実体験に基づくものである。生活者としての視点が、そこにはある。それらの声を、「ダムアレルギー」として切り捨てるのは、学識経験者としての姿勢のありようを示したものと考えざるを得ない。各委員には球磨川水系を直接訪ねて、川と山と人々の暮らしを見て実体感することから始めていただきたい。

そもそも、川辺川ダムは昭和41年に計画が立てられ、昭和51年には多目的ダム法に基づく多目的ダムとして基本計画が、平成10年には変更計画が告示されている。しかし、ダムの水を利水事業に使う利水目的は、受益農民の「ダムの水は要らん」という声で破綻し、多目的ダムそのものの正当性さえ疑問視されている。治水目的にしても、流域のダムに対する考えは大きく変化してきている。然るに、昭和41年のダム建設計画、昭和51年のダム基本計画、平成10年の変更ダム計画、そして今回の河川整備基本方針策定と続く一連の流れは、川辺川ダムを前提としたものと受け取らざるを得ない。

<最後に>

3月23日、近藤委員長は国交省から出された整備基本方針（案）を裁定した。潮谷知事は「了解できない。異論を併記してほしい」と訴えた。しかし、委員長は「分科会でも意見は述べるができる」として、ペーパーに残すことを事実上拒否、その後「潮谷委員との意見のすりあわせを十分に行ったうえで、河川分科会に答申したい」との言葉で審理を締めくくった。傍聴した限りでは、潮谷知事と近藤委員長との意見の相違は大きく隔たっており、一度や二度のすりあわせで答申がまとまるとは到底思えないものだったと記憶している。然るに、4月19日に球磨川水系の河川分科会が開催されるという。

現在、人吉市では新たな市長を選ぶ選挙の真っ最中である。その市長選挙の期間中にこの分科会を開催することについても、そしてこの開催に関する情報が国交省のホームページに最新情報として掲載されたのが直近の4月13日であったという事実を見ても、開催日程の決め方そのものに疑問を抱かざるを得ない。

私を含め住民は、大変な費用と労力を費やし東京まで足を運び、審理の行方を見守り続けた。一年間に及ぶ傍聴を経て、地元住民と委員会との意識の差は埋めようもなく存在し続けていると感じた。誰のための学問であるのか、とさえ思うときがあった。このことは正直に述べておきたい。

ダムを取り巻く情勢の変化、環境問題への関心の広がり、そして昨今の地球温暖化に伴う雨の降り方の変化など、ダムによる治水の根拠は大きく揺らいでいる。各地で見られる大洪水は、従来の「押さえ込む治水」から、「溢れることを想定する治水」へと転換せざるを得ない状況になっている。だが、国交省は全国の河川で、ダムを前提とした治水と河川整備を今後も続けようとしている。洪水調節施設＝ダムという結論ありきの審理がダム建設に法的根拠を与えるものであるなら、余りにも住民を愚弄したものと言えるだろう。

地元熊本では、ダムに拠らない利水・治水を求める声と、身の丈に応じた地域の再生を求める声が大きくなっている。このような中、ダムありきの「球磨川水系河川整備基本方針」を踏まえた河川整備計画を拙速に決定することは、地元に新たな対立を招くものである。今大事なことは、川とともに生き続ける住民の意思が反映された、新たな河川行政の策定であろう。住民の声に耳を傾けてほしい。民意を把握し、住民とともに作り上げる河川整備計画の策定を強く願っている。

2007 年 4 月 17 日

社会資本整備審議会河川分科会

分科会長 西谷 剛 様

委 員 各 位

子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会 代表 中島 康

(川辺川ダム反対 52 住民団体代表連絡先)

〒860-0073 熊本市島崎 4-5-13

TEL:070-5273-9573 FAX:020-4668-3744

球磨川水系河川整備基本方針の審議に関する要請

球磨川水系に関する河川整備基本方針検討小委員会の運営は、近藤徹委員長が「住民討論集会の追体験」が必要と言いながら、実際には、住民討論集会で出された住民側の主張に一方的な反論を加えるだけで、住民が小委員会の開催ごとに提出した意見書・要望書をともに審議することなく、住民の意見を聞くことも全くない、公正性が著しく欠落したものでした。

同小委員会は 3 月 23 日に、実質的に主たる治水対策を川辺川ダムに限定する基本方針案を近藤委員長が取りまとめるとして終了しましたが、熊本県知事である潮谷義子委員は近藤委員長のとりまとめに対して不同意を表明しました。

このように地元住民、そして地元代表としての委員である潮谷委員の意向を無視した小委員会の運営が行われたことを十分に理解され、河川分科会では下記の事項に基づいて、十分な実質審議を行うことを要請します。

要請事項

1. 住民が提出した意見書の内容を十分に踏まえた審議を行うこと

住民が検討小委員会に提出した意見書の抜粋は別紙のとおり。

(基本高水流量 1～7 ページ、計画高水流量 8～9 ページ、環境問題 10 ページ)

2. 「審議会等の整理合理化に関する基本的計画（平成 11 年 4 月 27 日 閣議決定）別紙 3『審議会等の運営に関する指針』」に基づいて検討小委員会への意見書・要望書の提出者および水害被害体験者、川漁師に出席を求めて意見交換を行うこと。

別紙 3『審議会等の運営に関する指針』 3. 議事 3) 利害関係者の意見聴取等

① 審議会等は、その調査審議に当たり、特に必要があると認めるときは、当該調査審議事項と密接に関連する利益を有する個人又は団体から意見を聴取する機会を設けるよう努めるものとする。この場合において、他の関係者の利益との公正な均衡の保持に留意するものとする。なお、公聴会の開催等、法令に別段の定めのあるときは、それによるものとする。

② 審議会等に対して、①の意見聴取に係る申出又は審議会等に関する苦情があったときは、各府省は、庶務担当当局としてこれらの整理等をした上で、その結果を適時に審議会等に報告するよう努めるものとする。

3. 4 月 19 日開催を知りえたのは 4 月 13 日であること、また、4 月 22 日は人吉市長選挙・人吉市議会議員選挙なので、上記指針に基づく申し立てが間に合わない。申し立て予定者がいるので、考慮されたい。

国交省 P H

H19年4月10日

「大臣定例記者会見」より

(問) 昨日、次官にもお伺いしたのですけれども、休止中の淀川水系流域委員会のレビューが出ました。内容についてはお聞きになっているかと思うのですけれども、結局淀川方式と呼ばれるものを少しでも取り入れようとするかどうかということ、事業についての説明責任を果たそうとするかどうか、信頼される事業を進めようとしているかどうかという気構えにかかっているのではないかという思いを強くしています。そういう意味で、先日国交省としてもアカウンタビリティに対する素晴らしい指針を出されたということもありますけれども、今後こういったレビューの結果をどのように他の水系、あるいは公共事業全般に取り入れようとするのか、そのご決意についてお聞かせください。

(答) 淀川水系についての問題について、レビュー委員会を開いて、その良かった面、悪かった面というものを熱心に議論をして、その結果が明らかにされました。その結果というものは、尊重する方向で重く受け止めるべきだということに思います。ただ水系というものは、淀川の他にも大きいものがたくさんありますが、それぞれに事情が違います。したがって、淀川水系がこうだったから他にもこうあるべしというように、そのまま当てはめることができるかどうかはわかりません。しかし、そこに流れる思想、先程透明性と仰いましたけれども、多くの方々の意見を率直に聞くという淀川方式、6年もかけてやった淀川水系というものについて、それをもう一度レビューし、そしてその良かった点悪かった点というものをそこで指摘していただいたわけですから、悪かった点は排除し、良かった点は出来るだけ尊重をするということが大事だろうというように思います。それは淀川だけではなく他の水系に対しても、こういうレビューが行われたということは当然通知するわけですから、そういうものについてそれぞれに尊重されるであろうというように思います。ただ、大事なことは、長い間議論をしている間に、例えば梅雨前線のような集中豪雨が起って、そしてそれが取り返しのつかない結果を出してしまったのでは、しょうがないわけです。その安全・安心は国土交通省が責任を持ってやっているわけですから、私は、そういう意見を十分聞くということと、そして我々の責任に基づいて判断をしていくということが大事だろうと。判断する上において、どういう意見があるか詳細にお聞きするということは大事だけれども、あくまで判断は我々がしなければならぬ。それは国民に対する我々の義務であるというように考えています。

淀川流域委を評価

国交省の「重要な役割果たした」
検証委

国土交通省近畿地方整備局の専門家会議「淀川水系流域委員会」(1月会)が設けた「レビュー委員会」(座長＝見上素洋・末から休止中)の活動を立命館大教授)の会合が、重ね、委員が住民から意見

見を聴きながら議論を深めた点など、流域委について「重要な役割を果たした」と、肯定的に評価する見解をまとめた。同整備局は、レビュー委員の見解に基づいて流域委を7月中旬に再開。再開後の委員は第三者組織

を来月設置し、決める。見解では、庶務機能を国交省から独立させて民間企業に任せたり、一般公募で流域に詳しい住民代表を委員に加えた点も評価した。一方、6年間で20億円に上った運営費については「先例の

ない取り組みでやむを得ないが、反省すべきところはある」とした。流域委は、各地方整備局が策定する河川整備計画に「地域住民の意見の反映」を義務付けた改正

河川法に基づき、01年に設置。03年には、建設・計画中のダムについて「自然環境に影響が大きい」として建設しない」と「脱ダム」を提言した。【野田武】

他水系でも採用を

淀川水系流域委員会(以下「淀川方式」として評価されてきた。国土交通省が自ら設置した組織が、この「淀川方式」を肯定的に評価した意味は大きい。

97年に改正された河川法に基づき、淀川を含む各河川に流域委が設置された。しかし全国的には、住民代表を公募で委員に選定したり、傍聴者の住民が委員会に発言して議論に参加できるケースは少なく、淀川流域委は注目される存在だった。

特に、ダムや堰の建設計画を巡って住民と国の意見が対立する利根川や吉野川には学識者だけの諮問会議がなく、市民

団体などが「淀川方式」の流域委を求めたが、地方整備局の意向で設置されていなかった。谷本光司・近畿地方整備局河川部長は、今回のレビュー委員の見解について「全国の他水系でも参考にしよう」と、各地地方整備局に送付する」と述べた。国交省や各地方整備局は今後、住民参加を重視した「淀川方式」の良い部分を各地で積極的に取り入れていくべきだろう。【野田武】

国土交通大臣 冬柴鐵三 殿

河川行政の民主化を求める要請

【要請趣旨】

現在、河川整備基本方針及び河川整備計画の策定が進められています。

河川整備基本方針の策定においては、基本高水流量・計画高水流量は従前の工事实施基本計画で定めた値を科学的に検証することなく、ほとんど同じ値が踏襲されています。その結果、基本高水流量がきわめて過大であるため、それに対応する河川整備を実現することが困難となり、多摩川、利根川など、多くの水系では現実性が失われた基本方針になっています。また、球磨川の河川整備基本方針に関する検討小委員会では、従前の基本高水流量等を踏襲することで、治水対策を川辺川ダムに限定させることを狙った基本方針が策定されようとしています。しかし、それは川辺川ダムに大多数が反対している流域住民が受け入れられるものではありません。このように流域住民の意向と乖離した河川整備基本方針が策定されています。それは、いずれの小委員会においても、流域住民から提出された意見書が真摯に議論されないことに起因しています。

他方、河川整備計画の策定においては、1997年河川法改正の精神である「住民の意見反映」の実践を目指した淀川水系流域委員会が休止されてしまうことに象徴されるように、住民を排除した河川行政になってきています。肱川水系の河川整備計画策定では流域委員会から住民が締め出され、吉野川水系では、流域委員会は設置せず抜き打ちで複数回の意見聴取する方式をとり、天塩川流域委員会では、市民から出された代替案の科学的な検討を行なおうとせず、さらに利根川水系でも流域委員会を設置することなく「住民の意見は公聴会で聴き置くにとどめる」という住民無視の姿勢が顕著になってきています。

このような住民を無視した、民主主義に反する河川整備計画の策定は、河川を住民の手の届かないところに追いやり、その結果として河川行政を住民と敵対するものにしてしまい、本来の治水対策をはじめとした河川行政を遅らせることになります。

よって、河川を流域住民の手に取り戻すため、以下の事項を要請します。

【要請事項】

一、河川整備基本方針の策定について

- ① 現実性がなく、実現不可能な基本方針を策定しないこと。
- ② 実質的に治水対策の選択範囲を限定するような基本方針を策定しないこと。
- ③ 従前の工事实施基本計画の基本高水流量を踏襲するのではなく、森林の保水力の向上を評価し、科学的に妥当な基本高水流量を新たに設定すること。
- ④ 検討小委員会において、住民から提出された意見書についての議論を真摯かつ丁寧に行うこと。
- ⑤ 意見書提出者を検討小委員会に招致し、委員及び事務局との双方向の議論を保証すること。
- ⑥ 意見書作成の際に必要な資料について、住民に提供すること。
- ⑦ 検討小委員会において、傍聴者に発言の機会を与えること。
- ⑧ 検討小委員会は当該水系現地で開催すること。

二、河川整備計画の策定について

- ① 河川法 16 条の 2 第 2 項に関して、「河川の状況に詳しいもの」として流域住民を公募し、その

公募委員を加えた流域委員会を設置すること。

- ② 上記の委員会は完全公開とし、傍聴者に発言の機会を与えること。
- ③ 上記の委員会は、流域住民との意見交換会を持つこと。
- ④ 同条第3項に関しては、単に意見を聴くおくだけの公聴会ではなく、住民と河川管理者が議論を行うことができる双方向性の公聴会とすること。
- ⑤ 住民が意見書を作成する上で必要な資料を河川管理者が提供すること。

以上

要請団体

番号 北から	団体名	肩書き	氏名	事務局 所在地
1	北海道の森と川を語る会	代表	小野有五	北海道
2	下川自然を考える会	代表	桑原友一	北海道
3	サンルダム建設を考える集い	代表	渋谷静男	北海道
4	サンル川を守る会	代表	橋本泰子	北海道
5	(社)北海道自然保護協会	会長	佐藤 謙	北海道
6	成瀬の水とダムを考える会	代表	奥州光吉	秋田県
7	Water Watch Network	代表	草島進一	山形県
8	最上小国川の“真の治水”を考える会	代表	押切喜作	山形県
9	ハッ場ダムを考える会	代表代行	西園大実	群馬県
10	ハッ場ダムをストップさせる群馬の会	事務局長	鈴木 庸	群馬県
11	渡良瀬遊水池を守る利根川流域住民協議会	代表世話人	高松健比古	栃木県
12	ダム反対鹿沼市民協議会	会長	広田義一	栃木県
13	思川開発事業を考える流域の会	代表	伊藤武晴	栃木県
14	ムダなダムをストップさせる栃木の会	事務局長	伊藤武晴	栃木県
15	ハッ場ダムをストップさせる茨城の会	代表	柏村忠志 濱田篤信	茨城県
16	利根川の水と自然を守る取手連絡会	共同代表	近藤欣子 武藤千鶴子	茨城県
17	霞ヶ浦導水事業を考える県民会議	代表	柏村忠志 濱田篤信	茨城県
18	ハッ場ダムをストップさせる埼玉の会	代表	藤永知子	埼玉県
19	水源開発問題全国連絡会	共同代表	嶋津暉之 遠藤保男	東京都
20	ATT 流域研究所	代表	丸井英臣	東京都

21	全水道 関東地方本部	執行委員長	佐々木幸雄	東京都
22	ハッ場ダムをストップさせる東京の会	事務局長	深沢洋子	東京都
23	多摩川を飲める水にする会	代表	水村節子	東京都
24	立川生活者ネットワーク	代表	稲橋由美子	東京都
25	千葉県自然保護連合	代表	牛野くみ子	千葉県
26	ハッ場ダムをストップさせる千葉の会	共同代表	村越啓雄 中村春子	千葉県
27	利根川流域市民委員会	共同代表	佐野郷美 嶋津暉之 吉田正人	千葉県
28	利根川江戸川流域ネットワーク	代表	佐野郷美	千葉県
29	市川緑の市民フォーラム	事務局長	佐野郷美	千葉県
30	相模川キャンピングシンポジウム	代表	岡田一慶	神奈川県
31	ふるさとの清津川を守る会	事務局	藤ノ木信子	新潟県
32	奥胎内ダムを考える会	代表	三橋允子	新潟県
33	新潟県自然・環境保全連絡協議会	会長	諸橋 潔	新潟県
34	環境会議・諏訪	会長	塩原 俊	長野県
35	溪流保護ネットワーク・砂防ダムを考える	代表	田口康夫	長野県
36	太田川ダム研究会	責任者	岡本 尚	静岡県
37	空港はいらない静岡県民の会	事務局長	桜井建男	静岡県
38	徳山ダムをやめさせる会	共同代表	伊藤達也 在間正史	愛知県
39	新川決壊水害訴訟原告団	団長	井上貞夫	愛知県
40	豊川を守る住民連絡協議会	会長	渡辺 正	愛知県
41	豊川を勉強する会	会長	松倉源造	愛知県
42	設楽ダムの建設中止を求める会	代表	市野和夫	愛知県
43	徳山ダム建設中止を求める会	代表	上田武夫	岐阜県
44	黒部川ウオッチング富山ネットワーク	代表	金谷敏行	富山県
45	兼六園と辰巳用水を守り、ダム建設を阻止する会	代表	碓山 洋	石川県
46	NPO 法人伊賀・水と緑の会	代表理事	森本 博	三重県
47	関西のダムと水道を考える会	代表	野村東洋夫	大阪府
48	長良川河口堰建設をやめさせる市民会議	代表	天野礼子	大阪府
49	長良川河口堰建設に反対する会	事務局長	天野礼子	大阪府
50	市民のひろば	代表	増田京子	大阪府
51	富田林の自然を守る会	代表	田淵武夫	大阪府
52	槇尾川ダムの見直しを求める連絡会	代表	榊原鉄次	大阪府

	会			
53	玉川峡(紀伊丹生川)を守る会	代表	石神正浩	和歌山県
54	自然愛・環境問題研究所	総括研究員	浅野隆彦	奈良県
55	環瀬戸内海会議	代表	阿部悦子	岡山県
56	寒霞溪の自然を守る連合会	代表	山西克明	香川県
57	海部の自然から学ぶ会	代表	藤田 恵	徳島県
58	NPO法人吉野川みんなの会	代表理事	山下信良	徳島県
59	大洲市の住民投票を実現する会	代表	玉岡政廣	愛媛県
60	肱川・水と緑の会	会長	池田亀菊	愛媛県
61	長浜町をまじめに考える会	会長	中野茂明	愛媛県
62	愛媛環境ネットワーク	代表	阿部悦子	愛媛県
63	環境共育を考える会	代表世話人	松原 学	福岡県
64	子守唄の里・五木を育む清流川辺川を守る県民の会	代表	中島 康	熊本県
65	清流球磨川・川辺川を未来に手渡す流域群市民の会	代表	緒方俊一郎	熊本県
66	美しい球磨川を守る市民の会	代表	出水 晃	熊本県
67	オフィス未来	代表	小川みさ子	鹿児島県

《連絡先》水源開発問題全国連絡会（東京都千代田区平河町1-7-1W201）

担当：遠藤保男（TEL&FAX: 045-561-8186）

「川を流域住民（あなた）が取りもどすための 全国シンポジウム」（8月12日）のお知らせ

「川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム」の開催をお知らせいたします。
参加の呼びかけとあわせて、シンポジウムの呼びかけ人を募っています。
徳島では阿波踊りの熱気とあわせて、みなさまのシンポジウムへのご参加をお待ちしております。

シンポジウム事務局 巢山太一（NPO 法人吉野川みんなの会）

川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム・趣意書

実行委員会委員長 宇沢弘文

（東京大学名誉教授・同志社大学社会的共通資本研究センター長）

川はもともと流域に住む人々のものでした。人々は川との付き合いの中に日々のくつろぎや労働のよろこびを刻み、その記憶を何世代も継承し、川文化を形成してきました。川を挟んで争いごともありましたが、住民同士で話し合い、解決する文化も持っていました。

しかし、明治時代以降の近代化とともに人々の川への発言権は奪われ、1896（明治 29）年の河川法制定によって治水・利水が中央集権化され、その効率的な達成のため、河川環境は荒廃し、人と川との関係は寸断され、川にまつわる文化、自然と共生する文化は顧みられなくなりました。

ところが 20 世紀の終末に、長良川河口堰反対運動に象徴されるように、川を住民に取り戻す運動が広がり、1997（平成 9）年に河川法が改正されました。この河川法改正で、その目的に治水と利水のほかに「河川環境の整備と保全」が謳われ、さらに「必要があると認めるときは」という前提付きでしたが、関係住民の意見を反映させることになりました。これを受けて、国土交通省や県の河川行政では、淀川水系流域委員会や武庫川流域委員会に代表されるように、積極的に住民の意見を反映させる措置を講じてきました。

しかし、ここに来て急に国土交通省は、淀川水系流域委員会を休止し、吉野川や利根川での流域委員会の設置要望にもかかわらず、自治体の首長・学識経験者・住民の三者を分断して意見を聴き置くという方向に転じて、第十堰の可動堰化を選択肢に残し、川辺川ダム（熊本県）、山鳥坂ダム（愛媛県）、設楽ダム（愛知県）、川上ダム（三重県）、丹生ダム（滋賀県）、ハッ場ダム（群馬県）、浅川ダム（長野県）、小国川ダム（山形県）、サンルダム（北海道）などのダム建設や木曾川導水路計画を強行する構えになっています。

この事態において、川の自然環境を尊重し、川文化を再構築しようとしてきた人々が結集して、流域住民の意見を具体的に反映させるよう、強く要望する必要があると考えます。そのために、条例による住民投票で住民の意思が明らかになっている徳島を舞台に、下記の日程で「川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム」を開催したいと企画しました。

川をこよなく愛し、自然との共生を願う貴方に、その呼びかけ人になっていただきたく、お願い申し上げます。

呼びかけ人賛同費 振込先

郵便振替 口座番号 01690-6-93555

「川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム」開催要項

1. 日時 2007年8月11日（土）～8月12日（日）
2. 会場 徳島大学蔵本キャンパス 大塚講堂（徳島市）
3. 主催 「川を流域住民（あなた）が取りもどすための全国シンポジウム」実行委員会
4. 参加費 シンポジウム参加費 1000円（前売り券1日のみでも、2日参加でも）
（当日券 1200円 懇親会、エクスカーションは費用別です※要申込）

◆ シンポジウムスケジュール

1日目（11日） 13時～17時30分

- オープニングアクト（ピアノ演奏） 河野康弘 13:00～13:15
- 基調トーク 「社会的共通資本としての川」 宇沢弘文 & 大熊孝 13:20～14:20
- 全国川マップ「いま日本の川で何が起きているのか」 14:20～15:20
ディレクター：蔵治光一郎
- シンポジウム「河川法改正から10年-それぞれの挑戦」 15:30～17:30
 - ・宮本博司（元国交省淀川工事事務所長） ・今本博健（淀川流域委員会前委員長）
 - ・矢上雅義（熊本県相良村村長） ・野田知佑（吉野川の学校校長）
 - ・松本誠（武庫川流域委員会委員長） ・住民（会場発言歓迎）
- コーディネーター：姫野雅義（吉野川シンポジウム実行委員会）
- 懇親会（徳島市シビックセンター） 18:30～20:30

2日目（12日） 9時～12時15分

- 特別講演 「地方分権-流域住民（あなた）が川をとりもどす時代」 9:10～9:50
神野直彦（新地方分権構想検討委員会委員長）
- シンポジウム「政治はどうやって川の問題を解決するのか」 10:00～12:00
 - ・嘉田由紀子（滋賀県知事） ・各政党からの代表議員
 - ・中村敦夫（俳優）
- コーディネーター：赤津加奈美（弁護士）
- 総括とシンポジウム宣言 12:00～12:15
- エクスカーション 12:30～

◆ エクスカーションのご案内（詳細はお問い合わせください）

- A わが国最大級の吉野川汽水域（河口～第十堰）見学会 8月12日午後
- B 姫野雅義さんに行く第十堰見学会 8月12日午後
- C 野田知佑さんと第十堰カヌー川遊び 8月12日午後
- D さわやか吉野川サイクリング 8月12日午後
- E 上勝町見学会 8月12日午後～13日午前
- F 藤田恵さんに行く那賀川と細川内ダム資料館見学会 8月12日午後～13日午前
- G 吉野川連と一緒に踊る阿波踊り 8月12日夕方

◆ 参加方法・問い合わせ シンポジウム事務局 巢山 までご連絡ください。

携帯：090-1325-3075 E-mail:office@daiju.ne.jp

※内容は一部変更になる可能性があります。